

日新火災の現状 2020

*To Be a **Good Company***



はじめに

日頃より日新火災をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。
このたび、当社の経営方針、事業概況、財務状況等事業活動について
わかりやすく説明するため、ディスクロージャー誌「日新火災の現状
2020」を作成しました。

本誌が当社をご理解いただく上で、皆さまのお役に立てれば幸いです。

2020年7月

※本誌は「保険業法(第111条)」および「同施行規則(第59条の2および第59条の3)」に基づいて作成したディスクロージャー資料(業務および財産の状況に関する説明資料)です。

会社の概要 (2020年7月1日現在)

社名	日新火災海上保険株式会社
本店所在地	東京都千代田区神田駿河台二丁目3番地
取締役社長	織山 晋
創業	1908年(明治41年)6月10日
資本金	203億円
従業員数	2,215名
代理店数	12,339店

子会社
日新火災総合サービス株式会社
日新情報システム開発株式会社
ユニバーサルリスクソリューション株式会社
日新火災インシュアランスサービス株式会社

※従業員数・代理店数は2020年3月31日現在



日新火災

当社のシンボルマークは、ブルーの半円に表されている未来と、それに続くしなやかな緑の曲線で描かれている道によって構成されています。このシンボルマークには、100年を超える歴史を背景に、より輝かしい未来に向かって歩み続ける日新火災の意志が込められています。

メインコーポレートカラーであるグリーンは「いきいきとした活動力・生命力」を、また、サブカラーである鮮やかなブルーは「積極性・知性」を象徴しています。

目次

トップメッセージ	2
お客さまにご満足いただくために	4
トピックス	11

東京海上グループについて

東京海上グループ概要	14
東京海上グループについて	16

日新火災の経営について

日新火災の経営戦略	20
代表的な経営指標	21
2019年度の事業概況	26
内部統制基本方針	28
コーポレートガバナンスの状況	30
サステナビリティの考え方	32
コンプライアンスの徹底	40
情報開示、情報提供活動	45
勧誘方針	46
リスク管理	47
資産運用	51
個人情報への対応	52
募集制度	55

商品・サービスについて

保険の仕組み	58
個人向け保険商品	62
個人向けサービス	64
企業向け保険商品	66
企業向けサービス	67

新商品の開発状況および約款・ 料率の改定	68
-------------------------------	----

業績データ

事業の状況	70
経理の状況	82

コーポレートデータ

沿革	118
株式の状況	119
会社の組織	121
役員の状況	122
従業員の状況	125
健康経営の取り組み	126
企業集団の状況	127
設備の状況	128
店舗の一覧	130
店舗ネットワーク	135

トップメッセージ



取締役社長 織山 晋

平素より、皆さまには日新火災をお引き立て賜り、誠にありがとうございます。

はじめに、この度の新型コロナウイルス感染症に罹患された皆さまならびに関係者の皆さまに心よりお見舞い申し上げます。また、医療・介護に従事されている皆さまをはじめ、感染拡大防止に日々ご尽力されている皆さまに深く感謝申し上げます。

さて、昨年度は、一昨年度に続いて、豪雨や相次ぐ台風の上陸など多くの自然災害が発生し、各地に大きな被害が生じました。被害に遭われた皆さまに心よりお見舞い申し上げます。当社では災害発生直後から災害対策本部を設置し、被災されたお客さまへ迅速かつ適切に保険金をお支払いするため、社員および被災地の代理店が総力をあげてお客さまへの対応を進めてまいりました。

当社は、お客さま本位の安心と補償をお届けし、最も身近で信頼されるリテール損害保険会社を目指すことを経営理念に掲げ、その実現に向けて取り組んでおります。

2018年度からスタートしました中期経営計画におきましても、お客さまに寄り添う気持ちを大切に、当社の使命である「事故や災害の際に最もダメージを感じやすいリテールのお客さまをお守りすること」を徹底して追求しております。シンプルでわかりやすい独自の商品とサービスをお届けすべく、2019年度は、ケガの治療に特化した新商品「キズいえ〜（日常生活傷害補償保険）」の開発や、自由設計型火災保険「住自在（すまいの保険）」のイ

経営理念

日新火災は、お客さま本位の安心と補償をお届けし、
最も身近で信頼されるリテール損害保険会社を目指します。

- ◆ 安心を実感していただける的確で誠実な対応を常に心がけ、お客さまにとってわかりやすい商品とご満足いただけるサービスを提供します。
- ◆ 健全性・収益性を確保し企業価値の向上をはかるとともに、積極的な情報開示に努め、株主の負託に応えます。
- ◆ 代理店の自主性・独立性を尊重するとともに、お客さま本位の価値観を共有し、相互の発展をはかります。
- ◆ 従業員一人ひとりがお客さま本位を実践し、いきいきと働くことができる企業風土を築きます。
- ◆ 損害保険事業を通じて地域社会の発展に貢献するとともに、従業員・代理店の地域活動や社会貢献活動への参画を支援します。

インターネット販売を開始したほか、子会社を通じて提供する新たな防災・減災サービス「防火管理者受託型コンサルティングサービス」を開始しました。

2020年度は、東京海上グループおよび当社の中期経営計画の最終年度にあたります。これまで進めてまいりました営業部門・損害サービス部門・代理店が一体となったサービスをお客さまへお届けするとともに、中長期的に予測される事業環境の変化を見据えた準備にも引き続き取り組んでまいります。「ビジネスモデルのさらなる進化」と「社員一人ひとりの成長」を柱に、日々新たな挑戦を続け、長期ビジョン「代理店とともに『当社ならではの』の価値をお届けすることで、お客さまから選ばれ成長する国内オンリーワンのリテール損害保険会社」の実現を目指してまいります。

また、当社は東京2020オリンピック競技のスポーツクライミングを応援するとともに、世界で活躍しているスポーツクライミング選手をサポートしております。競技や選手のサポートを通じて、私たちも成長を目指していきたいと考えております。東京2020オリンピック・パラリンピックに向け、世界中の人々が注目するこのビッグイベントを、東京2020大会のゴールド損害保険パートナーである東京海上日動とともに、全社を挙げて盛り上げてまいります。（日新火災は東京海上日動と同じグループの損害保険会社です）

これからも当社は、経営理念の実現に向け、さまざまな取り組みを進めてまいります。今後とも一層のご愛顧、お引き立てを賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

お客さまにご満足いただくために

お客さま本位の業務運営

当社は、お客さま本位の安心と補償をお届けし、最も身近で信頼されるリテール損害保険会社を目指すことを経営理念に掲げています。

安心を実感していただける的確で誠実な対応を常に心がけ、お客さまにとってわかりやすい商品と、ご満足いただけるサービスを提供し、地域社会の発展に貢献するよう取り組んでいます。

また、お客さまをはじめとした社会からの要請に応えることをコンプライアンスと捉え、コンプライアンスの徹底は当社の経営理念の実践そのものであるとの認識のもと、事業活動のあらゆる局面において、その徹底を最優先にしています。

そして、お客さまに寄り添い、多様化するニーズを鋭敏に捉えながら、「お客さま本位」の保険事業をより徹底していく

ために「お客さま本位の業務運営方針」を策定し、その方針に基づいた具体的な取り組みを実行しています。

社会環境が大きく変化し、リスクも多様化する中で、保険事業の存在意義は、お客さまの暮らしや事業の安心・安全・安定に貢献することであり、事故や災害といった非日常的な状況の中でも、お客さまに安心していただくための「寄り添う力の担い手」となることが、当社の使命です。

当社は、これからも、お客さまに寄り添う気持ちを大切に、「事故や災害の際に最もダメージを感じやすいリテールのお客さまをお守りすること」を徹底して追求し、真に必要とされる良い会社“Good Company”を目指し、代理店と一体となって努力し続けてまいります。

お客さま本位の業務運営方針

運営方針1 お客さまの声を活かした業務運営

「お客さまの声」を真摯に受けとめ、安心を実感していただける的確で誠実な対応を行うとともに、お客さまにとってわかりやすい商品とご満足いただけるサービスの提供に積極的に活かします。

運営方針2 保険募集

お客さまを取り巻くリスクや、お客さまのご意向を把握した上で、ご契約を締結するに際して必要な情報を提供しながら、ふさわしい商品・サービスを提案するよう努めます。

運営方針3 保険金のお支払い(損害サービス)

お客さまのご加入されている保険契約の内容に基づいて、お支払いが可能な保険金をお客さまに漏れなく案内し、迅速かつ適切にお支払いするなどして、お客さまに寄り添った損害サービスを実現するよう努めます。

運営方針4 運営方針の浸透に向けた取り組み

代理店や社員が常にお客さま本位の行動をしていくために、研修体系の整備や運営方針の浸透に向けた取り組みを推進します。

運営方針5 利益相反等の管理

「東京海上グループ 利益相反取引等の管理に関する方針」に則り、役職員一同がこれを遵守することによって、お客さまの利益が不当に害されることのないように、利益相反等の管理に努めます。

「お客様の声」への対応

✚ 「お客様の声」 対応基本方針

当社は、「お客様の声」対応基本方針を策定し、「お客様の声」をもとに商品・サービスや会社業務全般の品質の向上を目指し、取り組んでいます。また、「お客様の声」対応プロセスを継続的に改善することで、「最も身近で信頼されるリテール損害保険会社」としての社会的責任を果たすとともに、お客さま本位の事業展開を実現します。

「お客様の声」 対応基本方針

「お客様の声」を真摯に受けとめ、安心を実感していただける的確で誠実な対応を行うとともに、お客さまにとってわかりやすい商品とご満足いただけるサービスの提供に積極的に活かします。

✚ 「ISO 10002」 規格への自己適合宣言

「お客様の声」への対応プロセスを全社で標準化するために、国際標準化機構(ISO)において発行された苦情対応マネジメントシステム「ISO10002(品質マネジメントー顧客満足ー組織における苦情対応のための指針)」に準拠した業務態勢見直しを行い、2008年7月に公表しました。

ISO10002は2004年に発行された国際規格です。当社では、規格への適合を維持するためにISO10002に準拠した内部監査等により定期的に規格への適合を確認しています。

「お客様の声」をお聴きする仕組み

✚ 「お客様の声」 の受付窓口

当社ではお客さまの契約を担当する代理店を通じて、また全国の営業・損害サービス拠点、テレホンサービスセンター、お客さま相談室のほか、ホームページでも「お客様の声」を承っています。特に苦情に関しては、関連部門とも連携し、迅速かつ適切な対応を行っています。

■最寄りの営業・損害サービス拠点

(P.130「店舗の一覧」をご参照ください。)

契約に関するご質問やご相談は最寄りの営業拠点(サービス支店・支社)に、事故の経過確認・解決についてのご相談はお客様の事故対応を担当する損害サービス拠点(サービス支店・支社、サービスセンター)にお問い合わせください。

(受付時間 9:00～17:00・土日祝日除く)

■テレホンサービスセンター

・保険金の請求に関するご相談やご不満を「サービス24」でお受けしています。

0120-25-7474(受付時間 24時間365日)

・当社の商品やサービスに関するご相談やお問い合わせを日新火災テレホンサービスセンターでお受けしています。

0120-616-898

(受付時間 平日9:00～20:00 土日祝日9:00～17:00)

2019年度は58,119件のお問い合わせ等を承りました。そのうち1,087件が「苦情と不満」となっています。

■お客さま相談室

相談対応窓口として「お客さま相談室」を設置し、お客さまからのご意見やご要望および当社や当社代理店への苦情や不満を承っています。

0120-17-2424(受付時間 9:00～17:00・土日祝日除く)

2019年度は2,643件のご相談等を承りました。そのうち556件が「苦情と不満」となっています。

■ホームページ照会窓口

(<https://www.nisshinfire.co.jp/>)

当社ホームページ上にお客さまからのご照会専用ページを設け、商品やサービスあるいは損害保険全般についてのお問い合わせや、当社へのご意見等を承っています。

お客さまにご満足いただくために

■ アンケートの実施

当社ではお客さまの満足度やご意見を積極的にお聴きする取り組みとして、各種アンケートを実施しています。

アンケート等を通じてお客さまニーズの把握に努め、より一層お客さまにご満足いただけるよう代理店とともにサービス品質の向上を図っていきます。

■ 契約手続きに関するアンケート

契約手続き時の対応に関するアンケートをインターネット上で実施しており、2019年度はご回答いただいた84.8%のお客さまからご満足の評価をいただいています。

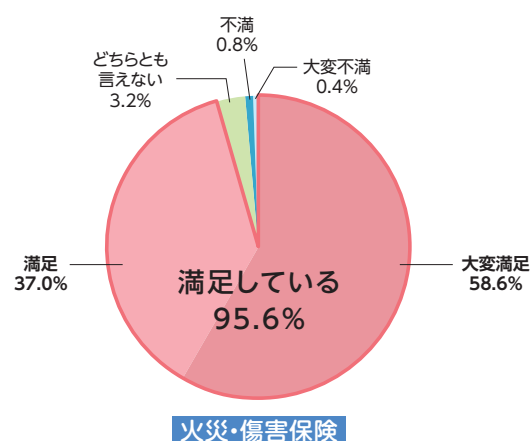
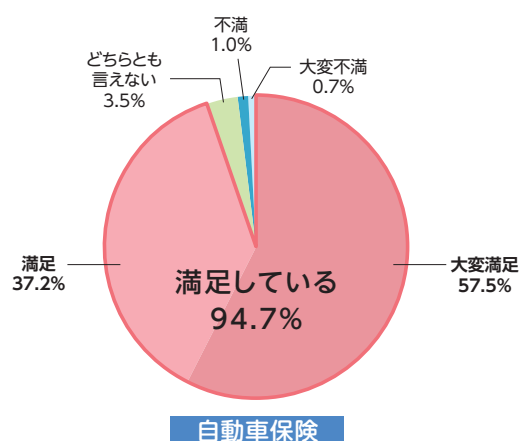
■ 保険金のお支払いに関するアンケート

保険金のお支払い後に、事故対応サービスに関するアンケートを実施しています。2019年度はお客さまから32,834件のご回答をいただきました。

アンケートでは、事故受付から保険金をお支払いするまでの事故対応サービス全般や、担当者・代理店による対応へのお客さまの評価を伺っています。

2019年度 保険金のお支払いに関するアンケートより

〈事故対応サービスの総合的な満足度〉



お客さまからの苦情への対応

「苦情」とは

当社では、「お客さまから不満足の原因があったもの」を「苦情」として受けとめています。いただいた苦情には、迅速かつ丁寧に対応するとともに、お客さまからの貴重なご意見として業務改善にいかしています。

「お客さまの声(苦情)」受付状況

当社では全国の拠点から全社員が入力可能な「お客さまの声活用システム」により、全社を挙げて積極的に「お客さまの声」を把握し、その内容を登録する取り組みを行っています。なお、苦情受付件数や苦情事例・改善事例等は当社ホームページにも開示しています。

(<https://www.nisshinfire.co.jp/>)

■苦情受付件数

	2018年度	2019年度
1. 契約・募集行為		
(1) 商品内容(補償内容等)	17	12
(2) 契約継続手続き(手続き漏れ・遅れ等)	151	165
(3) 募集行為(お客さまへの意向確認不足等)	87	113
(4) 契約内容・条件等の説明不足・誤り	394	372
(5) 契約の引受(条件、制限等)	15	19
(6) 保険料の計算誤り	23	30
(7) 接客態度	53	30
(8) 帳票類(申込書、請求書、パンフレット等)の内容	20	20
(9) その他	132	171
小 計	892	932
2. 契約の管理・保全・集金		
(1) 証券未着・誤り	29	29
(2) 分割払・口座振替対応	32	48
(3) 契約の変更手続き	326	307
(4) 契約の解約手続き	295	243
(5) 満期返れい処理(手続き遅延、返れい金額等)	4	5
(6) 接客態度	36	11
(7) その他	91	64
小 計	813	707
3. 保険金		
(1) 保険金のお支払い金額	188	131
(2) 対応の遅れ・対応方法	605	716
(3) 保険金お支払いの可否	45	43
(4) 接客態度	254	229
(5) その他	5	7
小 計	1,097	1,126
4. その他(個人情報の取り扱いに関する苦情を含む)	32	31
合 計	2,834	2,796

中立・公正な立場で問題を解決する 損害保険業界に関連した紛争解決機関

■一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と

手続実施基本契約を締結しています。

同協会では、損害保険に関する一般的な相談のほか、損害保険会社の業務に関連する苦情や紛争に対応する窓口として、「そんぽADRセンター」(損害保険相談・紛争解決サポートセンター)を設けています。受け付けた苦情については、損害保険会社に通知して対応を求めることで当事者同士の交渉による解決を促すとともに、当事者間で問題の解決が図れない場合には、専門の知識や経験を有する弁護士等が中立・公正な立場から和解案を提示し、紛争解決に導きます。

当社との間で問題を解決できない場合には、「そんぽADRセンター」に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンターの連絡先は以下のとおりです。

ナビダイヤル(全国共通・通話料有料) 0570-022808
IP電話から 03-4332-5241(東京)
(受付時間:平日の午前9時15分～午後5時)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご参照ください。(<https://www.sonpo.or.jp/>)

「そんぽADRセンター」以外の 損害保険業界関連の紛争解決機関

■一般財団法人自賠責保険・共済紛争処理機構

自賠責保険(自賠責共済)の保険金(共済金)の支払いをめぐる紛争の、公正かつ適確な解決を通して、被害者の保護を図るために設立され、国から指定を受けた紛争処理機関として、一般財団法人自賠責保険・共済紛争処理機構があります。同機構では、自動車事故に係る専門的な知識を有する弁護士、医師、学識経験者等で構成する紛争処理委員が、自賠責保険(自賠責共済)の支払内容について審査し、公正な調停を行います。同機構が取り扱うのは、あくまで自賠責保険(自賠責共済)の保険金(共済金)の支払いをめぐる紛争に限られますので、ご注意ください。

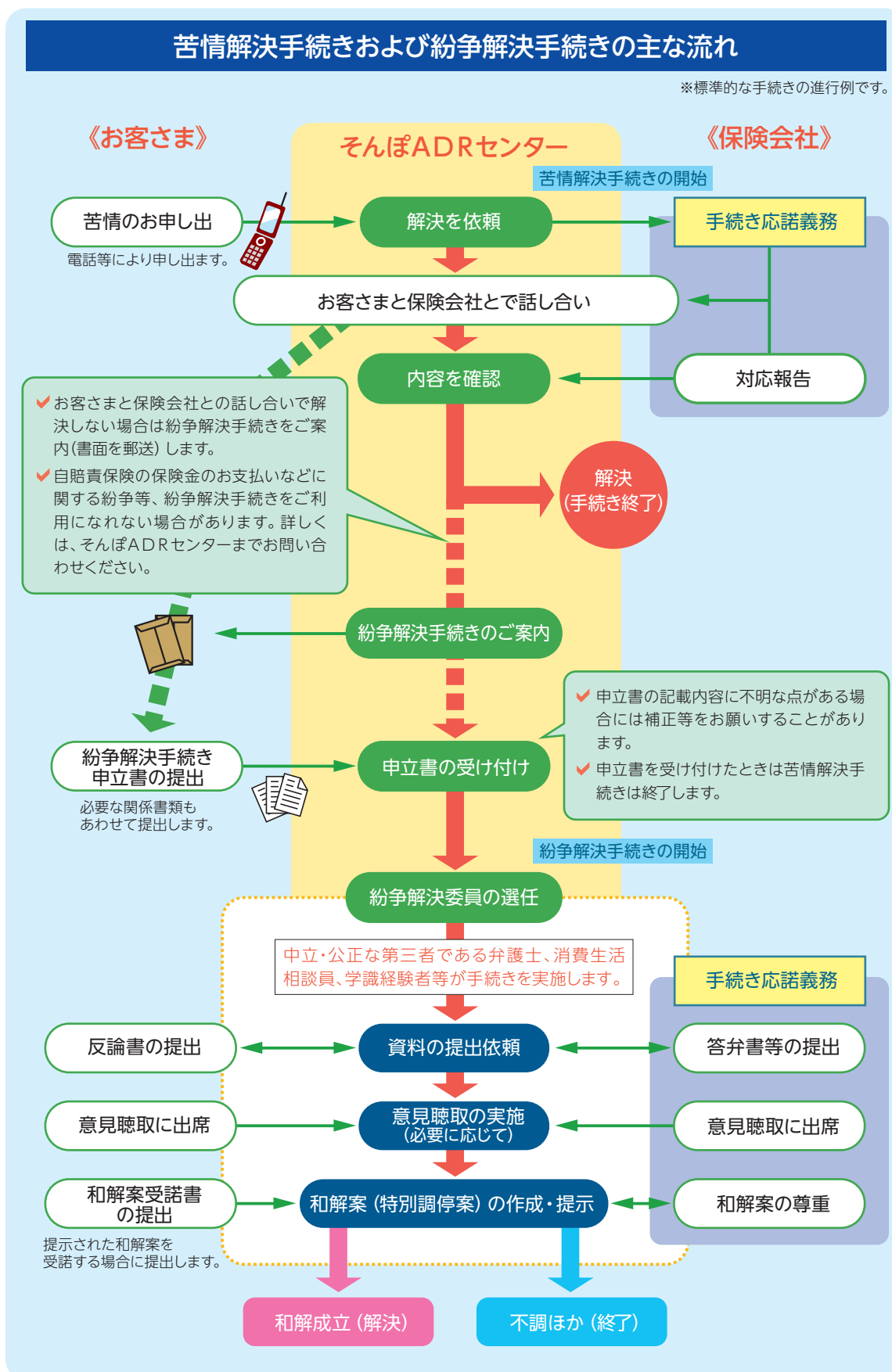
詳しくは、同機構のホームページをご参照ください。
(<http://www.jibai-adr.or.jp/>)

■公益財団法人交通事故紛争処理センター

自動車保険の対人・対物賠償保険に係る損害賠償に関する紛争を解決するために、相談、和解のあっせんおよび審査を行う機関として、公益財団法人交通事故紛争処理センターがあります。全国11ヵ所において、専門の弁護士が公正・中立な立場で相談・和解のあっせんを行うほか、あっせん案に同意できない場合は、法律学者、裁判官経験者および弁護士で構成される審査会に審査を申し立てることもできます。

詳しくは、同センターのホームページをご参照ください。
(<http://www.jcstad.or.jp/>)

お客さまにご満足いただくために



「お客様の声」を施策にいかす取り組み

業務品質向上委員会

お客さまにご満足いただけるサービスを提供するため「業務品質向上委員会」を設置しています。

本委員会は、「お客様の声」をもとに商品・サービスや会社業務全般の品質改善の取組みを統括、推進しています。

顧客保護委員会

真のお客さま本位を実現させるため、委員の過半数を社外委員とした「顧客保護委員会」を設置しています。

本委員会は、「お客様の声」に加え、内部監査等で把握されたお客さまに影響を及ぼす(可能性のある)業務運営について、「お客さま本位」の視点で確認・検証し、業務の改善に努めています。

お客様の声活用システム

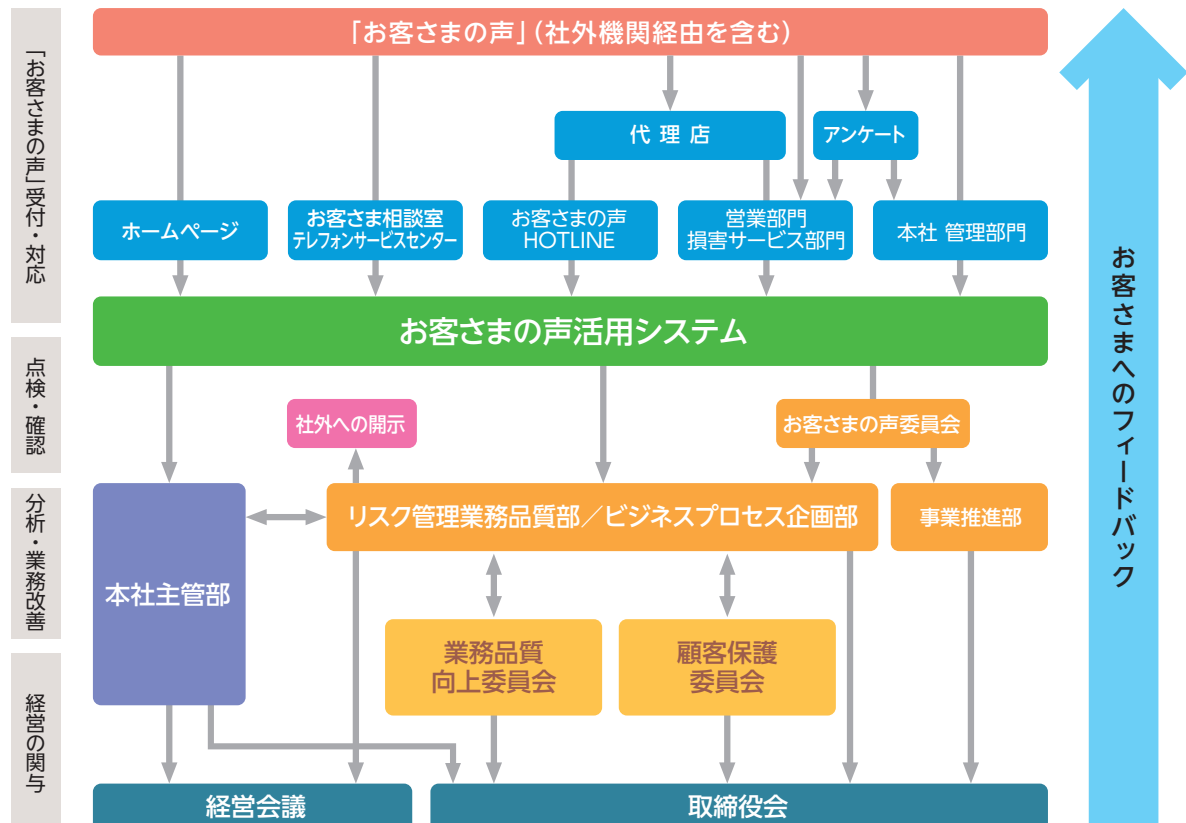
お客様の声を施策にいかすため「お客様の声」や「代理店の声」、またお客様の視点に立った「社員の声」等を「お客様の声活用システム」に入力し、受付から対応までの経過をすべて一元管理しています。

2019年度は5,215件の「声」を承りました。

お客様の声委員会

損害サービスに関する苦情への対応や保険金をお支払いできなかった事案の点検等を行うため、「お客様の声委員会」を各事業部に設置し、適正かつ円滑な保険金支払いに努めています。

「お客様の声」対応態勢



お客さまにご満足いただくために

「お客さまの声」をもとに実施した改善事例

事例1 ロードサービス(ドライビングサポート24)のサービス拡張

<お客さまの声>

遠方でロードサービスを利用したが、けん引・搬送距離は200kmまでであり、引取費用も出ず、レンタカー費用も出なかった。
高速道路でパンクしレッカーを呼びたかったが、日新火災は自分で直接手配できないので、自分で手配できるようにしてほしい。

<改善事例>

2019年1月保険始期契約分から、お客さまご自身でレッカー等を手配された場合を含め、被保険自動車の応急処置・運搬・引取費用を1事故50万円限度で補償する「ロードサービス特約」を新設しました。あわせて搬送距離による制限を撤廃し、宿泊や帰宅費用を充実させました。

事例2 火災保険の申込書のレイアウトを改善

<お客さまの声>

火災保険(ビジネスプロパティ)の申込書に印字されている特約名がコードのみで、契約内容がわかりにくい。また、自動付帯の特約はその旨記載してほしい。

<改善事例>

申込書のレイアウトを改善し、特約名や自動付帯される特約の説明を記載しました。

事例3 自動車保険更新サポート制度の導入

<お客さまの声>

何かの事情で自動車保険の継続手続きができない場合とても不安である。契約者から更新しない旨の申し出がない場合には補償が継続されるようにできないか。

<改善事例>

ノンフリート契約について、更新特約(正式名称:保険契約の更新に関する特約)を付帯することにより、満期までに継続手続きがなされず、かつ、お客さまから更新しない旨のお申し出がない場合に「前回同水準コース」で契約を自動更新する「更新サポート制度」を導入しました。

事例4 自賠責保険の満期案内はがきの記載を改善

<お客さまの声>

自賠責保険の満期案内はがきが届き、手続きをしようとしたが、満期日まで1ヵ月以上あったためできなかった。満期案内はがきに手続き期間の記載はあるが、文字が小さくてわからなかった。

<改善事例>

2018年7月満期契約分より、満期案内はがきに「車検のない原付・軽二輪の自賠責保険のご継続お手続きは右記満期日の1ヵ月前からできます。」と太字で記載しました。

事例5 保険金お支払いのご案内の表記を改善

<お客さまの声>

保険金の支払案内が届いたが、あて名がカタカナ表記であり違和感を覚えた。すべて漢字にすべきではないか。

<改善事例>

お客さま向けの帳票作成システムを改善し、漢字表記で見やすいお客さま向け文書を作成できるようになりました。

事例6 お客さまからの連絡手段の充実

<お客さまの声>

IPフォンからドライビングサポート24に電話を掛けられない。繋がるようにしてほしい。

<改善事例>

『ドライビングサポート24(0120-097-365)』について、2019年11月よりIPフォンからもお電話を受けられるよう改善しました。

トピックス

■ 補償が選べる自由設計型火災保険『住自在』のインターネット販売開始



2019年9月、主に住宅を新たに購入されるお客さま向けに、ご自身で補償を自由に設計し、お申込み手続きを完結できるインターネット申込サイト『住自在Web』を開設しました。これにより、お客さまにとって利便性の高い火災保険をご提供することができるようになりました。

<『住自在Web』の特徴>

- お住まいの状況や日常生活のニーズに合わせて、お客さまご自身で必要な補償を選択可能
- お見積り・お申込みは、スマートフォン、パソコン、タブレット等から24時間365日受付
- お申込みに必要な情報を入力し、必要書類を専用Webサイトにアップロードしてご提出いただくことで、書類の記入・郵送や代理店窓口への来店が不要
- 『住自在Web』よりお申込みいただいた場合、火災保険の保険料にインターネット割引5%を適用

■ 「お部屋を借りるときの保険」商品解説動画をホームページへ掲載



賃貸家財総合保険「お部屋を借りるときの保険」の商品解説動画をホームページへ掲載しました。

「お部屋を借りるときの保険」は、賃貸住宅での暮らしに必要な補償をセットしたインターネット完結型の火災保険です。2014年の発売以来「簡単・便利・低価格」というコンセプトがご好評を得ており、累計販売件数は13万件(2020年5月末時点)を突破しました。

この動画は、親が子を思うストーリーを通して、当社がお客さまの「次の一步」に寄り添い、お客さまの新しい生活を応援していくというメッセージが込められています。

■ ケガの治療に特化した傷害保険「キズいえ〜る」を発売



2019年10月、「ケガの治療に特化」「シンプルでわかりやすい」をコンセプトにした傷害保険「キズいえ〜る」(正式名称:日常生活傷害補償保険)を発売しました。

従来の当社傷害保険では、ケガによる死亡補償が必ずセットされており、また、後遺障害保険金・入院保険金については、症状の詳細や入院日数の確定を待ってお客さまに保険金をお支払いしておりました。一方で、お客さまからは「傷害保険で死亡補償は不要」「入院したときにはすぐにまとまった保険金を受け取りたい」等のニーズも寄せられていました。

この商品は、そういったお客さまのニーズに応え、「死亡補償なし」「一時金によるスピーディーな保険金のお支払い」を可能としています。

当社はこれからも、お客さまのニーズに寄り添ったシンプルでわかりやすい商品をお届けしていきます。

■ 「マンションドクター火災保険」の新付帯サービス「防火管理者受託型コンサルティングサービス」開始



2020年4月より、マンション管理組合向けの火災保険「マンションドクター火災保険」の新付帯サービスとして「防火管理者受託型コンサルティングサービス」を開始しました。

このサービスは当社の子会社であるユニバーサルリスクソリューション株式会社が、防火管理者の業務の受託、建物管理状況の点検・訓練等を通じて、防災・減災に役立つアドバイスをお客さまに対して行う業界初*のサービスです。

当社は、「マンションドクター火災保険」の販売およびこのサービスの提供を通じて、マンションの住環境の維持・向上ならびに地域社会の防災・減災活動に貢献していきます。

※当社調べ

☒ テレフォンサービスセンター

「問合わせ窓口格付け」で三つ星獲得

ITサポートサービス業界におけるメンバーシップ団体 HDI-Japan(運営会社:シンクサービス株式会社)が主催する2019年度「HDI 問合わせ窓口格付け」*の損害保険業界分野において、最高評価となる「三つ星」を獲得しました。

当社は、経営理念である「お客さま本位」を実現するために、安心を実感していただける的確で誠実な対応を常に心がけ、さらなるサービスの向上に努めてまいります。



※ 「HDI 問合わせ窓口格付け」は、問合わせ窓口のパフォーマンス、クオリティを、HDIの国際標準に基づいて設定された評価基準に沿って、一般消費者のボランティアによる一般審査員と、HDIの国際認定資格を有する専門審査員が顧客の視点で評価し、「三つ星」から「星なし」の4段階で格付けするものです。

☒ スポーツ支援

当社は、スポーツクライミングとアンパティサッカーを支援しています。

スポーツクライミングについては、2018年10月より「公益社団法人 日本山岳・スポーツクライミング協会」のオフィシャルパートナー契約を締結し、2名のスポーツクライミング選手のサポートを開始しました。また、2019年10月からは新たに1名の選手と契約締結を行い、現在、3名の選手をサポートしています。

アンパティサッカーについては、2018年8月より「特定非営利活動法人 日本アンパティサッカー協会」とパートナーシップ契約を締結しており、障がい者スポーツの支援に取り組んでいます。

当社は、スポーツ支援を通じ、スポーツとともに成長することを目指していきます。

☒ 健康経営の取り組み

当社は経営理念に「最も身近で信頼されるリテール損害保険会社」を掲げ、その実現のためには、社員一人ひとりが「心身ともに健康であり、個々の持てる能力を存分に発揮すること」が不可欠だと考え、社員とその家族の健康増進に向けた取り組みを推進してきました。

その結果、2020年3月に経済産業省と日本健康会議が共同で主催する「健康経営優良法人認定制度」*に基づく「健康経営優良法人2020(大規模法人部門)」に認定されました。

当社はこれからも社員が健康に働き続けることのできる環境づくりを推進していきます。



※ 健康経営優良法人認定制度とは、優良な健康経営を実践している企業等を「健康経営優良法人」として顕彰する制度です。経済産業省が制度設計を行い、日本健康会議が認定しています。

東京海上グループ について

東京海上グループ概要	14
東京海上グループについて	16

東京海上グループ概要

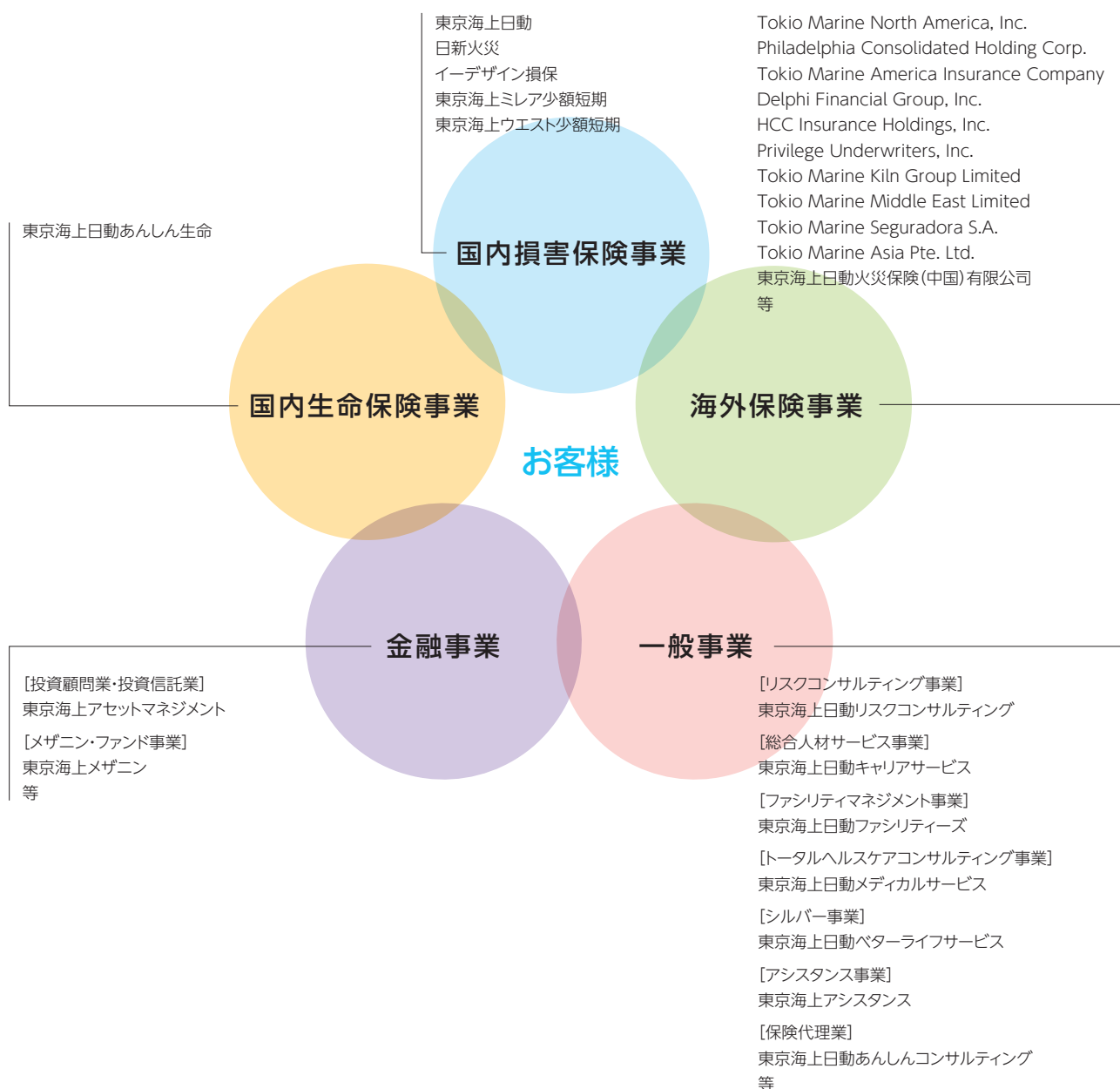
東京海上ホールディングスの業務内容

東京海上ホールディングスは、東京海上グループ全体の経営戦略・計画立案、グループ資本政策、グループ連結決算を担うとともに、コンプライアンス・内部監査・リスク管理等の基本方針を策定し、子会社等の経営管理を行っています。また、上場企業としてIR・広報および、サステナビリティ推進機能を備えています。

これにより、企業価値の最大化に向けて、中長期的なグループ戦略の立案と収益性・成長性の高い分野への戦略的な経営資源の配分を行い、グループ全体の事業の変革とグループ各社間のシナジー効果を追求します。

東京海上グループの事業領域と主なグループ会社

(2020年7月1日現在)



主な保険事業会社

国内損害保険事業

Non-life Insurance Business

東京海上日動火災保険株式会社

創業：1879年8月1日
 資本金：1,019億円
 正味収入保険料：2兆2,475億円
 総資産：9兆1,926億円
 従業員数：17,077名
 本店所在地：東京都千代田区丸の内1-2-1
 (2020年3月31日現在)



日新火災海上保険株式会社

創業：1908年6月10日
 資本金：203億円
 正味収入保険料：1,488億円
 総資産：3,817億円
 従業員数：2,215名
 本店所在地：東京都千代田区神田
 駿河台2-3
 (2020年3月31日現在)



国内生命保険事業

Life Insurance Business

東京海上日動あんしん生命保険株式会社

設立日：1996年8月6日
 資本金：550億円
 保険料等収入：8,751億円
 総資産：9兆1,974億円
 従業員数：2,654名
 本社所在地：東京都千代田区丸の内1-2-1
 東京海上日動ビル新館
 (2020年3月31日現在)

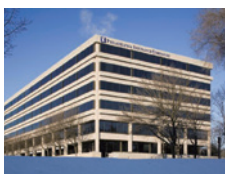


海外保険事業

Overseas Business

Philadelphia Consolidated Holding Corp.

創業：1962年
 正味収入保険料：3,370百万米ドル
 総資産：11,436百万米ドル
 従業員数：1,993名
 本社所在地：米国ペンシルバニア州
 バラキンウィッド
 (2019年12月31日現在 現地財務会計ベース)



Delphi Financial Group, Inc.

創業：1987年
 保険料及び手数料収入：2,561百万米ドル
 総資産：27,361百万米ドル
 従業員数：2,601名
 本社所在地：米国ニューヨーク州
 ニューヨーク市
 (2019年12月31日現在 現地財務会計ベース)



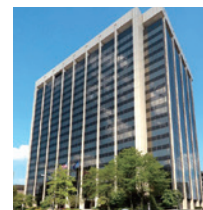
HCC Insurance Holdings, Inc.

創業：1974年
 正味収入保険料：3,642百万米ドル
 総資産：13,712百万米ドル
 従業員数：3,271名
 本社所在地：米国テキサス州ヒューストン
 (2019年12月31日現在 現地財務会計ベース)



Privilege Underwriters, Inc.

創業：2006年
 取扱保険料：1,294百万米ドル
 総資産：512百万米ドル
 従業員数：819名
 本社所在地：米国ニューヨーク州ホワイト
 プレーンズ市
 (2019年12月31日現在 現地財務会計ベース)



Tokio Marine Kiln Group Limited

創業：1962年
 正味収入保険料：889百万英ポンド
 総資産：3,424百万英ポンド
 従業員数：722名
 本社所在地：英国ロンドン
 (2019年12月31日現在 現地財務会計ベース)



海外ネットワーク

- ・海外拠点：46の国・地域
- ・駐在員数：307名
- ・現地スタッフ数：約34,000名
- ・クレームエージェント数：約250拠点(サブエージェントを含む)
(2020年3月31日現在)

東京海上グループについて

東京海上グループについて

東京海上グループは、「お客様の信頼をあらゆる活動の原点におく」という経営理念に基づき、収益性、成長性および健全性を兼ね備えた企業グループとしてさらに発展していくために、着実に企業価値の拡大を図っていきます。

グループ中期経営計画「To Be a Good Company 2020」

2018年度から3カ年の中期経営計画「To Be a Good Company 2020」がスタートしています。今後予想される環境変化を飛躍のチャンスとし更なる成長を目指していくためには、「最適なポートフォリオ」、「強力なグループシナジー」、「Leanな経営態勢」、「グローバル経営基盤」からなる「将来のグループ像」を目指す必要があり、本中期経営計画では、そうした「将来のグループ像」の実現に向けた収益基盤を構築すべく、重点課題である「ポートフォリオの更なる分散」、「事業構造改革」、および「グループ一体経営の強化」に取り組んでおります。その結果として、「修正純利益：3～7% CAGR、修正ROE：10%以上」を目指しています。

1. 中期経営計画「To Be a Good Company 2020」の概要

	前中期経営計画 (2015～2017)	中期経営計画 (2018～2020)	将来のグループ像
	持続的利益成長	「将来のグループ像」の実現 に向けた収益基盤の構築	環境変化を飛躍のチャンスとし、 更なる成長を目指していく
数値目標	修正純利益 4,000億円程度 (→実績:3,970億円 ^{※1})	修正純利益 3～7% CAGR ^{※2}	修正純利益 5,000億円超
	修正ROE 9%台後半 (→実績:10.0% ^{※1})	修正ROE 10%以上	修正ROE 12%程度
取組内容	主な取組と成果	重点課題	目指す姿
	- グループ目標を達成(国内損保で目標を上回る事業別利益) - HCC買収による更なる事業分散 - 生保事業での低金利対応	- ポートフォリオの更なる分散 - 事業構造改革 - グループ一体経営の強化	- 最適なポートフォリオ - 強力なグループシナジー - Leanな経営態勢 - グローバル経営基盤
環境認識	- テクノロジーの進展、社会構造の変化による保険ニーズの大きな変化 - 自然災害の大規模化、地政学リスクといった不確定要素の拡大 - 保険マーケットのソフト化や低金利環境といった厳しい事業環境		

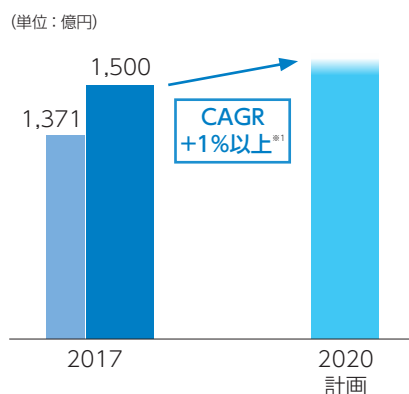
※1 2015年3月末為替を前提とし、自然災害等を平年並みに補正。加えて2017年度は米国税制改革による一時的な影響および為替変動の影響を控除

※2 2018年3月末為替を前提とし、自然災害等を平年並みに補正した2017年度実績(3,720億円)をベースとした年平均成長率

2. 中期経営計画の業績指標 (事業分野別の事業別利益)

国内損保事業 (東京海上日動)

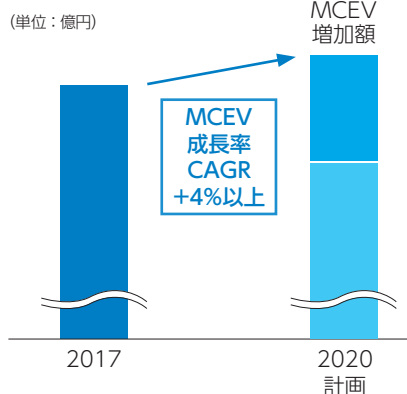
CAGR=年平均成長率 MCEV=市場整合的エンベディッド・バリュー



■ 為替変動の影響を除き、自然災害に係る発生保険金を平年並みに補正

※1 消費税率引上げ・債権法改正の影響約△280億円(税後)を含む

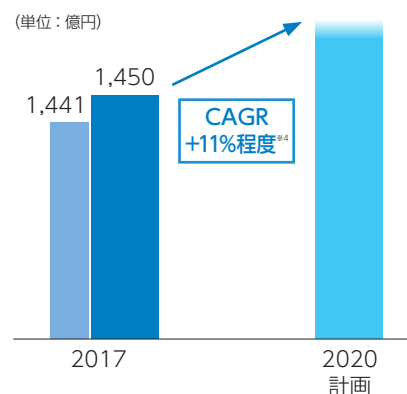
国内生保事業 (あんしん生命)



年度末MCEV ^{※2}	12,487	14,170
事業別利益 ^{※3}	990	830

※2 2017年度は株主配当支払後の金額
2020年度計画は株主配当支払前の金額
※3 株主配当支払前の金額

海外保険事業



■ 補正ベース

為替変動の影響を除き、自然災害に係る発生保険金を平年並みに補正

米国税制改革による一時的な影響を控除

※4 2020年度計画からも米国税制改革による影響を控除した場合のCAGRは8%程度

経営指標の定義

グループ全体の利益指標 (修正純利益)

利益およびROEについては、「修正純利益」および「修正ROE」を用いており、具体的には次の方法で算出いたします。

■ 修正純利益^{※1}

連結当期純利益^{※2} + 異常危険準備金繰入額^{※3}
+ 危険準備金繰入額^{※3} + 価格変動準備金繰入額^{※3}
- ALM^{※4} 債券・金利スワップ取引に関する売却・評価損益
+ のれん・その他無形固定資産償却額
- 事業投資に係る株式・固定資産に関する売却損益・評価損
- その他特別損益・評価性引当等

■ 修正純資産^{※1}

連結純資産 + 異常危険準備金 + 危険準備金 + 価格変動準備金
- のれん・その他無形固定資産

■ 修正ROE = 修正純利益 ÷ 修正純資産^{※5}

※1 各調整額は税引後
※2 連結財務諸表上の「親会社株主に帰属する当期純利益」
※3 戻入の場合はマイナス
※4 ALM=資産・負債総合管理。ALMの負債時価変動見合いとして除外
※5 平均残高ベース

事業別の利益指標 (事業別利益)

各事業の利益には「事業別利益」を用いており次の方法で算出いたします。

(1) 損害保険事業^{※1}

当期純利益 + 異常危険準備金等繰入額^{※2}
+ 価格変動準備金繰入額^{※2}
- ALM^{※3} 債券・金利スワップ取引に関する売却・評価損益
- 政策株式・事業投資に係る株式・固定資産に関する売却損益・評価損
- その他特別損益・評価性引当等
※単体の純利益を起点としているため、のれん等の償却費は含まれない

(2) 生命保険事業^{※4}

EV^{※5}の当期増加額 (Market Consistent EVを用いる)
- 増資等資本取引

(3) その他の事業

財務会計上の当期純利益

※1 各調整額は税引後
※2 戻入の場合はマイナス
※3 ALM=資産・負債総合管理。ALMの負債時価変動見合いとして除外
※4 一部の生保については「その他の事業」の基準により算出(利益については本社費等を控除)
※5 Embedded Valueの略。純資産価値に、保有契約から得られるであろう利益の現在価値を加えた影響

日新火災の経営 について

日新火災の経営戦略	20
代表的な経営指標	21
2019年度の事業概況	26
内部統制基本方針	28
コーポレートガバナンスの状況	30
サステナビリティの考え方	32
コンプライアンスの徹底	40
情報開示、情報提供活動	45
勧誘方針	46
リスク管理	47
資産運用	51
個人情報への対応	52
募集制度	55

日新火災の経営戦略

日新火災の中期経営計画「NEXT CHALLENGE 2020」

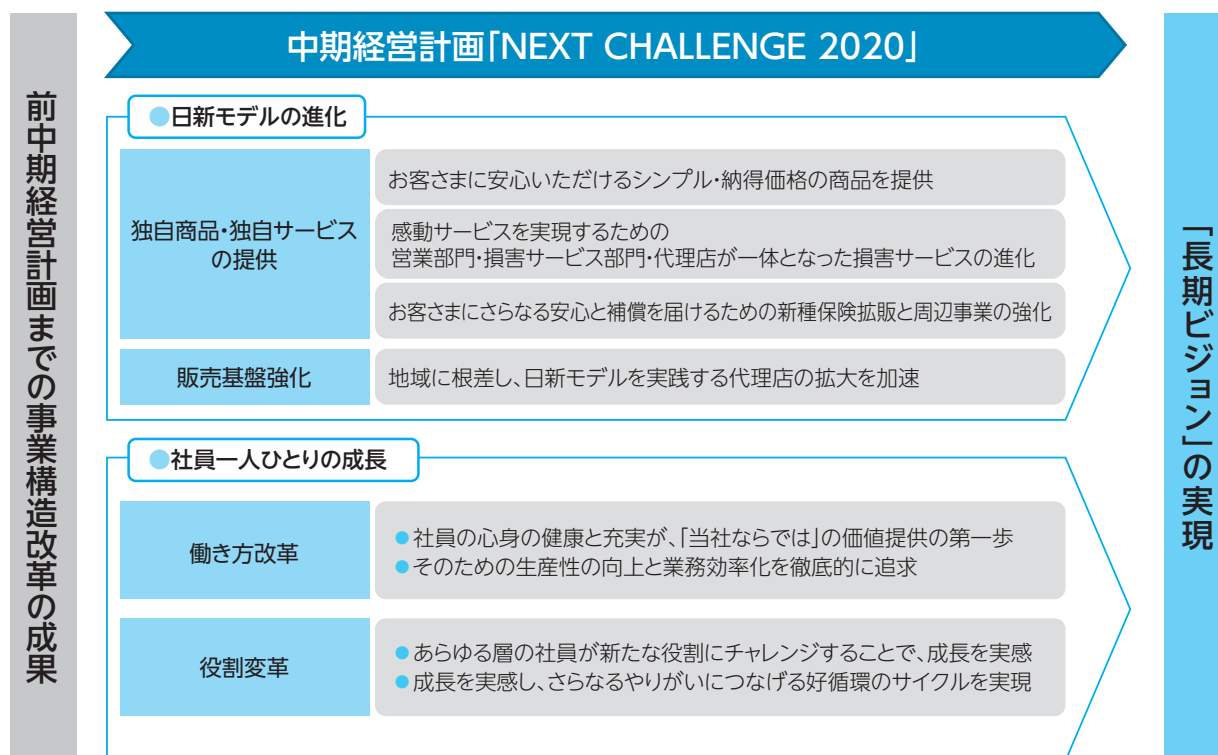
当社は、2018年4月から3か年の中期経営計画をスタートさせました。

本計画の策定にあたり、「代理店とともに『当社ならではの』の価値をお届けすることで、お客さまから選ばれ成長する国内オンリーワンのリテール損害保険会社」を、当社が長期的に目指す姿「長期ビジョン」として定めています。

2018年度からの3年間は「長期ビジョン」の実現に向けたマイルストーンとして位置づけ、「日新モデル*の進化」と「社員一人ひとりの成長」を柱に、日々新たな挑戦を続けています。

※ 日新モデルとは、地域に密着し、お客さまから最も信頼される代理店とともに、シンプルでわかりやすく納得価格の商品と質の高い損害サービスを、お客さまに提供するビジネスモデル。

1. 全体像



2. 概要

- これまで進めてきた事業構造改革の成果を、リテールマーケットでの確かな成長につなげるとともに、中長期的に予測される事業環境の変化を見据えた準備にも取り組んでいきます。
- 「独自商品・独自サービスの提供」「販売基盤強化」の各施策をさらにレベルアップし、「当社ならではの」価値をつくり、お届けしていくことを追求します。
- 社員一人ひとりの成長が、事業の持続的・安定的な成長と、お客さまへの「当社ならではの」価値提供の原動力であると捉え、社員一人ひとりの活躍の場を広げ、成長と働きがいの向上を促す環境整備を推進します。

代表的な経営指標

2019年度 代表的な経営指標

年度		2018年度(平成30年度)	2019年度(令和元年度)
正味収入保険料(対前期増減率)		143,798百万円 (1.4%)	148,850百万円 (3.5%)
正味損害率		69.5%	64.8%
正味事業費率		34.2%	33.4%
保険引受利益(対前期増減率)		1,509百万円 (△71.6%)	2,789百万円 (84.8%)
経常利益(対前期増減率)		5,069百万円 (△33.1%)	5,785百万円 (14.1%)
当期純利益(対前期増減率)		4,403百万円 (△17.6%)	3,757百万円 (△14.7%)
単体ソルベンシー・マージン比率		1,219.9%	1,115.3%
総資産額		396,474百万円	381,758百万円
純資産額		90,517百万円	74,362百万円
その他有価証券評価差額		33,585百万円	22,362百万円
リスク管理債権		—	—
資産の自己査定結果	Ⅱ分類	296百万円	263百万円
	Ⅲ分類	224百万円	237百万円
	Ⅳ分類	0百万円	6百万円
	分類額計(Ⅱ+Ⅲ+Ⅳ)	522百万円	507百万円

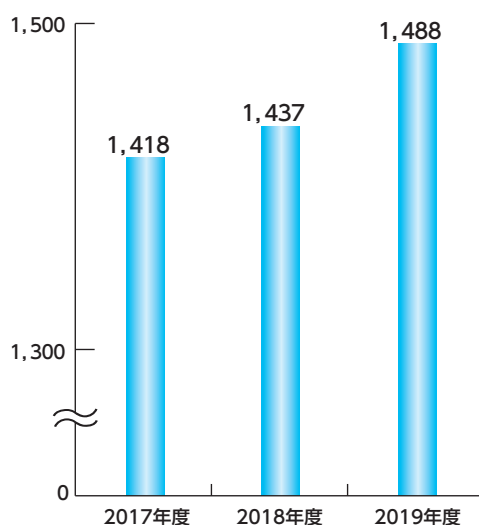
代表的な経営指標

正味収入保険料(対前期増減率)

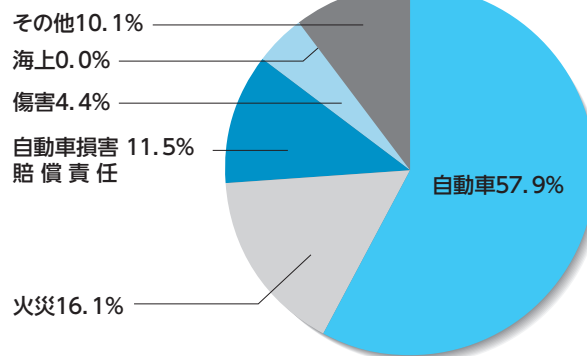
1,488億円(3.5%)

●正味収入保険料の推移

(単位：億円)



●種目別構成比



●正味収入保険料

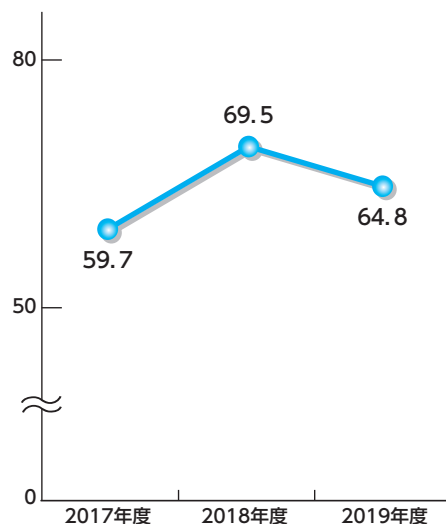
契約者から直接受け取った保険料(元受保険料)に、保険金支払負担平均化・分散化を図るための他の保険会社との保険契約のやりとり(受再保険料および出再保険料)を加減し、さらに将来契約者に予定利率を加えて返れいすべき原資となる積立保険料を控除した保険料です。

正味損害率

64.8%

●正味損害率の推移

(単位：%)



●正味損害率

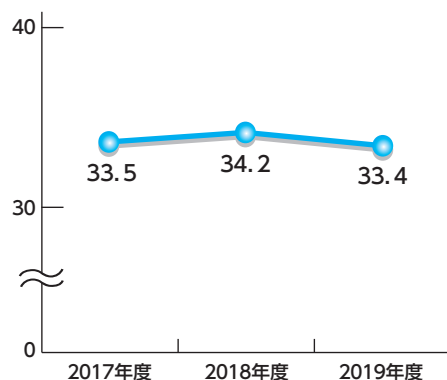
正味収入保険料に対する支払った保険金の割合のことであり、保険会社の経営分析や保険料率の算出に用いられるものです。具体的には、損益計算書上の「正味支払保険金」に「損害調査費」を加えて、前述の「正味収入保険料」で除した割合をさしています。

正味事業費率

33.4%

●正味事業費率の推移

(単位：%)



●正味事業費率

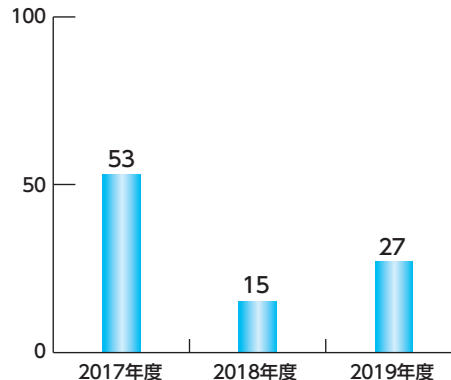
正味収入保険料に対する保険会社の保険事業上の経費の割合のことであり、正味損害率と同様に保険会社の経営分析や保険料率の算出に用いられるものです。具体的には、損益計算書上の「諸手数料及び集金費」に「営業費及び一般管理費」のうち保険引受に係る金額を加えて、前述の「正味収入保険料」で除した割合をさしています。

保険引受利益(対前期増減率)

27億円(84.8%)

●保険引受利益の推移

(単位：億円)



●保険引受利益

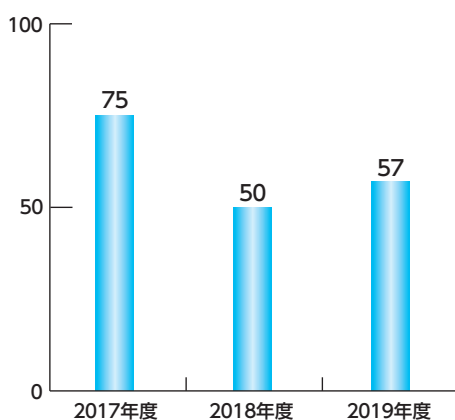
正味収入保険料等の保険引受収益から、保険金・損害調査費・満期返れい金等の保険引受費用と保険引受に係る営業費及び一般管理費を控除し、その他収支を加減したものであり、保険本業における最終的な損益を示すものです。なお、その他収支は自賠責保険等に係る法人税相当額等です。

経常利益(対前期増減率)

57億円(14.1%)

●経常利益の推移

(単位：億円)



●経常利益

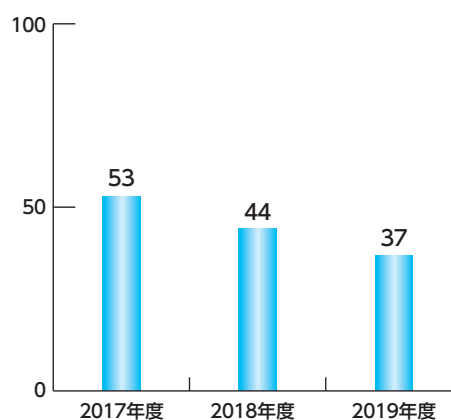
正味収入保険料・利息及び配当金収入・有価証券売却益等の経常収益から、保険金・満期返れい金・有価証券売却損・営業費及び一般管理費等の経常費用を控除したものであり、経常的に発生する取り引きから生じた損益を示すものです。

当期純利益(対前期増減率)

37億円(△14.7%)

●当期純利益の推移

(単位：億円)



●当期純利益

経常利益に固定資産処分損益や価格変動準備金繰入額等の特別損益・法人税及び住民税・法人税等調整額を加減したものであり、事業年度に発生したすべての取り引きによって生じた損益を示すものです。

代表的な経営指標

単体ソルベンシー・マージン比率

1,115.3%

●単体ソルベンシー・マージン比率の推移

(単位：%)



●ソルベンシー・マージン比率

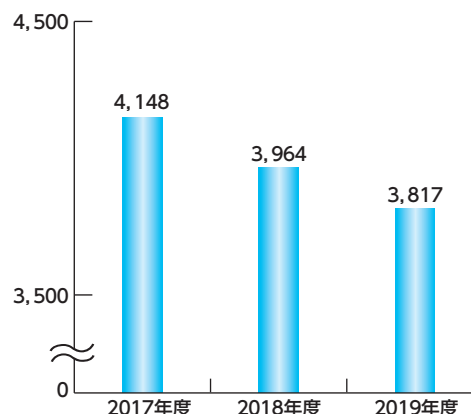
巨大災害の発生や、保有資産の大幅な下落等、通常の予測を超えて発生し得る危険に対する、資本金・準備金等の支払余力の割合を示す指標です。ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に、経営の健全性を判断するために活用する指標の1つであり、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。

総資産

3,817億円

●総資産の推移

(単位：億円)



●総資産

損害保険会社が保有する資産の総額であり、具体的には貸借対照表上の「資産の部合計」です。損害保険会社の保有する資産規模を示すものです。

代表的な経営指標の用語説明

●純資産額

損害保険会社が保有する資産の合計である「総資産額」から、責任準備金等の「負債額」を控除したものが「純資産額」であり、具体的には貸借対照表上の「純資産の部合計」です。損害保険会社の担保力を示すものです。

●その他有価証券評価差額

「金融商品に係る会計基準（いわゆる時価会計）」により、保有有価証券等については、売買目的、満期保有目的等の保有目的で区分し、時価評価等を行っています。その他有価証券は、売買目的、満期保有目的等に該当しないものであり、保有有価証券等の大宗を占めています。この、その他有価証券の時価評価後の金額と時価評価前の金額との差額（いわゆる評価損益）が、その他有価証券評価差額です。財務諸表においては、税金相当額を控除した純額を、貸借対照表上の純資産の部に「その他有価証券評価差額金」として計上しています。

●リスク管理債権

貸付金のうち、保険業法施行規則第59条の2第1項第5号ロに基づき開示している不良債権額です。貸付金の価値の毀損の危険性、回収の危険性等に応じて、「破綻先債権」「延滞債権」「3カ月以上延滞債権」「貸付条件緩和債権」の4つに区分されています。

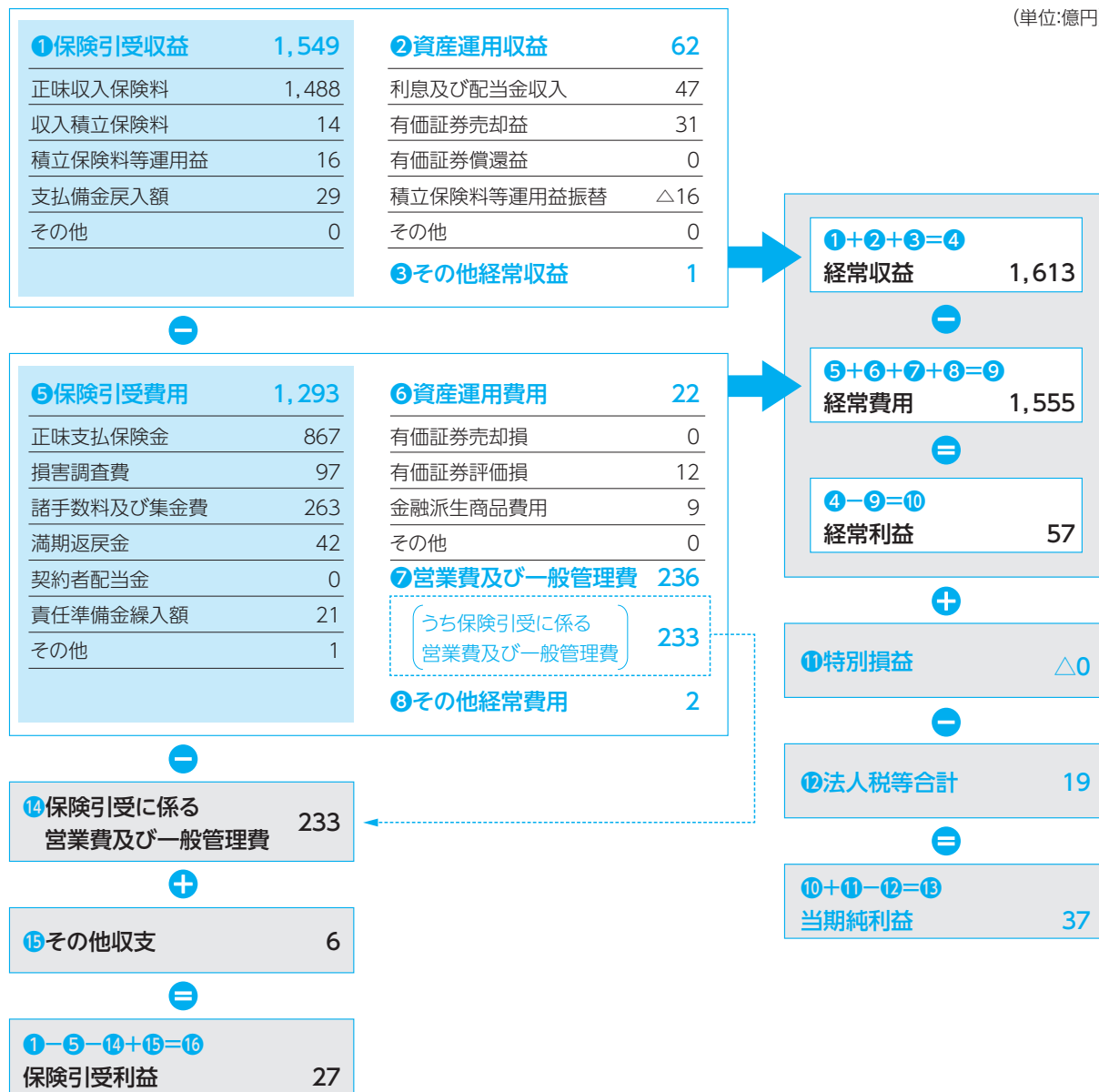
※2019年度末時点においてリスク管理債権はありません。

●自己査定

損害保険会社としての資産の健全化を図るために、不良債権等については適切な償却・引当等の処理が必要です。自己査定は、適切な償却・引当を行うために、損害保険会社自らが、保有資産について価値の毀損の危険性等に応じて、保有資産を分類区分することです。具体的には、債務者の状況および債権の回収可能性を評価して、資産を回収リスクの低い方から順に、Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳの4段階に分類します。このうち、Ⅰ分類は、回収の危険性または価値の毀損の可能性について問題の無い資産です。Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ分類は、何らかの回収の危険性または価値の毀損の可能性のある資産であり、これらの合計額が「分類額計（Ⅱ＋Ⅲ＋Ⅳ）」です。

決算の仕組み(2019年度)

(単位:億円)



取得格付※ (2020年7月1日現在)

格付投資情報センター(R&I)

AA (発行体格付)

※最新の格付は、東京海上ホールディングス(株)のホームページ等でご確認ください。
(<https://www.tokiomarinehd.com/ir/stock/rating.html>)

2019年度の事業概況

事業の経過および成果等

当年度のわが国経済は、海外経済に先行き不透明な要素がある中で輸出の弱さが続いているものの、雇用や所得環境の改善をはじめとした内需に牽引され、緩やかに回復が続きました。一方で、年明けからは新型コロナウイルス感染症の拡大により、景気は足元で大幅に下押しされており、今後厳しい状況が続くことが見込まれる状況となりました。

損害保険業界では、緩やかに回復する国内景気の中で、火災保険や企業向けの新種保険が好調に推移しましたが、収益面では、台風や豪雨など相次いだ国内自然災害の影響を大きく受けました。

このような事業環境の中、当社は、中期経営計画「NEXT CHALLENGE 2020」で定めた新たな長期ビジョン「代理店とともに『当社ならでは』の価値をお届けすることで、お客さまから選ばれ成長する国内オンリーワンのリテール損保」を実現するため、各施策を積極的に推進してまいりました。

当期の取り組みの経過およびその成果は、以下のとおりです。

商品・サービスの進化

お客さまにとってシンプルでわかりやすく、大手社とは一線を画した独自性のある商品やサービスを提供していくため、新商品の開発および既存商品の改定を実施しました。

傷害保険では、2019年10月にケガの治療に特化した「キズいえ〜」を発売しました。「キズいえ〜」は、お客さまニーズに即して、死亡補償をなくした一時金によるスピーディーな保険金支払いを可能としました。また、自由設計型火災保険「住自在」のインターネット販売を開始したほか、子会社を通じて提供する新たな防災・減災サービス「防火管理者受託型コンサルティングサービス」を開始しました。

損害サービス

損害サービスを通じたお客さま満足度の向上を目指し、迅速・適切な保険金支払いおよびお客さまの期待を超える「感動サービス」の提供に取り組みました。社員と代理店が一体となりお客さまの期待・ニーズに寄り添った事故対応を行い、事故に遭われたお客さまの不安を速やかに解消するとともに、お客さまの満足度を高めるための取り組みを推進しました。その結果、お客さまの満足度は前年度比で向上しており、着実に取り組みが成果に結びついています。

トップラインの拡大

成長戦略に掲げる、新たな販売網の開拓、既存代理店の成長、中小法人マーケット開拓等に取り組みました。新たな販売網の開拓については、当社のビジネスモデルに共感し実践していただけるプロ代理店の開発に取り組みとともに、将来プロ代理店として独立を目指す研修生の採用を優先課題として取り組みました。既存代理店の成長に向けては、当社のビジネスモデルに沿って、お客さまの増大を目指す意欲のある代理店との間でPDCAサイクルを意識した対話を実施するなど、成長に向けた支援に注力しました。中小法人マーケット開拓に関しては、新種・火災保険分野の当社独自商品の提案を行うことを通じて、既存のお客さまを様々なリスクからお守りすることに取り組みとともに、新たなお客さまの獲得にも注力しました。

収支改善

保険引受利益を安定的に確保していくため、引受対策等の諸施策を実行する取り組みを継続しており、現場第一線の基本行動として定着しています。

事業運営の基盤

「社員一人ひとりの成長」をすすめ、生産性を向上させ社員の働きがいを高めるための「働き方改革」および「役割変革」を進めており、「時間意識の改革と効率的な業務推進」、「女性社員の活躍推進」等の各課題に積極的に取り組みました。また、お客さま増大に向けた現場第一線の対応力向上のため、損害サービスの新システムの稼働を開始し、営業・損害サービス一体運営の推進に取り組みました。

■ 当年度業績

保険引受収益1,549億円、資産運用収益62億円等を合計した経常収益は、前年度に比べ1億円増加し、1,613億円となりました。

一方、保険引受費用1,293億円、資産運用費用22億円、営業費及び一般管理費236億円等を合計した経常費用は、前年度に比べ5億円減少し、1,555億円となりました。

この結果、経常利益は57億円と、前年度に比べ7億円、14.1%の増加となりました。

経常利益に特別利益、特別損失、法人税及び住民税ならびに法人税等調整額を加減した当期純利益は、前年度に比べ6億円、14.7%減少し、37億円となりました。

保険引受の概況、保険種目別の概況は、次のとおりです。

■ 保険引受の概況

正味収入保険料は、火災保険、自動車保険およびその他の保険の増収を主因として、前年度に比べ50億円、3.5%増収し、1,488億円となりました。一方、正味損害率は、自然災害に係る正味支払保険金の減少を主因として、前年度に比べ4.7ポイント低下し、64.8%となりました。

また、正味事業費率は、前年度に比べ0.7ポイント低下し、33.4%となりました。

保険引受利益は、自然災害に係る発生保険金の減少を主因として、前年度に比べ12億円増加し、27億円となりました。

■ 保険種目別の概況

火災保険では、契約件数の増加を主因として、正味収入保険料は240億円と、前年度に比べ29億円、14.1%の増収となりました。また、正味損害率は、自然災害に係る正味支払保険金の減少を主因として、前年度に比べ30.2ポイント低下し、89.1%となりました。

傷害保険では、正味収入保険料は65億円と、前年度に比べ3億円、5.6%の増収となりました。また、正味損害率は、前年度に比べ0.5ポイント上昇し、56.0%となりました。

自動車保険では、ロードサービス特約等の特約付帯率の上昇を主因として、正味収入保険料は861億円と、前年度に比べ9億円、1.2%の増収となりました。また、正味損害率は、前年度に比べ0.0ポイント低下し、57.9%となりました。

自動車損害賠償責任保険では、契約台数の減少を主因として、正味収入保険料は170億円と、前年度に比べ2億円、1.4%の減収となりました。また、正味損害率は、事故件数の減少を主因として、前年度に比べ6.7ポイント低下し、78.9%

となりました。

賠償責任保険では、契約件数の増加を主因として、正味収入保険料は78億円と、前年度に比べ7億円、10.4%の増収となりました。また、正味損害率は、前年度に比べ0.1ポイント上昇し、52.1%となりました。

その他の保険では、業務災害総合保険および財産補償保険等が主なものです。業務災害総合保険の増収を主因として、正味収入保険料は72億円と、前年度に比べ9億円、15.6%の増収となりました。また、正味損害率は、前年度に比べ3.8ポイント上昇し、55.0%となりました。

■ 当社が対処すべき課題

2020年度のわが国経済は、昨年度末からの新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、雇用・所得環境の悪化や個人消費の冷え込みなど厳しい状況が続くと見込まれます。

国内損害保険市場においては、環境変化に伴う火災保険の参考純率改定、少子高齢化の進展による人口構造の変化や自然災害の増加といった要因に加え、新型コロナウイルス感染症拡大により、先行きは見通しにくい状況が続くものと見込まれます。

こうした状況の中、2020年度は2018年度にスタートさせた3か年の中期経営計画「NEXT CHALLENGE 2020」の最終年度にあたります。引き続き、個人・個人事業主・中小法人のお客さまのニーズに合った独自の商品・サービスを提供することにより、お客さまにさらなる安心と補償をお届けできるよう努めてまいります。また、きめ細やかな損害サービスを提供しこれまで以上にお客さまにご満足いただけるよう、営業部門・損害サービス部門・代理店が一体となり、お客さまの不安・要望に寄り添った事故対応を行う取り組みに、一層注力してまいります。事業運営面においては、デジタル技術を活用したさらなる生産性向上、事務プロセスの効率化を図るとともに、東京海上グループ内資源の活用等を通じて、さらに事業効率を高め、成長分野や新たな価値創造に経営資源を投じてまいります。

当社は中期経営計画の目標を実現することで、経営理念である「お客さま本位の安心と補償をお届けし、最も身近で信頼されるリテール損害保険会社」となるよう、全社を挙げて業務に邁進してまいります。

内部統制基本方針

当社は、会社法および会社法施行規則ならびに東京海上ホールディングス株式会社(以下「東京海上HD」)との間で締結された経営管理契約および東京海上HDが定めた各種グループ基本方針等に基づき、取締役会において「内部統制基本方針」を以下のとおり決定し、本方針にしたがって内部統制システムを構築・運用しています。

〈整備状況の概要〉

1. 東京海上グループにおける業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は、東京海上グループ経営理念、東京海上HDとの間で締結された経営管理契約、「東京海上グループ グループ会社の経営管理に関する基本方針」をはじめとする各種グループ基本方針等に基づき、適切かつ健全な業務運営を行う。
 - ① 当社は、事業戦略、事業計画等の重要事項の策定に際して東京海上HDの事前承認を得るとともに、各種グループ基本方針等に基づく取り組み、事業計画の実施状況等を取締役会および東京海上HDに報告する。
 - ② 当社は、子会社との間に管理運営に関する覚書を締結し、各種グループ基本方針等に基づき、適切に子会社の経営管理を行う。
- (2) 当社は、「東京海上グループ 資本配分制度に関する基本方針」に基づき、資本配分制度の運営体制を整備する。
- (3) 当社は、「東京海上グループ 経理に関する基本方針」に基づき、当社の財務状態および事業成績を把握し、株主・監督官庁に対する承認・報告手続、税務申告等を適正に実施するための体制を整備する。
- (4) 当社は、「東京海上グループ 財務報告に係る内部統制に関する基本方針」に基づき、財務報告の適正性と信頼性を確保するために必要な体制を整備する。
- (5) 当社は、「東京海上グループ 情報開示に関する基本方針」に基づき、企業活動に関する情報を適時・適切に開示するための体制を整備する。
- (6) 当社は、「東京海上グループ ITガバナンスに関する基本方針」に基づき、ITガバナンスを実現するために必要な体制を整備する。
- (7) 当社は「東京海上グループ 人事に関する基本方針」に基づき、社員の働きがい、やりがいの向上、透明公正な人事、およびあるべき人材像の浸透の徹底により、生産性および企業価値の向上の実現を図る。

2. 職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、「東京海上グループ コンプライアンスに関する基本方針」に基づき、以下のとおり、コンプライアンス体制を整備する。
 - ① 役職員が「東京海上グループ コンプライアンス行動規範」および「日新火災行動規範」に則り、事業活動のあらゆる局面においてコンプライアンスを最優先するよう周知徹底を図る。
 - ② コンプライアンスを統轄する部署を設置するとともに、コンプライアンスに関する年度計画を策定して、コンプライアンスに関する取り組みを行う。また、取締役会の下に社外委員を含む業務品質向上委員会を設置し、コンプライアンスに関する重要な事項を審議する。
 - ③ コンプライアンス・マニュアルを策定するとともに、役職員が遵守すべき法令、社内ルール等に関する研修を実施して、コンプライアンスの周知徹底を図る。
 - ④ 法令または社内ルールの違反が生じた場合の報告ルールを定めるとともに、通常の報告ルートのほかに、社内外にホットライン(内部通報制度)を設け、その利用につき役職員に周知する。
- (2) 当社は、「東京海上グループ 内部監査に関する基本方針」に基づき、被監査部門から独立した内部監査担当部署を設置するとともに、内部監査規程を制定し、効率的かつ実効性のある内部監査体制を整備する。

3. リスク管理に関する体制

- (1) 当社は、「東京海上グループ リスク管理に関する基本方針」に基づき、以下のとおり、リスク管理体制を整備する。
 - ① リスク管理基本方針を定め、当社の事業遂行に関わる様々なリスクについてリスク管理を行う。
 - ② リスク管理を統轄する部署を設置するとともに、リスク管理基本方針において管理対象としたリスク毎に管理部署を定める。
 - ③ リスク管理についての年度リスク管理計画を策定する。
 - ④ 取締役会の下にリスク管理委員会を設置して、当社のリスク管理体制の整備状況やリスク管理の実施状況の確認等を定期的実施する。
- (2) 当社は、「東京海上グループ 統合リスク管理に関する基本方針」に基づき、統合リスク管理方針を定めるとともに、グループ全体の統合リスク管理の一環として、保有リスク量とリターン状況を定期的にモニタリングする。
- (3) 当社は、「東京海上グループ 危機管理に関する基本方針」に基づき、危機管理方針を定め、危機管理体制を整備する。

4. 職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、経営管理契約に基づき、グループの経営戦略および経営計画に則って、事業計画（数値目標等を含む。）を策定し、当該計画の実施状況をモニタリングする。
- (2) 当社は、業務分担および指揮命令系統を通じて効率的な業務執行を実現するため、職務権限に関する規程を定めるとともに、事業目的を達成するために適切な組織機構を構築する。
- (3) 当社は、経営会議規則を定め、取締役等で構成する経営会議を設置し、経営上の重要事項について審議・報告を行う。
- (4) 当社は、(1)～(3)のほか、当社および子会社において、職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制を整備する。

5. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、文書等の保存に関する規程を定め、重要な会議の議事録等、取締役および執行役員の職務の執行に係る情報を含む重要な文書等は、同規程の定めるところに従い、適切に保存および管理を行う。

6. 監査役の職務を補助すべき職員に関する事項

- (1) 当社は、監査役の求めに応じ、監査役の監査業務を補助するための監査役直轄の事務局を設置し、監査業務を補助するために必要な知識・能力を具備した専属の職員を配置する。
- (2) 監査役事務局に配置された職員は、監査役の命を受けた業務および監査を行う上で必要な補助業務に従事し、必要な情報の収集権限を有する。
- (3) 当該職員の人事考課、人事異動および懲戒処分は、常勤監査役の同意を得た上で行う。

7. 監査役への報告に関する体制

- (1) 役職員は、経営、財務、コンプライアンス、リスク管理、内部監査の状況等について、定期的に監査役に報告を行うとともに、当社またはグループ会社の業務執行に関し重大な法令もしくは社内ルールの違反または会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに監査役に報告を行う。
- (2) 当社は、子会社の役職員が、当社またはグループ会社の業務執行に関し重大な法令もしくは社内ルールの違反または会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときに、これらの者またはこれらの者から報告を受けた者が、当社の監査役に報告を行う体制を整備する。
- (3) 当社は、当社および子会社において、監査役に(1)または(2)の報告を行った者が、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けることがないよう、必要な体制を整備する。
- (4) 役職員は、ホットライン（内部通報制度）の運用状況および報告・相談事項について定期的に監査役に報告を行う。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、取締役会に出席するほか、経営会議その他の重要な会議または委員会に出席し、意見を述べるができるものとする。
- (2) 監査役は、重要な会議の議事録、取締役および執行役員が決裁を行った重要な稟議書類等については、いつでも閲覧することができるものとする。
- (3) 役職員は、いつでも監査役の求めに応じて、業務執行に関する事項の説明を行う。
- (4) 内部監査担当部署は、監査に協力することなどにより、監査役との連携を強化する。
- (5) 当社は、監査役の職務の執行に係る費用等について、当社が監査役の職務の執行に必要なことを証明したときを除き、これを支払うものとする。

2006年（平成18年）5月19日 制定
2020年（令和2年）6月1日 改定

〈運用状況の概要〉

当社は、上記の「内部統制基本方針」に基づき、内部統制システムを整備し、業務の適正を確保することで企業価値の向上に努めています。

また、内部統制システムの整備および運用状況については、年に2回、モニタリングを実施し、取締役会においてその内容を確認しています。さらに、モニタリング結果等をふまえ、内部統制システムの改善および強化に継続的に取り組んでいます。

コーポレートガバナンスの状況

コーポレートガバナンス態勢

当社は、お客さま、株主、代理店、社員、地域・社会という各ステークホルダーに対する責任を果たすためコーポレートガバナンスの充実を重要な経営課題として位置付け、当社の持株会社である東京海上ホールディングスが策定した「東京海上ホールディングス コーポレートガバナンス基本方針」およびグループの「内部統制基本方針」に基づいた健全で透明性の高いコーポレートガバナンス態勢を構築しています。

1. 取締役会・監査役会

当社の取締役会は、2020年7月1日現在、社外取締役1名を含む7名の取締役(任期1年)で構成されています。監査役会は、社外監査役2名を含む4名の監査役で構成されています。社外取締役および社外監査役と当社との間には、特別な利害関係はありません。

2. 指名委員会・報酬委員会

当社の親会社である東京海上ホールディングスは、指名委員会および報酬委員会を設置しています。両委員会は、各々5名程度の委員で構成し、委員長は社外委員から選出しています。

両委員会は、当社役員(取締役・監査役・執行役員)の選任、解任および選任要件ならびに当社役員の報酬体系、報酬水準および業績評価等(ただし報酬水準および業績評価については社外取締役および監査役を除く)についても審議を行い、東京海上ホールディングス取締役会に答申します。

3. コンプライアンス態勢・品質の向上に向けた態勢

当社では、業務品質向上委員会(1名が社外委員)および顧客保護委員会(過半数が社外委員)を設置し、品質の維持向上や適正な業務運営について、社外の視点を含めた評価・提言を行う態勢としています。コンプライアンスに関する重要事項は、経営会議および取締役会において審議・決定し、コンプライアンスの一層の徹底を図っています。また、違反行為に関する各種通報・相談制度(ホットライン)を設け、これを運用しています。

4. リスク管理態勢

当社は、当社の保有するリスクに対して定量・定性の両面から、総合的な管理を行っています。また、リスク管理委員会を設置し、当社におけるリスク管理の実施方針について議論するとともに、リスク管理に係る重要事項について、取締役会において審議・決定し、リスク管理の強化を図っています。

5. 社外・社内の監査態勢

(1) 社外の監査・検査

当社は、社外の監査・検査として、「会社法および金融商品取引法に基づく監査法人による外部監査」および「保険業法に基づく金融庁による検査」等を受けています。

当社の会計監査人はPwCあらた有限責任監査法人です。

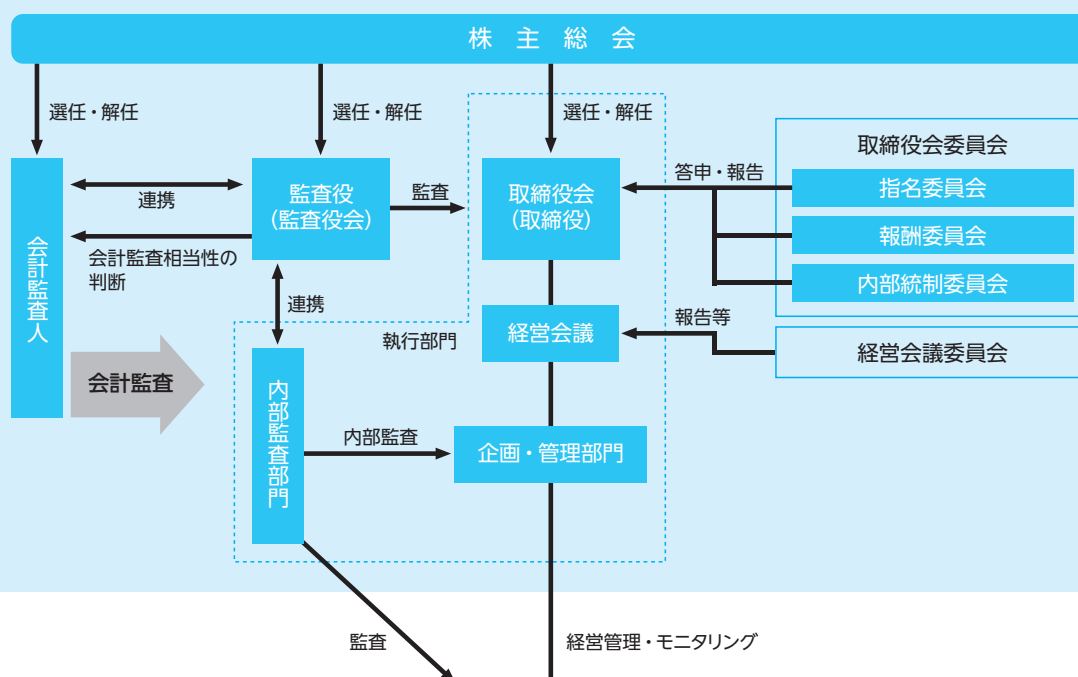
(2) 社内の内部監査態勢

当社では、内部監査を「経営目標の効果的な達成を図るために、企業におけるすべての業務を対象とした内部管理態勢(法令等遵守態勢、リスク管理態勢を含む)等の適切性、有効性を検証するプロセスをいい、不備・課題の発見、指摘にとどまらず、内部管理態勢等の評価および不備・課題の改善方法の提言等を実施するものとする」と定義して、当社のすべての業務および組織等を対象に内部監査を実施しています。また、内部監査結果については、経営会議等に報告しています。

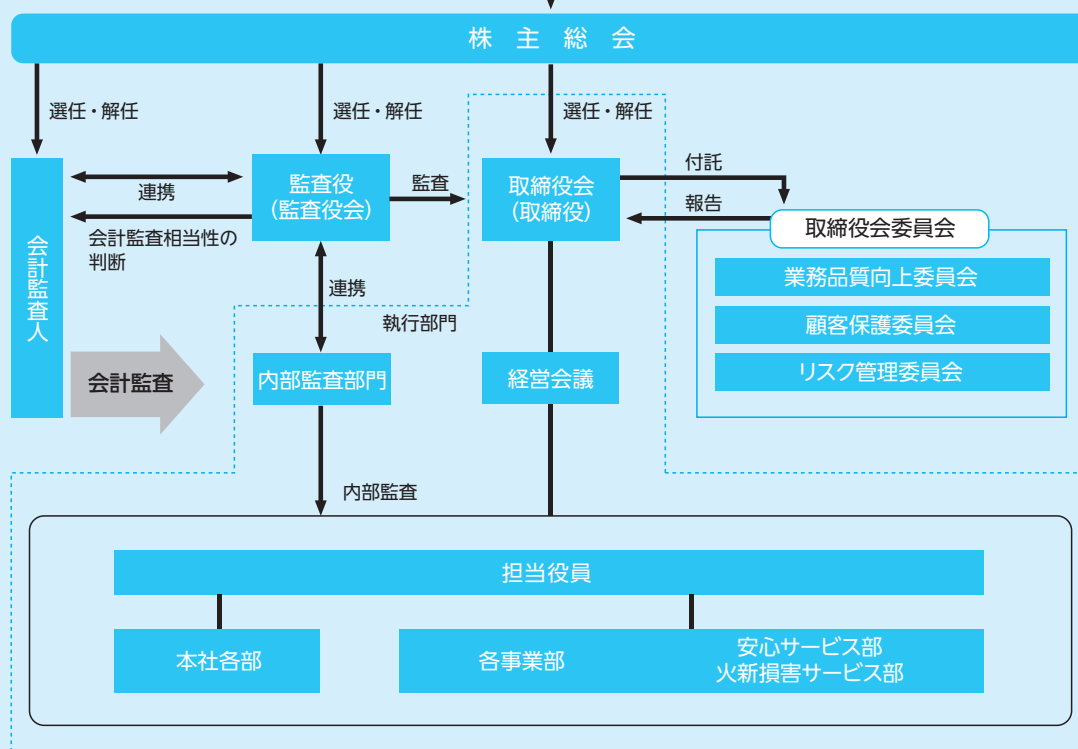
東京海上ホールディングス・日新火災のコーポレートガバナンス体制の概要

(2020年7月1日現在)

東京海上ホールディングス



日新火災



サステナビリティの考え方

当社の事業活動は、多くのステークホルダーの皆さまからのご支持があってこそ成り立つものです。当社では、サステナビリティの取り組みは「経営理念の実践」そのものであると捉え、「東京海上グループ サステナビリティ憲章」に基づきサステナビリティを徹底的に実践していくことで、ステークホルダーの皆さまに提供する価値を高めていきたいと考えています。

東京海上グループ サステナビリティ憲章

東京海上グループでは、サステナビリティを実践するための行動指針として、「東京海上グループ サステナビリティ憲章」を定めています。

東京海上グループ サステナビリティ憲章

東京海上グループは、以下の行動原則に基づいて経営理念を実践し、社会とともに持続的成長を遂げることにより、「企業の社会的責任(CSR)」を果たします。

■ 商品・サービス

- ・ 広く社会の安心と安全のニーズに応える商品・サービスを提供します。

■ 人間尊重

- ・ すべての人々の人権を尊重し、人権啓発に積極的に取り組みます。
- ・ 安全と健康に配慮した活力ある労働環境を確保し、人材育成をはかります。
- ・ プライバシーを尊重し、個人情報管理を徹底します。

■ 地球環境保護

- ・ 地球環境保護がすべての企業にとって重要な責務であるとの認識に立ち、地球環境との調和、環境の改善に配慮して行動します。

■ 地域・社会への貢献

- ・ 地域・社会の一員として、異なる国や地域の文化や習慣の多様性を尊重し、時代の要請にこたえる社会貢献活動を積極的に推進します。

■ コンプライアンス

- ・ 常に高い倫理観を保ち、事業活動のあらゆる局面において、コンプライアンスを徹底します。

■ コミュニケーション

- ・ すべてのステークホルダーに対して、適時適切な情報開示を行うとともに対話を促進し、健全な企業運営に活かします。

「持続可能な開発目標(SDGs)」は、世界が2030年に向けて、貧困や飢餓、エネルギー、技術革新、気候変動等の課題を解決し、持続可能な発展を実現するための目標です。

東京海上グループは、あらゆる事業活動を通じて、気候変動や自然災害、人口動態変化、技術革新、格差拡大等の課題解決に取り組んでおり、これからも、ステークホルダーの皆さまと連携・協働し、保険・リスクマネジメントの専門性を生かし、SDGsの達成に貢献していきます。



外部イニシアティブへの参加

当社の持株会社である東京海上ホールディングスは、持続可能な開発目標(SDGs)達成にも貢献するべく、国連グローバル・コンパクト(UNGC)が提唱する行動10原則等、グループ経営理念と共通する国内外のイニシアティブへの参加を通じ、さまざまなステークホルダーとともに、安心・安全でサステナブルな未来づくりに貢献しています。

主な参加イニシアティブ

・ UNGC、国連環境計画金融イニシアティブ 持続可能な保険原則、国連が支援する責任投資原則、国連防災機関 民間セクター・アライアンス、ClimateWise、CDP、環境省・21世紀金融行動原則等

WE SUPPORT



Signatory of:



サステナビリティの考え方

当社のサステナビリティの主な取り組み

当社では、「東京海上グループ サステナビリティ憲章」をふまえたサステナビリティ活動に取り組んでいます。主な取り組みは次のとおりです。

1. 地域・社会貢献の取り組み

■社員参加型の社会貢献活動の推進

社員参加型の社会貢献活動として、清掃活動等の地域・社会との調和を図る取り組みを実施しています。当社は、今後も社員へ社会貢献に対する意識啓発を行うとともに、積極的な社会貢献活動を続けていきます。



東京本社ビルにおける清掃活動

■交通遺児等の支援

当社は、2008年度より毎年「特定非営利活動法人交通遺児等を支援する会」に寄付しています。

■AED講習会の実施

社会公共性の高い損害保険会社として、当社の社員が事故や災害の場所に居合わせた際、人命救助に有効とされているAEDを速やかに使用できるようにするために、社員にAED講習会への参加を推奨しています。



■企業献血等の実施

東京本社・さいたま本社において企業献血を行うなど、献血に係る取り組みを実施しています。



■認知症サポーター養成講座の実施

認知症になっても安心して暮らせるまちづくりに貢献するため、認知症の人とその家族を支援する「認知症サポーター」を養成する講座を社員に推奨しています。

■使用済み切手等の収集・寄贈

全国の各拠点にて収集した使用済み切手・使用済みカード類・未使用切手を「公益社団法人日本キリスト教海外医療協力会」をはじめ3団体に寄贈しています。

使用済み切手は、海外の保健医療事情に恵まれない地域に医師や看護師・保健師等の医療従事者を派遣するための費用や、現地の医療従事者に対する学資援助の資金として役立てられます。使用済みカード類は、発展途上国の農村の生活改善や人材育成をはじめとした活動資金として、また、未使用切手は、骨髄バンクのドナー登録の募集等のために利用されています。

■「公益財団法人スペシャルオリンピックス日本」

ミサンガの作成・寄贈



当社は、全国の各拠点にてミサンガを作成し、知的障がいのある人たちにさまざまなスポーツを通して社会参加を応援する「公益財団法人スペシャルオリンピックス日本」に寄贈しています。ミサンガは、スペシャルオリンピックスに参加するアスリートの活躍を支え、応援するための募金「エール募金」の募金者とスペシャルオリンピックス日本のアスリートの両方に「エールの証(あかし)」として渡されます。

■使い捨てコンタクトレンズの空ケースリサイクル活動



当社は、「HOYA株式会社」が取り組んでいる「アイシティecoプロジェクト」に参加しており、全国の各拠点にて使い捨てコンタクトレンズの空ケースを収集しています。これらはリサイクルにより再資源化され、その対価は「公益財団法人日本アイバンク協会」において、視力を再び取り戻したいと願う人たちのために役立てられています。

2019年度は12.48kgの使い捨てコンタクトレンズの空ケースを寄贈しました。



■障がい者スポーツの支援

東京海上グループは、すべての人がそれぞれの個性を尊重して活躍できる共生社会づくりに取り組んでおり、障がいを超えて挑戦を続けているアスリートをサポートしています。

障がい者スポーツを「知る」「見る」

当社においても、障がい者スポーツの試合観戦や、障がい者スポーツに関する講演会への参加を推進しており、これらをきっかけとした、多様な個性を尊重し合う企業文化の醸成を目指しています。

アンパティサッカー協会の支援

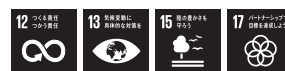
当社は、2018年8月より「特定非営利活動法人 日本アンパティサッカー協会」とパートナーシップ契約を締結しています。当社には、アンパティサッカーの選手でもある社員が在籍しており、これまでもアンパティサッカーと近い関係にありましたが、障がい者スポーツに関する取り組みをさらに推進し、その関係を深めるため、パートナーとして支援しています。

2. 環境負荷削減の取り組み

■事業活動に伴う環境負荷の低減

当社は、東京海上グループの方針・計画に沿って、電気、紙、ガソリン等の使用量について削減目標を定めており、具体的な行動計画のもと、環境負荷の低減に取り組んでいます。

■環境負荷削減に寄与する商品・サービス



当社は、環境配慮型自動車保険「アサンテ」を販売しています。「アサンテ」は、車の事故の際にリサイクル部品を使用して修理していただくことで資源を有効活用することを目的とした商品であり、「アサンテ」の販売を通じて、地球環境保護に貢献することを目指しています。

また、紙の保険約款に代えてWeb上で参照いただく「インターネット約款」、紙証券の発行に代えてWeb上で契約(変更)内容をご確認いただく「インターネットによる契約確認サービス(My日新)」等による紙資源の節約に取り組んでいます。

2019年度は、収益の一部である1,419,928円(「アサンテ」に係る寄贈額60,300円、インターネット約款に係る寄贈額1,359,628円)をケニア共和国の環境保護活動家、故ワンガリ・マータイ氏が始めたグリーンベルト運動(植林活動)に活用していただくため、毎日新聞社に寄託しました。

2004年からの寄付総額は1,657万円に達し、2017年4月14日にはグリーンベルト運動より感謝状が授与されました。



サステナビリティの考え方

損害保険業界としての社会貢献活動

当社は、当社独自の社会貢献活動のほか、一般社団法人日本損害保険協会（以下「損保協会」）の一員として、事故、災害および犯罪の防止・軽減に向けて、さまざまな社会貢献活動に取り組んでおり、2015年9月に国連サミットにて採択されたSDGs（Sustainable Development Goals）の達成にも貢献しています。

主な取り組みは以下のとおりです。

1. 交通安全対策



(1) 交通事故防止・被害者への支援

自賠責保険の運用益を以下のような自動車事故防止対策および自動車事故被害者支援等に活用しています。

- ・自動車事故防止対策：高齢者の交通事故防止施策研究支援、自転車シミュレータの寄贈、飲酒運転根絶事業支援等
- ・自動車事故被害者支援：高次脳機能障害者支援、脊髄損傷者支援、交通遺児支援等
- ・救急医療体制の整備：高規格救急自動車の寄贈、救急外傷診療研修補助等
- ・自動車事故の医療に関する研究支援
- ・適正な医療費支払のための医療研修等



自転車シミュレータ

(2) 交通安全啓発活動

① 交差点事故防止活動

交差点における事故低減を目的として、47都道府県の事故多発交差点ワースト5の特徴や注意点等をまとめた「全国交通事故多発交差点マップ」を毎年損保協会ホームページで公開し、ドライバーや歩行者、自転車利用者等、交差点を通行するすべての方への啓発を行っています。



② 自転車事故防止活動

自転車事故の実態やルール・マナーの解説とともに、自転車事故による高額賠償事例や自転車事故に備える保険等を紹介した冊子と事故防止の啓発チラシを作成し、講演会や交通安全教室・イベント等を通じて自転車事故の防止を呼びかけています。



③ 高齢者の交通事故防止活動

高齢者が運転時や歩行時に当事者となる交通事故が増加していることから、反射材つき啓発チラシの作成や映像コンテンツの公開等を通じて事故防止を呼びかけています。



④ 飲酒運転防止活動

企業や自治体における飲酒運転防止の教育・研修で使用する手引きとして「飲酒運転防止マニュアル」を作成するとともに、イベント等において本マニュアルを活用し、飲酒運転による事故のない社会の実現に向けて啓発活動を行っています。



2. 防災・自然災害対策



(1) 地域の安全意識の啓発

- ① 小学生向け安全教育プログラム「ぼうさい探検隊」の普及
子どもたちが楽しみながら、まちを探検し、まちにある防災、防犯、交通安全に関する施設・設備を発見してマップにまとめる「ぼうさい探検隊」の取り組みを通じ、安全教育の促進を図っています。



- ② 幼児向けの防災教育カードゲーム「ぼうさいダック」の作成・普及

幼児向けに、安全・安心の「最初の第一歩」を学んでもらうため、遊びながら災害から身を守るポーズが学べる防災教育カードゲーム「ぼうさいダック」を作成しています。毎年、全国各地での防災イベントや幼稚園、保育所、小学校低学年の行事や授業等で活用されています。



(2) 地域の防災力・消防力強化への取り組み

- ① 軽消防自動車の寄贈

地域の防災力強化を目的として、小型動力ポンプ付軽消防自動車を全国の自治体や離島に寄贈しています。



- ② 防火標語の募集と防火ポスターの制作

家庭や職場・地域における防火意識の高揚を図り、社会の安全・安心に貢献するため、総務省消防庁と共催で防火標語の募集を行っています。入選作品は「全国统一防火標語」として、防火ポスター（総務省消防庁後援・約20万枚作成）に使用され、全国の消防署をはじめとする公共機関等に掲示されるほか、各種の防火意識啓発・PR等に使用されます。

過去5年間の全国统一防火標語

年度	全国统一防火標語
2016年度	消しましょう その火その時 その場所で
2017年度	火の用心 ことばを形に 習慣に
2018年度	忘れてない? サイフにスマホに 火の確認
2019年度	ひとつずつ いいね!で確認 火の用心
2020年度	その火事を 防ぐあなたに 金メダル

- ③ ハザードマップを活用した自然災害リスクの啓発

自治体等が作成しているハザードマップの活用にあたり、自然災害に対する日頃からの備えや対策を多くの方に促すことを目的として、副読書「ハザードマップと一緒に読む本」やeラーニングコンテンツ「動画で学ぼう!ハザードマップ」を損保協会ホームページ上に公開し、啓発活動を進めています。



サステナビリティの考え方

3. 犯罪防止対策



(1) 自動車盗難の防止

「自動車盗難等の防止に関する官民合同プロジェクトチーム」に2001年の発足当初から民間側事務局として参画し、自動車盗難防止対策に取り組んでいます。

(2) 住宅修理業者に関するトラブルへの注意喚起

住宅修理(リフォーム)に関し、「保険金が使えない」と言って勧誘する業者とのトラブル相談が多く寄せられています。

このようなトラブルに巻き込まれないよう注意を呼びかけるため、独立行政法人国民生活センターと連携してチラシ等を作成し、啓発活動を行っています。



(3) 啓発活動

地域で子どもが犯罪や交通事故等の不慮の事故に巻き込まれないよう、身の回りに起こりうる危険に対処できる知識を学習しておくことが大切です。万一の事態が起こった時、直ちに身を守る行動に繋がれるよう、大人と子どもが一緒に学べる事前学習型の教材(手引き)を作成し、子どもたちの安全教育の推進に取り組んでいます。



(2) 自動車修理における部品補修の推進

リサイクル部品の活用同様に、産業廃棄物とCO₂の排出量の抑制を目的として、啓発動画やチラシによる自動車部品補修の推進に取り組んでいます。

※啓発動画は損保協会ホームページやユーチューブに公開しています。



(3) エコ安全ドライブの推進

環境にやさしく、安全運転にも効果がある「エコ安全ドライブ」の取り組みを推進するため、ビデオクリップ(DVD)とチラシを作成し、その普及に取り組んでいます。



4. 環境問題への取り組み



(1) 自動車リサイクル部品活用の推進

限りある資源を有効利用することにより、産業廃棄物を削減し、地球温暖化の原因となっているCO₂の排出量を抑制することを目的として、自動車の修理時におけるリサイクル部品の活用推進に取り組んでいます。



(4) 環境問題に関する目標の設定

地球温暖化対策として、CO₂排出量の削減と、循環型社会の形成に向けた廃棄物排出量の削減について、業界として統一目標を設定し、その実現に向けて取り組んでいます。

5. 保険金不正請求防止に向けた取り組み



(1) 保険金不正請求ホットラインの運営

2013年1月から「保険金不正請求ホットライン」を開設して、損害保険の保険金不正請求に関する情報を収集し、損害保険各社における対策に役立てています。



(2) 保険金詐欺防止ポスターの作成・掲出

保険金詐欺防止ポスターを作成し、会員会社や損害保険代理店等に掲出し、保険金詐欺が重罪※であることを周知するとともに、保険金詐欺をたくらむ人物へのけん制を図っています。

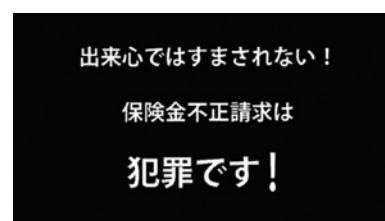


※「刑法第246条第1項 人を欺いて財物を交付させた者は、10年以下の懲役に処する。

第2項 前項の方法により、財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させた者も、同項と同様とする。」

(3) 保険金不正請求防止啓発動画の作成・公開

「これくらいならいいだろう」という出来心による保険金不正請求を防止するため、啓発動画を作成し、損保協会ホームページやYouTubeに公開しています。



コンプライアンスの徹底

当社はお客さま本位の安心と補償をお届けし、最も身近で信頼されるリテール損害保険会社を目指すことを経営理念に掲げ、コンプライアンスの徹底を経営の基本に位置づけています。

コンプライアンス宣言

当社は、お客さま本位の安心と補償をお届けし、最も身近で信頼されるリテール損害保険会社を目指すことを経営理念としており、コンプライアンスの徹底は当社の経営理念の実践そのものです。

当社では、経営理念の実現に向け行動する際の重要な事項を「日新火災行動規範」として定めています。私たち全役職員はこの行動規範に則り、事業活動のあらゆる局面において、コンプライアンスの徹底を最優先することをここに宣言いたします。

日新火災海上保険株式会社
取締役社長 織山 晋

また、東京海上グループとして東京海上グループ各社の全役職員が遵守すべきコンプライアンス行動規範を定めています。

東京海上グループ コンプライアンス行動規範＜骨子＞

●法令等の徹底

法令や社内ルールを遵守するとともに、公正で自由な競争を行い、社会規範にもとることのない誠実かつ公正な企業活動を行います。

●社会との関係

社会、政治との適正な関係を維持します。

●適切かつ透明性の高い経営

業務の適切な運営をはかるとともに、透明性の高い経営に努めます。

●人権・環境の尊重

お客様、役職員をはじめ、あらゆる人の基本的人権を尊重します。また、地球環境に配慮して行動します。

さらに、当社は、損害保険会社として社会・公共的使命の遂行と人間尊重を信条とし、社会から信頼され続ける為に、日新火災行動規範を定めています。すべての役職員は日新火災行動規範を誠実に遵守・実践します。

日新火災行動規範＜骨子＞

1. 人間尊重の原則

日新火災は人間尊重を行動の基本精神とし、事業に関わる全てのみなさまの権利を尊重し、お客さま本位を実践するために誠意を持って行動します。

2. 法令等遵守

日新火災は企業行動の基本である法令・ルールについてその制定された目的を十分に理解し、それを誠実に遵守していきます。

3. 適切な事業活動

日新火災は損害保険会社としての社会・公共的使命を果たすため、高い企業倫理と透明性を維持し、公正かつ自由な競争の促進と内部統制の強化に努めます。

4. 積極的な社会参画

日新火災は、損害保険事業の社会的存在意義を更に高めるため、社会貢献活動や環境問題の取組みなど、社会に対して有益な働きかけを積極的に行います。

コンプライアンス態勢

当社では、お客さまや社会からの要請に応えていくことをコンプライアンスと捉え、役職員一人ひとりが常にコンプライアンスを念頭においた業務の遂行に取り組んでいます。

当社の業務品質の維持・向上を目的とする取締役会委員会として、社外委員を含む「業務品質向上委員会」を設置しています。本委員会では、お客さまにご満足いただける

サービスを提供するため、「お客さまの声」をもとに商品・サービスや会社業務全般の品質改善の取り組みを統括、推進しています。

さらに、真のお客さま本位を実現するための取り組みとして、委員の過半数を社外委員とした「顧客保護委員会」を設置しています。本委員会では、「お客さまの声」に加え、

お客さまに影響を及ぼす(可能性のある)業務運営について「お客さま本位」の視点で確認・検証し、業務の改善に努めています。

また各部では、業務の最前線においてコンプライアンス施策を遂行する課長および部長をコンプライアンス担当者およびコンプライアンス責任者として位置づけ、さらに各事業部には部長を補佐するコンプライアンススタッフを配置しています。本社には全部門のコンプライアンスを推進するコンプライアンスリーダーを配置し、また各地区に駐在する本所属のコンプライアンスオフィサーが各部のコンプライアンス推進状況についてモニタリング、指導、支援を行います。

なお、コンプライアンス上の問題を発見した場合には、速やかにリスク管理業務品質部等に報告や相談をすることを義務づけています。何らかの理由で、通常の報告や相談をすることが適当でない場合には、「コンプライアンス相談窓口(リスク管理業務品質部長直通の専用電話)」、「コンプラ110番(社内イントラネットによるリスク管理業務品質部長へのEメール)」、「監査役ホットライン」、「社外ホットライン」、「東京海上ホールディングスや弁護士事務所への直通電話およびEメール」等を利用して匿名でも報告や相談をすることができます。

業務品質向上委員会

コンプライアンスの徹底にあたって、社外からの視点による幅広い意見を得るため、社外の有識者が委員として加わる業務品質向上委員会を設置しています。本委員会は取締役会直属の機関として、会社施策の点検や監視を行うとともに、直接経営に提言しています。各委員より専門領域をふまえた有益な意見や提言を得ています。

顧客保護委員会

真のお客さま本位を実現させるため、委員の過半数を社外委員とした「顧客保護委員会」を設置しています。本委員会は、「お客さまの声」に加え、内部監査等で把握されたお客さまに影響を及ぼす(可能性のある)業務運営について、「お客さま本位」の視点で確認・検証し、業務の改善に努めています。

業務品質向上計画

コンプライアンスの徹底にあたり、毎年度、取締役会において会社全体のコンプライアンス取組方針を策定しています。その方針にしたがって各部門は具体的な施策を策定しコンプライアンスの徹底に取り組んでいます。これらのコンプライアンスの取組状況は、取締役会に報告しています。

コンプライアンス・マニュアル

「コンプライアンス・マニュアル」を作成して、全役職員がいつでも参照できるようにしています。「コンプライアンス・マニュアル」には、①コンプライアンスの考え方、当社の経営理念、コンプライアンス宣言、行動規範、②コンプライアンス態勢、③問題を発見した場合の対応、④遵守すべきルールとその解説を記載しています。そのほか、コンプライアンスの重要事項を携帯用カードに掲載し全役職員に配付することにより徹底を図っています。

コンプライアンス研修

コンプライアンスの徹底と推進を目的として、全役職員を対象に「コンプライアンス研修」を実施しています。階層別や職場別の集合研修や社内イントラネットを利用した研修を継続的に実施しています。研修内容には「コンプライアンスの考え方」等の基本的な項目から「実務に即したケーススタディ」までを盛り込んだ実効性のある研修の実施に努めています。

モニタリング

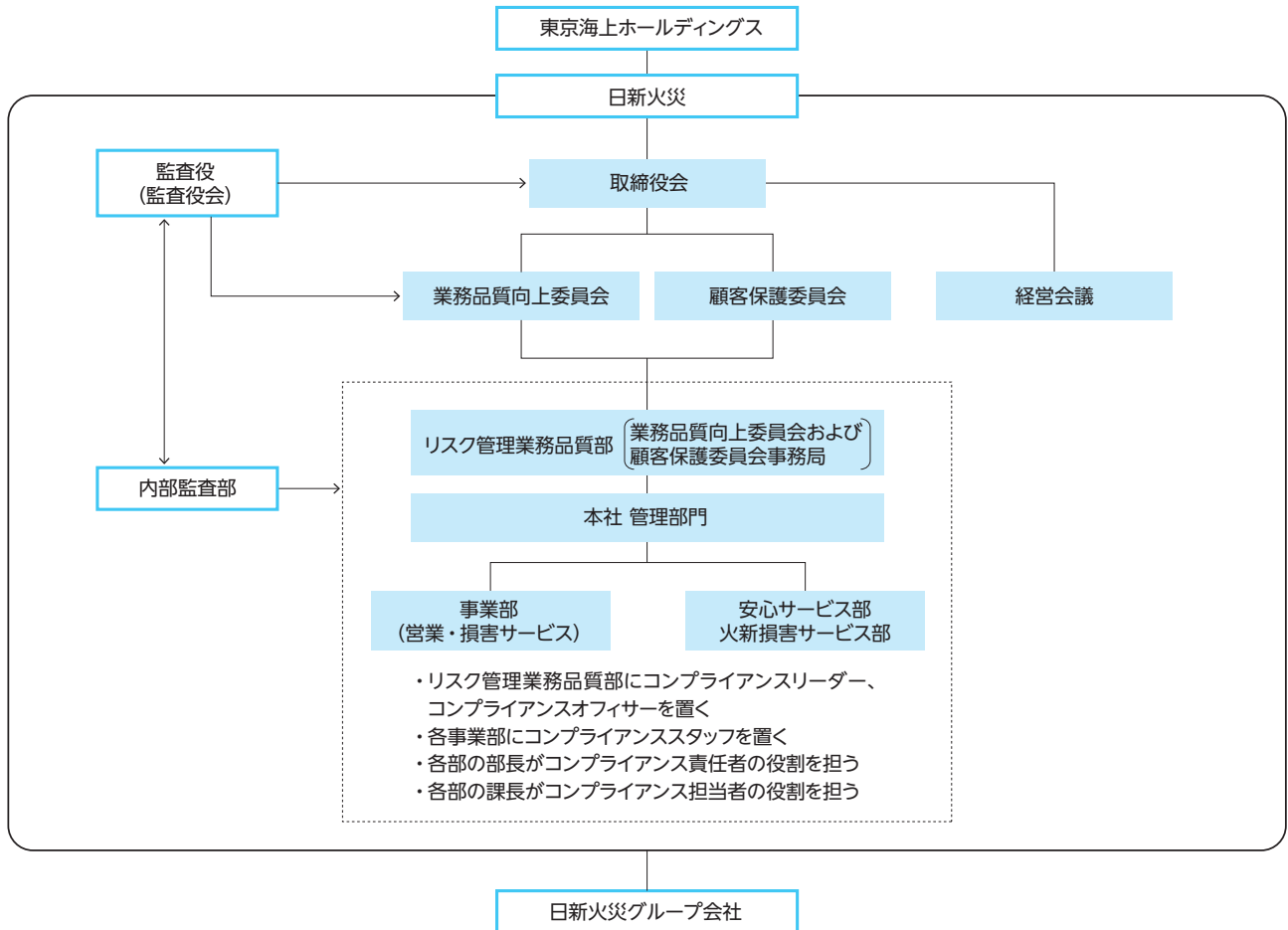
業務が適切に遂行されているかについて、各部による点検や、「コンプライアンスリーダー」、「コンプライアンスオフィサー」、「コンプライアンススタッフ」等による「モニタリング」を組み合わせ、コンプライアンスの取り組みやルールの遵守状況を継続的に点検しています。

ホットライン制度

コンプライアンスに関連する問題が発生した場合や発生しそうな場合等に、報告や相談ができる各種の「ホットライン制度」を設けています。また、社外のホットライン制度も複数設置して、報告者や相談者が利用しやすい手段を選択できるように配慮しています。なお、当社の「ホットライン制度」は公益通報者保護法に対応しており、報告者の個人情報は厳重に管理され、報告者が不利益な取り扱いを受けることはありません。

コンプライアンスの徹底

2020年度コンプライアンス体制



反社会的勢力等への対応

当社は、「東京海上グループ 反社会的勢力等への対応に関する基本方針」に則り、反社会的勢力等に対する態勢整備と毅然とした対応に努めています。

東京海上グループ 反社会的勢力等への対応に関する方針(概要)

1. 基本的な考え方

東京海上グループは、良き企業市民として公正な経営を貫き広く社会の発展に貢献するため、反社会的勢力等との関係の遮断および不当要求等に対する拒絶を経営理念の実践における基本的事項として位置づけ、反社会的勢力等に対して、弁護士や警察等とも連携して、毅然とした姿勢で組織的に対応することに努めます。

2. 反社会的勢力等からの被害を防止するための基本原則

反社会的勢力等に対し、以下の(1)から(5)に基づき対応します。

(1) 組織としての対応

反社会的勢力等からの不当要求等に対しては、担当者や担当部署だけに任せず、会社組織全体として対応します。また、反社会的勢力等からの不当要求等に対応する役職員の安全を確保します。

(2) 外部専門機関との連携

反社会的勢力等からの不当要求等に備えて、平素より、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部の専門機関との緊密な連携関係の構築に努め、不当要求等が行われた場合には必要に応じ連携して対応します。

(3) 取引を含めた一切の関係遮断

反社会的勢力等とは、業務上の取引関係(提携先を通じた取引を含む。)を含めて、一切の関係を持つことのないよう努めます。また、反社会的勢力等からの不当要求等は拒絶します。

(4) 有事における民事と刑事の法的対応

反社会的勢力等からの不当要求等に対しては、民事と刑事の両面から法的対応を行います。

(5) 裏取引や資金提供の禁止

反社会的勢力等からの不当要求等が、東京海上グループの各社の不祥事を理由とする場合であっても、事案を隠蔽するための裏取引は絶対に行いません。また、反社会的勢力等への資金提供は、リベート、利益上乗せ、人の派遣等、いかなる形態であっても絶対に行いません。

3. 態勢整備

反社会的勢力等との関係を遮断するために、以下の態勢を整備します。

(1) 対応統轄部署の設置

(2) 問題が発生した場合の報告・相談ルールや体制の制定

(3) 研修の実施 等

コンプライアンスの徹底

利益相反取引等の管理

当社は、「東京海上グループ 利益相反取引等の管理に関する方針」に則り、お客さまの利益が不当に害されることのないように、利益相反取引等の管理に努めています。

東京海上グループ 利益相反取引等の管理に関する方針（概要）

1. 利益相反取引等

「利益相反取引等」とは、東京海上グループが行う取引等のうち、以下のものをいいます。

- (1) お客さまの利益と東京海上グループの利益とが相反するおそれのある取引
- (2) お客さまの利益が東京海上グループの他のお客さまの不利益となるおそれのある取引
- (3) 東京海上グループが保有するお客さまに関する情報をお客さまの同意を得ないで利用する取引（個人情報保護法または東京海上グループ会社に適用されるその他の法令等の規定に基づく、あらかじめ特定された利用目的に係る取引をのぞきます。）
- (4) 上記(1)から(3)までに掲げるもののほか、東京海上グループのお客さまの保護および東京海上グループの信用維持の観点から特に管理を必要とする取引その他の行為

2. 利益相反取引等の管理の態勢

持株会社である東京海上ホールディングスは、東京海上グループの利益相反取引等の管理に関する事項を一元的に管理します。

また、日新火災海上保険株式会社は、利益相反取引等の管理を統轄する部署を設置するなど、法令等に従い必要な態勢整備を行います。

3. 利益相反取引等の管理の方法

東京海上グループは、利益相反取引等の管理を、以下の方法により実施してまいります。

- (1) 東京海上グループ各社が、利益相反取引のおそれがある取引等を行おうとする場合には、事前に東京海上ホールディングスに報告することとします。
- (2) 東京海上ホールディングスでは、報告された取引等について、お客さまの利益を不当に害するまたは害する可能性があるかと判断した場合には、以下の方法による措置を講じます。
 - ① 当該取引を行う部門と当該取引に係るお客さまとの他の取引を行う部門を分離する方法
 - ② 当該取引または当該取引に係るお客さまとの他の取引の条件または方法を変更する方法
 - ③ 当該取引に伴い、当該取引に係るお客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該取引に係るお客さまに適切に開示する方法
 - ④ 当該取引等に伴い、東京海上ホールディングスおよび東京海上グループ会社が保有するお客さまに関する情報を利用することについて、当該お客さまの同意を得る方法
 - ⑤ 当該取引等または当該取引に係るお客さまとの他の取引を中止する方法
 - ⑥ その他、東京海上ホールディングスが必要かつ適切と認める方法

4. 利益相反取引等の管理態勢の検証

東京海上ホールディングスは、東京海上グループの利益相反取引等の管理態勢の適切性および有効性について定期的に検証してまいります。

情報開示、情報提供活動

情報開示

当社は、お客さまをはじめとするあらゆるステークホルダーの皆さまから適正に評価いただくために、当社に関する重要な情報(財務的・社会的・環境的側面の情報を含む)の公正かつ適時・適切な開示に努めています。

✦ ディスクロージャー誌

当社の事業活動についてご理解いただくために、毎年「日新火災の現状」を作成しています。当社の概要、業績の概況をはじめ、経営方針、当社の取り組み、決算・財務情報についてわかりやすく説明しています。

また、当社の持株会社である東京海上ホールディングスでは、ステークホルダーの皆さま向けに「統合レポート(東京海上ホールディングス ディスクロージャー誌)」を作成しています。

✦ ホームページ

■ 日新火災ホームページ

<https://www.nisshinfire.co.jp/>

商品・サービス、各種お手続きのご案内等の情報を掲載しています。各コンテンツとも、お客さまにとってのわかりやすさを追求しています。また、当社が発表しているニュースリリースもご覧いただけます。

■ 契約者さま専用ページ「My日新」

「My日新」は、個人のお客さまを対象にした原則24時間365日ご利用いただけるインターネットサービスです。契約内容をご確認いただけるなど、便利なサービスを提供しています。

✦ 東京海上グループ

サステナビリティブックレット・サステナビリティレポート

東京海上グループでは、サステナビリティの取り組みを、あらゆるステークホルダーの皆さまにご報告することを目的として、コミュニケーションツールを作成しています。「サステナビリティブックレット」(冊子版・PDF版)は、東京海上グループのサステナビリティ活動をわかりやすくまとめたものです。「サステナビリティレポート」(PDF版)は、東京海上グループのサステナビリティ戦略をデータとともに詳しくまとめたもので、パソコンやタブレットからでも閲覧しやすいA4横のPDF版としました。



情報提供活動

✦ 地震保険の普及・啓発

地震保険は、地震・噴火・津波による建物・家財の損害を補償します。法律に基づき国と損害保険会社が共同で運営する保険であり、被災者の生活再建資金を確保し、生活の安定に寄与する役割を担っています。2018年度に火災保険を契約された方のうち、約3分の2の方が地震保険に加入しています。

地震保険の理解促進および加入促進は損害保険業界の社会的使命となっています。

損害保険業界では、テレビ・新聞・ラジオ・インターネット・ポスター等を用いた消費者向けの啓発、地震保険を販売する損保代理店の支援、リスク啓発と地震保険加入促進を連携させた取り組み等を通じて、地震保険の理解促進および加入促進を図っています。



勧誘方針

当社では、お客さまに対する商品の販売・勧誘活動を適正に行うため、「金融商品の販売等に関する法律」を遵守するとともに、同法に基づき以下の勧誘方針を定め、全国の店舗で公表しています。

また、当社代理店にも同法の遵守および勧誘方針の策定、公表を指導しています。

〔当社の勧誘方針〕

1. 保険業法、金融商品の販売等に関する法律、消費者契約法およびその他各種法令等を遵守し、適正な保険販売に努めます。
2. 保険商品の販売に際しましては、お客さまに重要事項を正しくご理解いただけるよう努めます。また、販売形態に応じて適切な説明に努めます。
3. お客さまの保険商品に関する知識、経験、財産の状況および契約を締結する目的などを総合的に勘案し、お客さまのご意向と実情に適合した保険商品の説明と提供に努めます。
4. 保険金の不正取得を防止する観点から、適切な保険販売を行うよう努めます。
5. 保険商品の販売・勧誘にあたっては、深夜や早朝などお客さまにご迷惑をおかけする時間帯や場所、方法での勧誘はいたしません。
6. 保険事故が発生した場合には、保険金のお支払いについて迅速かつ的確に処理するように努めます。
7. お客さまの様々なご意見・ご要望等の収集に努め、商品開発や保険販売に生かしてまいります。
8. 保険商品の適切な販売を確保するために、社内体制の整備と販売に当たる者の研修に取り組みます。
9. お客さまに関する情報については、業務上必要な目的の範囲内で使用し、漏洩防止等の管理を厳格に行います。
10. お客さまのご質問、苦情等につきましては、お客さま相談室にて速やかに対応させていただきます。

リスク管理

リスクベース経営(ERM※)態勢の強化

当社におけるリスクは、経営環境の変化等を受けて、一層多様化・複雑化してきています。そのような中で、あらゆるステークホルダーの視点に立ったリスク管理を実施することは経営の重要な課題であると認識しています。

こうした観点から、東京海上グループでは、リスク軽減・回避等を目的とした従来型のリスク管理にとどまらず、リスクを定性・定量の両面のアプローチから網羅的に把握した上で、これらのリスク情報を有効に活用して、会社全体の「資本」「リスク」「リターン」を適切にコントロールするERM態勢の強化に取り組んでいます。

当社でも、ERM態勢の強化を通じた統合的なリスク管理を行うことで、健全性を確保しつつ、再保険の活用等により限られた資本を有効に活用して収益性(資本効率)の向上を図っています。

※ERM: Enterprise Risk Management

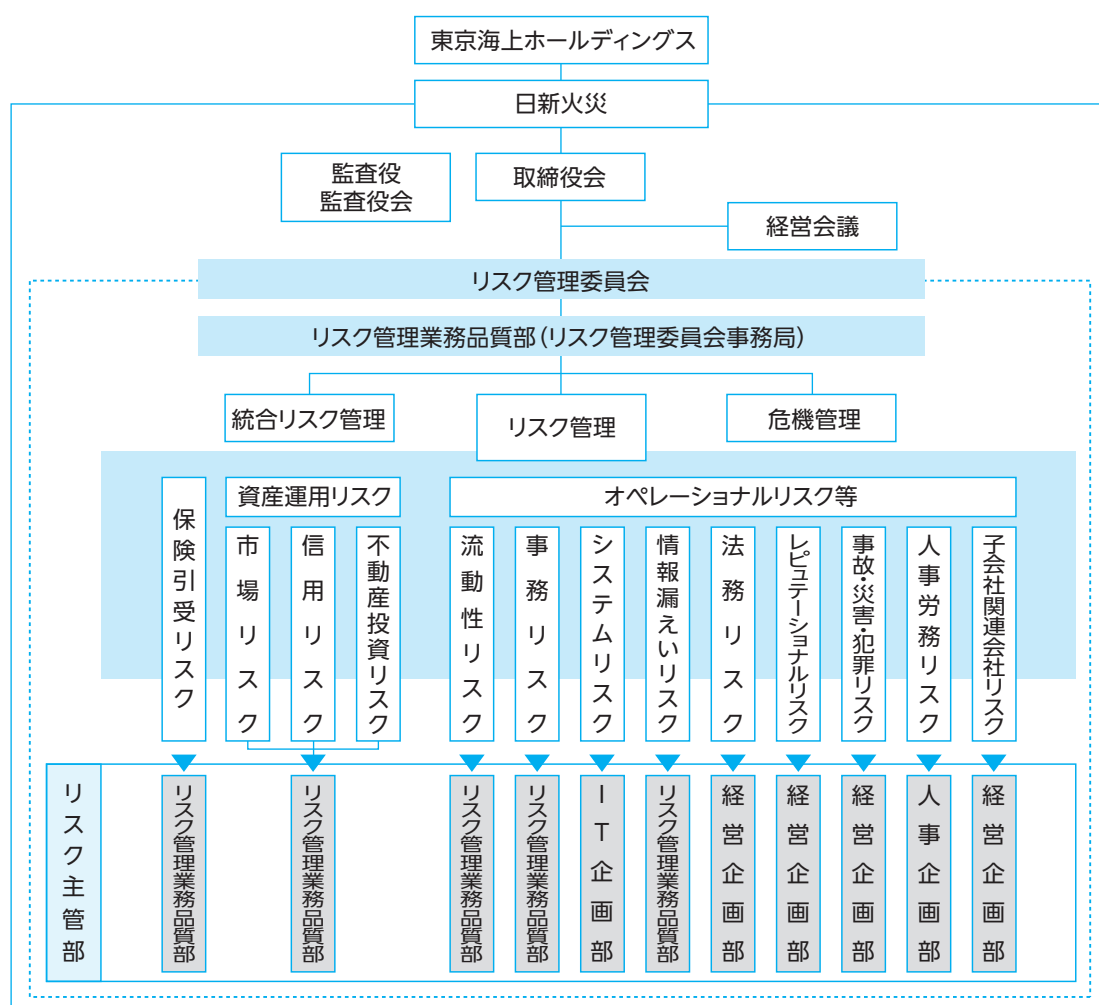
リスク管理態勢

リスク管理基本方針およびリスク管理委員会

当社では、財務の健全性と業務の適切性を確保することを目的に「リスク管理基本方針」を定め、当社のリスク管理に関する基本的な事項を明確化するとともに、リスク管理全般

を推進するために取締役会委員会として「リスク管理委員会」を設置しています。

「リスク管理基本方針」に基づき、当社の業務遂行に伴い発生するリスクを特定し、各リスクについて個別に「リスク管



リスク管理

理方針」および主管部署(リスク主管部)を定め、リスクの洗い出しおよび特定、リスクの評価、リスクの制御、コンティンジェンシー・プランの策定、リスクのモニタリングという一連のプロセスを通じてリスク管理を実施しています。リスクの洗い出しおよび特定は、エマージングリスク*も含めて実施しています。

また、当社の財務の健全性、業務継続性等に極めて大きな影響を及ぼすリスクは「重要なリスク」として特定・評価の上、管理計画を策定して対応しています。これらはリスク管理委員会で審議するとともに、取締役会等に報告を行っています。

※エマージングリスク

環境変化等により、新たに現れてくるリスクであって従来リスクとして認識していないリスクおよびリスクの程度が著しく高まったリスク

統合リスク管理方針

当社では、格付の維持と倒産防止の観点ならびに当社およびその子会社・関連会社全体での資本の有効活用を図る観点から、「統合リスク管理方針」に基づき、資本・リスクを一元的に管理する統合リスク管理を行っています。なお、統合リスク管理は当社を含む東京海上グループ全体で運営しており、この枠組みの中で当社の統合リスク管理態勢を整備しています。

当社およびその子会社・関連会社が保有するリスクについて、所定のリスク保有期間および信頼水準に基づき、発生する可能性がある潜在的な損失額を定量化しています。定量化の手法としてはバリューアットリスク(VaR)というリスク指標を採用しています。定量化されたリスクをもとに各事業分野に資本を配分するとともに、その範囲内で適切な事業運営を行っています。リスクが顕在化した場合においても資本の範囲内で損失を吸収できるよう、適切にリスクをコントロールしています。

また、大規模な自然災害や金融市場の混乱等、経済的損失が極めて大きいと想定しているシナリオを用いたストレステストを実施することにより、事業継続の検証を行い、資本の十分性および資金の流動性に問題がないことを確認しています。

危機管理方針

当社では、お客さま・代理店等のステークホルダーとの関係に重大な影響が生じる、または当社業務に著しい支障が生じるような緊急事態が発生した場合の基本方針として、「危機管理方針」を定めています。

緊急事態が発生した場合は、この「危機管理方針」に基づき社長を本部長とする対策本部を設置するなど、緊急事態下に必要な情報収集と具体的な対応策の企画・立案・指示・実施を行う態勢としています。

個別リスク管理

「リスク管理基本方針」で定める個別のリスクの中でも特に保険引受リスクと資産運用リスクについては、収益の源泉としてコントロールするリスクであると認識し、リスクとリターンのバランスを勘案したリスク管理を行っています。また、事務リスク、システムリスク等事業活動に付随して発生するリスク(オペレーショナルリスク等)の管理としては、そのリスクの所在を明らかにし、リスクの発現防止、軽減等を行っています。

上記により、当社全体として適切なリスク管理を実践し、経営の安定化を図っています。

1. 保険引受リスク

保険引受リスクは、①商品開発リスク(商品の開発または改定を行うにあたり、適切な保険約款、保険料の設定がなされないこと等により損失を被るリスク)、②元受保険引受リスク(契約の引き受けにあたり、引受方針等が適切に設定されないことや引受規程を逸脱した引き受けがなされること等により損失を被るリスク)、③再保険等リスク(保有するリスクに応じた適切な出再対応等がなされないこと等により損失を被るリスク)の3つからなります。

当社では、商品部門が商品の開発や改定、引受条件の設定を行うにあたり、関係部門による協議体制を構築し、複数部門による検証・検討を行うとともに、商品の開発・改定後の販売環境や収支の状況等をふまえ、必要に応じて保険料率水準を見直すなど、適切な対応策を実施しています。また、再保険等の手配により、引き受けたリスクの平準化や分散を図っています。再保険についての詳細はP.61をご参照ください。

商品部門から独立したリスク管理部門は、これらリスク

管理の実施状況をモニタリングし、リスク管理委員会等に報告するとともに、リスク管理手法の検証や見直しを適時に行っています。

2. 資産運用リスク

資産運用リスクは①市場リスク、②信用リスク、③不動産投資リスクの3つからなります。①市場リスクは金利・為替・株価等の市場変動、②信用リスクは個別与信先の信用力の変化、③不動産投資リスクは賃貸料等の変動により不動産にかかる収益が減少する、または不動産の価格変動に伴い、それぞれポートフォリオの価値が下落するリスクをいいます。

当社では、取締役会にて制定した「資産運用リスク管理方針」に基づき、運用部門から独立したリスク管理部門が、定性・定量の両面から資産運用リスク管理を実施しています。

具体的には、運用部門が市場環境等をふまえて策定する資産運用計画について、リスク管理部門はその内容をリスク管理の観点から検証するほか、運用部門が投資可能商品や各種限度額等について明文化する「資産運用ガイドライン」を策定するにあたっては、リスク管理部門はその内容を確認し、承認を行うなど、運用部門に対してけん制機能を発揮しています。

リスク管理部門では、「資産運用ガイドライン」を含めた資産運用リスク管理に関する規程の遵守状況をモニタリングし、リスク管理委員会等に報告するとともに、リスク管理手法の検証や見直しを適時に行っています。

3. オペレーショナルリスク等

》流動性リスク

流動性リスクは、①資金繰りリスク、②市場流動性リスクの2つからなります。①資金繰りリスクは、当社の財務内容の悪化や巨大災害による支払保険金の増加等を原因として資金流入の減少または資金流出の増加が生じることにより、当社が債務を履行できなくなるリスク、または、資金の確保にあたり通常よりも著しく高いコストでの調達もしくは著しく低い価格での資産売却を余儀なくされることにより損失を被るリスクをいいます。②市場流動性リスクは、市場の混乱等により市場において取引引きができない、または通常よりも著しく不利な価格での取引引きを余儀なくされることにより、損失を被るリスクをいいます。

》事務リスク

事務リスクとは、社員・代理店等の不適正な事務処理や事故・不正等により損失を被るリスクです。当社では、事務処理の厳正化に向けて、各種規程の整備や事務処理部門における実務研修、チェック・サポート体制等を強化しています。また、内部監査を全社において実施するなど、リスクの防止・縮減に向けた取り組みを推進しています。

》システムリスク

システムリスクとは、システム開発のミスや遅延、システム運用の誤り、システムトラブル等により損失を被るリスクです。当社では、システムリスクを「IT投資リスク」「IT開発リスク」「ITインフラリスク」等に分類し、IT投資・開発に係る検討体制の強化、テスト・モニタリングの強化、社外とのネットワーク接続面を含めたさまざまなセキュリティ対策の強化等、リスク特性に応じた手法によるリスク管理を実施しています。さらに地震等の有事・災害対策としてバックアップセンターを設置し、メインセンターが被災した場合の迅速なシステム復旧体制を構築しています。

》その他のリスク

当社では、前記のリスクのほかに「情報漏えいリスク」「法務リスク」「レピュテーションリスク」「事故・災害・犯罪リスク」「人事労務リスク」「子会社関連会社リスク」についてもそれぞれ管理ルールを定め、リスクに応じた手法によるリスク管理を実施しています。

リスク管理

健全な保険数理に基づく第三分野保険の責任準備金の確認についての合理性および妥当性

■ 第三分野保険の特徴

第三分野保険とは、医療保険、がん保険、所得補償保険、介護費用保険、その他の疾病または介護を事由とする保険および特約をいいます。

通常、契約期間が長期にわたることが多く、また医療政策等の外的要因の影響を受けやすいことから、他の保険と比べて過去の実績から将来の危険発生率を予測することが難しく、不確実性を有しているといえます。そのため、責任準備金は、その不確実性も含めて十分に積み立てておく必要があります。

■ 責任準備金の十分な積み立てに向けて

当社では、現状の責任準備金が、十分に積み立てられているかどうか、以下のとおり実績の事故データを用いた事後的な確認を行っています。確認の結果、十分に積み立てられていなければ追加して責任準備金を積み立てることとしています。

1. 第三分野保険における責任準備金の積み立ての適切性を確保するための考え方

保険業法第121条第1項第1号に基づき、保険計理人は第三分野保険を含む各種保険の責任準備金が健全な保険数理に基づいて積み立てられているかどうかを確認しています。この確認は、関係法令のほか公益社団法人日本アクチュアリー会が定める「損害保険会社の保険計理人の実務基準」に基づき行っています。また、長期(保険期間1年超)の第三分野保険に関しては、平成10年大蔵省告示第231号に基づくストレステストを商品部門が実施しています。さらに、その結果を保険計理人が検証することで、責任準備金の十分性を確認しています。

2. ストレステストにおける危険発生率の設定水準の合理性および妥当性

ストレステスト実施においては、平成10年大蔵省告示第231号に基づき、実施要領を定めています。具体的には、ストレステストにおける危険発生率は、実績の発生率を基礎として将来10年間に見込まれる支払保険金を99%の信頼度でカバーする水準としています。

3. ストレステストの結果

ストレステストの結果、長期の第三分野保険の2019年度末(令和元年度末)責任準備金は不足していないことが確認できたため、ストレステストに基づく責任準備金の積み立ては行っていない。

資産運用

資産運用方針

当社は、安全性、収益性および保険金等のお支払いに備えた流動性のみならず、社会・公共性に資するような資産運用を行っています。

そのため、資産・負債総合管理(ALM: Asset Liability Management)を軸として、保険商品の特性をふまえた適切なリスクコントロールのもとで、長期・安定的な収益確保および効率的な流動性管理を目指した取り組みを行っています。

■保険負債対応資産

お客さまに保険金をお支払いする商品の運用については、保険負債対応資産として、保険商品の持つ負債特性や、将来の保険金を確実にお支払いするための収益性・流動性等をふまえた、中長期的に目指すポートフォリオを軸とした運用を行っています。具体的には、高格付債券を中心とした金利資産を保有することで、保険負債が抱える金利リスクを適切にコントロールしつつ、一定の信用リスクをとる運用を行っています。また、外国証券投資等も活用しながら、国内外でのリスク分散と運用手法の多様化を図ることで、中長期的な収益確保を目指しています。

■積立勘定資産

満期返れい金という形でお客さまにお支払いする商品については、その積立資産を積立勘定資産として他の資産と区分し、厳格なALM運用により金利リスクを円金利資産で適切にコントロールし、安定的な剰余の価値(運用資産価値－保険負債価値)の拡大を目指しています。

■その他の資産

その他の資産の運用については、運用収益を安定的に拡大し、財務基盤の健全性確保を図りつつ、総合的に当社の企業価値の向上に資することを目指しています。特に、取引関係の強化を図る目的で保有している政策株式については、保険取引面も含めた経済合理性およびグループ資本への影響等をふまえ、総量削減に努めています。

個人情報への対応

当社はお客さま情報の取り扱いについて、「個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）」、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（「マイナンバー法」）、その他関連法令、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、損害保険会社に係る個人情報保護指針等にしたがって、適切な措置を講じています。

お預かりしたお客さまの個人情報ならびに特定個人情報等（個人番号および特定個人情報）が適正に取り扱われるように、代理店および従業員等への教育や指導を徹底するほか、個人情報の取り扱いおよび安全管理に係る適切な措置については、適宜見直し、改善しています。

当社の個人情報ならびに特定個人情報等に対する取り組み方針等は「個人情報の取扱いについて＜個人情報保護宣言＞」として当社ホームページに常時掲載するとともに、当社各店舗の店頭に掲示し、広く一般に公表しています。

個人情報の取扱いについて ＜個人情報保護宣言＞

日新火災海上保険株式会社

弊社は、個人情報保護の重要性に鑑み、また、損害保険業に対する社会の信頼をより向上させるため、個人情報の保護に関する法律（以下、「個人情報保護法」といいます。）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「マイナンバー法」といいます。）、その他の関連法令、金融分野における個人情報保護に関するガイドラインその他のガイドラインや一般社団法人日本損害保険協会の「損害保険会社に係る個人情報保護指針」ならびに東京海上グループ プライバシー・ポリシーを遵守して、個人情報、個人番号および特定個人情報（以下、「特定個人情報等」といいます。）ならびに匿名加工情報を適正に取り扱うとともに、安全管理については、金融庁および一般社団法人日本損害保険協会の実務指針に従って、適切な措置を講じます。弊社は、個人情報、特定個人情報および匿名加工情報の取扱いが適正に行われるように、弊社代理店および弊社業務に従事している者への教育・指導の徹底に努めます。なお、以下に記載の内容についても適宜見直しを行い、改善に努めていきます。

※本個人情報保護宣言における「個人情報」および「個人データ」とは、特定個人情報等を除くものをいいます。

1.個人情報の取得

（特定個人情報等については9.をご覧ください。）

弊社は、業務上必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により個人情報を取得します。

弊社は、保険契約の申込書、保険金請求書、取引書類、アンケートなどにより個人情報を取得します。

また、各種ご連絡やお問い合わせ、ご相談等に際して、内容を正確に記録するために、通話内容の録音などにより個人情報を取得することがあります。

2.個人情報の利用目的

（特定個人情報等については9.をご覧ください。）

弊社は、取得した個人情報を、以下の目的ならびに下記、5. および、6. に掲げる目的（以下「利用目的」といいます。）に必要な範囲で利用します。

利用目的は、ご本人にとって明確になるよう具体的に定め、ホームページで公表します。また、取得の場面に応じて利用目的を限

定するよう努め、申込書・パンフレット等に記載します。さらに、利用目的を変更する場合には、その内容をご本人に通知するか、ホームページ等により公表します。

- （1）損害保険契約の申込みに係る引受の審査、引受および管理
- （2）満期返れい金・給付金等の支払い
- （3）損害保険契約にかかる付帯サービスの提供
- （4）再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知および再保険金の請求
- （5）弊社が取り扱う損害保険商品やサービスの案内・提供
- （6）東京海上グループ会社・提携先企業が取り扱う商品やサービスの案内
- （7）保険金請求に係る保険事故の調査（関係先への照会を含みます）
- （8）保険金の支払い
- （9）弊社が有する債権の回収
- （10）保険金不正請求等の犯罪防止・排除
- （11）弊社が取り扱う融資、国債窓販の各種手続きおよび管理
- （12）弊社又は弊社代理店が提供する商品やサービス等に関するアンケートの実施
- （13）市場調査ならびにデータ分析やアンケートの実施等による新たな商品やサービスの開発
- （14）弊社社員の採用・雇用管理、販売網基盤（代理店等）の新設・維持管理
- （15）他の事業者から個人情報の処理の全部又は一部について委託された場合等において、委託された当該業務
- （16）その他、上記（1）～（15）に付随する業務ならびにお客さまとのお取引、および弊社の業務運営を適切かつ円滑に履行するために行う業務

利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うときには、個人情報保護法第16条第3項各号に掲げる場合を除き、ご本人の同意を得るものとします。

3.個人データの第三者への提供および第三者からの取得

（特定個人情報等については9.をご覧ください。）

- （1）弊社は、以下の場合を除いて、ご本人の同意を得ることなく個人データを第三者に提供しません。
 - ① 法令に基づく場合
 - ② 医療機関をはじめ、保険金の請求および支払いに関する関係先等に対して、申込内容や告知事項に関する照会等を行う場合
 - ③ 質権および抵当権等の担保権者が、担保権の設定等に

係る事務手続きおよび担保権の維持・管理・行使のために個人情報を当該担保権者に提供する場合

- ④上記 2. の利用目的を達成するために必要な業務の全部又は一部を、委託先（保険代理店を含みます）に委託する場合
- ⑤再保険会社と再保険契約の締結、再保険金の請求等を行う場合
- ⑥東京海上グループ会社・提携先企業との間で共同利用する場合（⇒下記 5. をご覧ください）
- ⑦一般社団法人日本損害保険協会および損害保険会社等の間で共同利用する場合（⇒下記 6. をご覧ください）
- ⑧損害保険料率算出機構との間で共同利用する場合（⇒下記 6. をご覧ください）
- ⑨国土交通省との間で共同利用する場合（⇒下記 6. をご覧ください）

- (2) 弊社は、法令で定める場合を除き、個人データを第三者に提供した場合には当該提供に関する事項（どのような提供先に、どのような個人データを提供したか等）について記録・保存し、個人データを第三者から取得する場合には当該取得に関する事項（どのような提供元から、どのような個人データを取得したか、提供元の第三者がどのように当該データを取得したか等）について確認・記録・保存します。

4. 個人データおよび特定個人情報等の取扱いの委託

弊社は、利用目的の達成に必要な範囲において、個人データおよび特定個人情報等の取扱いを外部に委託することがあります。弊社が外部に個人データおよび特定個人情報等の取扱いを委託する場合には、委託先の選定基準を定め、あらかじめ委託先の情報管理体制を確認するなど委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

弊社では、例えば次のような場合に、個人データの取扱いを委託しています。（(4). については特定個人情報等を含みます。）

- (1) 保険契約の募集に関わる業務
- (2) 損害調査に関わる業務
- (3) 情報システムの保守・運用に関わる業務
- (4) 支払調書等の作成および提出に関わる業務

5. グループ会社・提携先企業との共同利用

（特定個人情報等については共同利用を行いません。）

上記 2. (1) から (16) に記載した利用目的のため、ならびに持株会社による子会社の経営管理のために、弊社と東京海上グループ各社・提携先企業との間で、以下のとおり個人データを共同利用いたします。

- (1) 個人データの項目：住所、氏名、電話番号、電子メールアドレス、性別、生年月日、その他申込書等に記載された契約内容および事故状況、保険金支払状況等の内容

- (2) 管理責任者：弊社

※弊社のグループ会社・提携先企業については、下記16. をご覧ください。

6. 情報交換制度等

（特定個人情報等については情報交換制度等の対象外です。）

- (1) 損害保険業界の情報交換制度について

弊社は、保険契約の締結又は保険金の請求に際して行われる不

正行為を排除するために、損害保険会社等との間で個人データを共同利用いたします。

※詳細につきましては、一般社団法人日本損害保険協会のホームページ(<https://www.sonpo.or.jp>)をご覧ください。

- (2) 損害保険料率算出機構との共同利用について

弊社は、自動車損害賠償責任保険（以下「自賠責保険」といいます）に関する適正な支払のために、損害保険料率算出機構との間で個人データを共同利用いたします。

※詳細につきましては、損害保険料率算出機構のホームページ(<https://www.giroj.or.jp>)をご覧ください。

- (3) 代理店等情報確認業務について

弊社は、損害保険代理店の委託および監督ならびに弊社の社員採用等のために、損害保険会社等との間で損害保険代理店等の従業者に係る個人データおよび一般社団法人日本損害保険協会が実施する損害保険代理店試験の合格者等の情報に係る個人データを、以下の5つの制度において共同利用いたします。

※詳細につきましては、一般社団法人日本損害保険協会のホームページ(https://www.sonpo.or.jp/about/guideline/kyoudou_dairiten/)をご覧ください。

- ①特研生情報制度
- ②代理店廃止等情報制度（2013年6月末日までに取得した個人データを対象とします）
- ③合格者情報等の取扱い
- ④代理店登録・届出の電子申請等における個人情報の取扱い
- ⑤募集人・資格情報システムの登載情報の取扱い

また、弊社は、保険募集人の適格性および資質を判断する参考等とするために、代理店廃止等情報制度および廃業等募集人情報登録制度において、損害保険会社等および生命保険会社等との間で、保険募集人に係る個人データを共同利用します（2013年7月1日以降に取得した個人データを対象とします）。

- (4) 原動機付自転車・軽二輪自動車に係る無保険車防止のための「国土交通省への自賠責保険のデータ提供」について

弊社は、原動機付自転車および軽二輪自動車の自賠責保険の無保険車発生防止を目的として、国土交通省が自賠責保険契約期間を満了していると思われる上記車種のご契約者に対し契約の締結確認のはがきを出状するため、上記車種の自賠責保険契約に関する個人データを国土交通省へ提供し、同省を管理責任者として同省との間で共同利用いたします。

共同利用する個人データの項目は、以下のとおりです。

- ・契約者の氏名、住所
- ・自動車の種別
- ・証明書番号、保険期間
- ・車台番号、標識番号又は車両番号

※詳細につきましては、国土交通省のホームページ (<http://www.jibai.jp>) をご覧ください。

7. 信用情報の取扱い

信用情報に関する機関（ご本人の借入金返済能力に関する情報の収集および弊社に対する当該情報の提供を行うものをいいます）から提供を受けた情報の利用目的につきましては、「保険業法施行規則第53条の9」に基づき、返済能力の調査に限定されています。

弊社は、これらの情報につきましては、ご本人の返済能力の調査以外には利用いたしません。

個人情報への対応

8. センシティブ情報の取扱い

弊社は、要配慮個人情報ならびに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療および性生活に関する情報（本人、国の機関、地方公共団体、個人情報保護法第76条第1項各号もしくは同法施行規則第6条各号に掲げる者により公開されているもの、または、本人を目視し、もしくは撮影することにより取得するその外形上明らかなものを除きます。以下「センシティブ情報」といいます。）を、個人情報保護法、その他の法令、ガイドラインに規定する場合を除くほか、取得、利用または第三者提供しません。

9. 特定個人情報等の取扱い

特定個人情報等は、マイナンバー法により利用目的が限定されており、弊社は、その目的を超えて取得・利用しません。マイナンバー法で認められている場合を除き、特定個人情報等を第三者に提供しません。

10. ご契約内容・事故等に関するご照会

ご契約内容や事故に関するご照会については、保険証券記載もしくは最寄の弊社支店・支社・損害サービスセンター、又はご契約の取扱代理店までお問合せください。弊社は、ご照会者をご本人であることを確認させていただいたうえで、対応いたします。

11. 個人情報保護法に基づく保有個人情報および特定個人情報等に関する事項の通知、開示・訂正等・利用停止等

個人情報保護法に基づく保有個人情報および特定個人情報等に関する事項の通知、開示・訂正等・利用停止等に関するご請求については、弊社「個人情報保護法に基づく開示等請求について」をご覧ください。弊社は、ご請求者をご本人であることを確認させていただくとともに、弊社所定の書式にご記入いただいたうえで手続きを行い、後日、原則として書面で回答いたします。なお、利用目的の通知請求および開示請求については、弊社所定の手数料をいただきます。

12. 個人データおよび特定個人情報等の安全管理等

弊社は、取り扱う個人データおよび特定個人情報等の漏えい、滅失または毀損の防止その他、個人データおよび特定個人情報等の安全管理のため取扱規程等の整備および安全管理措置に係る実施体制の整備等、十分なセキュリティ対策を講じています。

13. 匿名加工情報の取扱い

（1）匿名加工情報の作成

弊社は、匿名加工情報（法令に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないよう個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたもの）を作成し、自ら当該匿名加工情報を取り扱う場合には、以下の対応を行います。

- ・法令で定める基準に従って、適正な加工を施すこと
- ・法令で定める基準に従って、削除した情報や加工の方法に関する情報の漏えいを防止するために安全管理措置を講じること
- ・作成した匿名加工情報に含まれる情報の項目を公表すること
- ・作成の元となった個人情報の本人を識別するための行為をしないこと

（2）匿名加工情報の提供

弊社は、匿名加工情報を作成して当該匿名加工情報を第三者に

提供する場合には、提供しようとする匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目と提供の方法を公表するとともに、提供先となる第三者に対して、提供する情報が匿名加工情報であることを明示します。

14. お問合せ窓口

弊社は、個人情報、特定個人情報等および匿名加工情報の取扱いに関する苦情やご相談に対し、適切・迅速に対応します。弊社の個人情報、特定個人情報等および匿名加工情報の取扱いならびに個人データ、特定個人情報等および匿名加工情報の安全管理措置に関するご照会やご相談は、下記までお問合せください。また、弊社からのEメール、ダイレクトメール等による新商品やサービスの案内について、ご希望されない場合は、下記のお問合せ先まで申し出ください。ただし、保険契約の維持・管理、保険金のお支払い等に関する連絡は対象となりません。

【お問合せ先】

	日新火災テレフォンサービスセンター	お客さま相談室	弊社支店・支社・損害サービスセンター
電話番号	0120-616-898	0120-17-2424	お手元の保険証券もしくは保険約款に記載しております。
受付時間	平日 9:00～20:00 土日祝日 9:00～17:00	午前9時～午後5時 〔土日祝祭日および 年末年始を除く〕	午前9時～午後5時 〔土日祝祭日および 年末年始を除く〕

15. 認定個人情報保護団体

弊社は、認定個人情報保護団体である一般社団法人日本損害保険協会の対象事業者です。同協会では、対象事業者の個人情報、特定個人情報等および匿名加工情報の取扱いに関する苦情や相談を受付けています。

【お問合せ窓口】

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター
（損害保険相談・紛争解決サポートセンター）

所在地：〒101-0063 東京都千代田区神田淡路町2-105

ワテラスアネックス7階

電話：03-3255-1470

〔受付時間：午前9時～午後5時
土日祝祭日および年末年始を除く〕

ホームページ：<https://www.sonpo.or.jp/>

16. 会社一覧

上記5. に記載の弊社のグループ会社・提携先企業は、以下のとおりです。

（1）グループ会社

こちら（<https://www.tokiomarinehd.com/group/index.html>）をご覧ください。

（2）提携先企業

個人データを弊社が提供している提携先企業はございません。

（注）以上の内容は、弊社業務に従事している者の個人情報、特定個人情報等および匿名加工情報については対象としていません。

以上

募集制度

当社が取り扱っている保険商品のほとんどが、当社と代理店委託契約を結んでいる代理店を通じて販売されています。

当社では、全国約1万2千店の代理店が、安心を実感していただける確で誠実な対応を常に心がけ、お客さまにとってわかりやすい商品とご満足いただけるサービスを提供しています。

代理店の役割と業務内容

代理店は、保険会社の委託を受けて、保険会社に代わって、保険契約の募集・締結を行い、保険料を領収することを基本業務としています。また、代理店の最も大切な役割は、お客さまを取り巻くさまざまな危険に対して最適な保険を提供することです。災害や事故が発生した場合には、お客さま一人ひとりに寄り添った対応に努め、一刻も早く保険金が支払われるよう、お客さまにとって一番身近な存在としてお客さまをサポートしています。

代理店の登録・届出

代理店を始めるには保険業法第276条に基づいて内閣総理大臣の登録を受ける必要があります。また、保険募集を行う募集人は、同法第302条に基づいて内閣総理大臣に届出をすることが義務づけられています。

代理店数の推移

当社の代理店数は、下表のとおりです。

2017年度末	2018年度末	2019年度末
13,607店	13,148店	12,339店

代理店の教育

当社の代理店は、お客さまにとってわかりやすい商品とご満足いただけるサービスを提供し、安心と補償をお届けする大切な役割を担っています。当社は、代理店に所属する募集人が必要な最新の知識・能力を習得し、その資質を向上させるための募集人教育を実施しています。

募集人教育(資格制度・講習制度)

(1) 損害保険募集人一般試験

募集人は、お客さまの利益を損なうことなく、適正な保険募集を行うために必要な知識を十分に身に付ける必要があります。募集人が、保険募集に関する知識を身に付け、お客さまのニーズに応じたわかりやすい説明が行えるよう、一般社団法人日本損害保険協会が運営する「損害保険募集人一般試験」を導入・実施しています。

損害保険募集人一般試験制度は、「基礎単位」と「商品単位」で構成されています。「基礎単位」は、損害保険の基礎やコンプライアンス等の保険募集のための基礎的な知識の習得を目的としており、この「基礎単位」の試験に合格しなければ、代理店登録または募集人届出ができません。また、募集人は、取り扱う保険商品に応じた「商品単位」の試験に合格しなければ、当該保険商品の取り扱いができません。

(2) 損害保険大学課程

損害保険募集人一般試験に合格した募集人向けに、損害保険の募集に関する知識・業務のさらなる向上を図ることを目的として、一般社団法人日本損害保険協会が運営する「損害保険大学課程(専門コース、コンサルティングコース)」を導入・実施しています。

(3) 実務講習制度

募集人が当社の商品を販売するにあたり、お客さまのニーズにあった商品を提供するなど、適切な保険募集を行う募集人を育成するため、当社の商品内容や契約手続き等を学ぶ実務講習を実施しています。

各種研修・セミナーの開催

代理店としての商品知識、事故対応力、販売手法、経営手法等の習得、経験交流を目的とした各種の研修やセミナーを開催しています。

募集制度

代理店の育成

当社は、お客さまのさまざまなニーズに応えられる、優れた代理店の新設や育成に力を入れています。新設代理店は、まず、基本的な商品知識や業務知識を習得し、保険募集を行います。さらに、より高度な商品知識を習得することで契約の取り扱いが増え、当社の契約募集の中核となる代理店に成長していきます。

代理店経営者養成制度

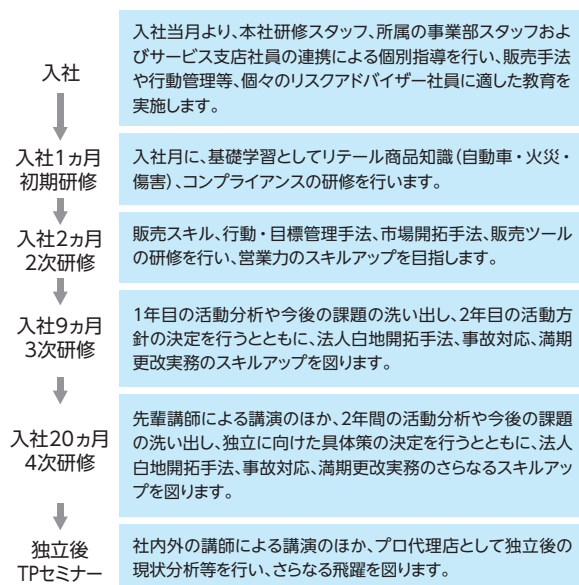
当社の代理店経営者養成制度であるリスクアドバイザー社員制度は、専属プロ代理店を目指す方が、一定期間当社にリスクアドバイザー社員として在籍し、契約募集およびこれに関連した業務に従事しながら保険販売に必要なさまざまな知識と実務を習得する制度です。

リスクアドバイザー社員制度は精鋭主義を基本とし、育成期間中の研修内容や待遇面等を効果的に組み立てて運営しているのが特色です。

入社してからプロ代理店として独立するまでの一貫した育成体系が、リスクアドバイザー社員を損害保険のプロフェッショナルへと導きます。さらに独立後のセミナーも用意し、リスクアドバイザー社員出身代理店の活動を支援しています。

こうした育成カリキュラムを修了したリスクアドバイザー社員は、損害保険のプロフェッショナルとして全国各地で活躍し、その多くが当社代理店の中核に育っています。

〈育成カリキュラム〉



商品・サービス について

保険の仕組み	58
個人向け保険商品	62
個人向けサービス	64
企業向け保険商品	66
企業向けサービス	67
新商品の開発状況および約款・料率の改定	68

保険の仕組み

保険の仕組み

❖ 保険制度

保険制度とは、偶然の事故による損害を補償するために、多数の人々が統計学に基づくリスクに応じた保険料を支払うことによって、事故発生により損害を被った際に保険金を受け取ることができる仕組みです。このように保険には、「大数の法則」に基づいて相互にリスクを分散し、経済的補償を行うことにより、個人生活と企業経営の安定を支える社会的機能があります。

❖ 損害保険契約の性格

損害保険契約とは、保険会社が一定の偶然な事故によって生ずることのある損害を補償することを約束し、保険契約者がそれに対して保険料を支払うことを約束する契約(有償・双務契約)です。なお、損害保険は無形の商品ですので、保険約款でその内容を定めています。保険約款には、当社と契約者・被保険者(保険の補償を受けられるかた)の権利・義務が具体的に記されています。また、当事者の合意のみで成立する諾成契約という性格を有していますが、通常、契約引受の正確を期すために保険契約申込書を作成し、契約の証として保険証券等を発行します。保険契約申込書や保険約款に記載された事項が保険契約者と保険会社の双方を拘束するものになります。

❖ 保険料率

お支払いいただく保険料の算出根拠となる保険料率は、当社が金融庁から認可を取得した、または金融庁への届出を行ったものを適用しています。保険料は、純保険料(保険金のお支払いに充てられる部分)と付加保険料(保険会社の運営に必要な経費や代理店手数料等に充てられる部分)から成り立っています。

なお、自動車保険、火災保険、傷害保険等については純保険料率(保険料率のうち保険金のお支払いに充てられる部分)を参考純率として、また、自動車損害賠償責任保険、地震保険については営業保険料率を基準料率として損害保険料率算出機構が算出し、会員保険会社に提供しています。

契約手続きの流れ

❖ 保険の募集

損害保険の募集は、保険会社の社員または保険会社が保険契約を結ぶ権限を付与している代理店が行っています。

❖ 商品内容の提案と説明

お客さまとのご相談を通じて、お客さまの抱えるリスクやご意向などを把握し、適切な保険商品・プランを提案・説明します。また、「パンフレット」「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報等)」「ご契約のしおり」等を用いて、商品内容をわかりやすく説明します。

❖ 適切な保険金額の設定

損害保険契約は、事故や災害による損害に対して、適正な保険金で補うことが目的です。適切な保険金額で契約されてこそ、万一の時に役に立ちます。

たとえば火災保険をご契約いただく場合、保険の目的となる建物等の評価額に応じた保険金額を設定いただきます。保険金額が評価額を超過している契約の場合は、一定の条件のもとで、保険契約者はその超過分を取り消すことができます。また、評価額を下回る契約の場合は、一部保険となり、十分な補償を受けられないことがあります。

❖ 契約内容のご確認と保険契約の申し込み

ご契約の引き受けや保険料の決定に必要な情報として、代理店や保険会社が保険契約申込書等で質問する事項(告知事項)について、ありのままにご回答いただきます。

万一告知いただいた内容が事実と異なる場合や告知いただかない場合には、保険契約を解除の上、保険金をお支払いできないことがあります。

お申し込みいただく商品やプランがお客さまのご意向に沿った内容であることや、保険契約申込書に表示・記載された内容に誤りがないことをご確認ください、保険契約申込書にご署名または記名・捺印をいただきます。

■ 保険料のお支払い

保険料のお支払いにあたりましては、保険の種類により、金融機関での口座振替、クレジットカード、コンビニエンスストア・郵便局等での払込取扱票等、便利な方法をご利用いただけます。

保険料を現金でお支払いいただく場合には、契約と同時ににお支払いいただくことになります。その際に、当社は所定の保険料領収証を発行します。

保険のお申し込みをいただいても、それぞれの払込方法ごとに定められた期日までに保険料のお支払いがないと、保険金をお支払いできません。

なお、保険契約が失効した場合や、解除された場合には、保険約款の規定にしたがって保険料をお返しします。(ただし、お返しできない場合もあります)

■ 保険証券等の内容の確認

通常、保険契約後、契約の証として保険証券等を作成の上、発送します。保険契約者は、お申し込み内容どおりとなっているかどうかをご確認いただくこととなります。

■ 契約後にご注意いただきたいこと

1. 契約内容に変更が生じた場合には、ご連絡ください

契約後に保険証券等に記載されている内容に変更が生じた場合には、保険契約者から当社代理店または当社にご連絡いただく必要があります。

ご連絡をいただけない場合には、変更が生じた時からご連絡いただくまでの期間の事故による損害について、保険金をお支払いできないことがあります。

2. 保険証券等を適宜ご確認ください

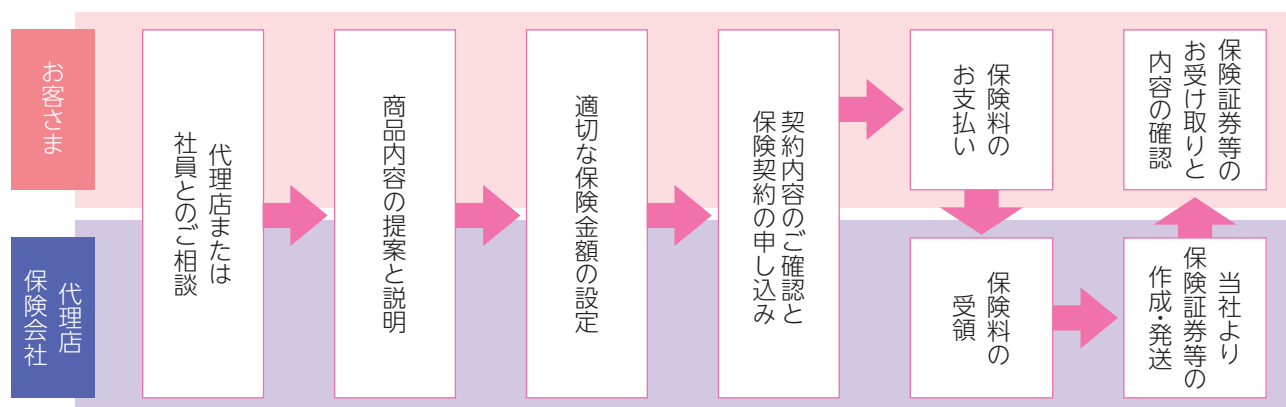
事故が起きたとき、すでに保険期間が終了していたり、契約内容の変更のご連絡を忘れていたりすることのないように、保険証券等を定期的にご覧いただき、保険期間や契約内容をご確認いただくことが重要です。

■ クーリング・オフについて

保険期間が1年を超える個人向け契約(金銭消費貸借契約その他の契約の債務の履行を担保するための保険契約や営業または事業のための保険契約等を除きます)について、クーリング・オフ制度が適用されています。

お客さまが契約をお申し込みいただいた日またはクーリング・オフに関する説明事項記載書面の受領日のいずれか遅い日からその日を含めて8日以内であれば、違約金等を負担することなくお申し込みの撤回または解約を行うことができます。

■ 契約手続きの流れ(例)



保険の仕組み

事故発生から保険金お受け取りまでの流れ

お客さまが万一事故に遭われた場合、お客さまの立場に立って、丁寧な事故対応のアドバイスを行い、速やかに保険金をお支払いすることが保険会社の使命です。

当社は、損害サービス業務支援システムを導入し、損害サービス業務の細部にわたる工程管理を行っています。

1. 事故の発生

万一事故が発生したら、まず負傷者の救護や二次災害の防止をしてください。また同時に、警察署・消防署等へ通報してください。自動車事故の場合は、相手の方の住所・氏名・勤務先・保険会社等を確認してください。

2. 日新火災または日新火災代理店へのご連絡

緊急措置後は、速やかに当社または当社代理店までご連絡ください。お名前(契約者名)・証券番号・保険種目と事故の日時・場所・状況、損害の概略、届出警察署・消防署名等を伺います。

当社の「サービス24」では、フリーダイヤル(無料)で夜間・休日を問わず、24時間体制で事故のご連絡・ご相談を受け付けています。

サービス24 0120-25-7474

3. 日新火災による損害サービス

当社のサービス支店等で、お客さまよりご連絡を受けた事故について、保険種目・証券番号をもとに担保条件・特約条項等の契約内容を確認します。

その後、当社の専門スタッフ、一般社団法人日本損害保険協会に登録された鑑定人等が、事故物件・罹災現場の確認や、被害者・修理業者・病院との打ち合わせ等を行います。

また、お客さまには進捗状況を節目節目にご連絡します。

なお、解決までの相手の方との示談交渉は、お客さまとご相談の上、進めていきます。

4. 保険金請求書類のご提出

事故の内容、お支払いする保険金の種類に応じて、必要な書類を当社へご提出いただきます。

5. 保険金お支払額の決定

契約者・被害者・修理業者・病院等の関係者と打ち合わせし、修理費見積書、診療報酬明細書、領収証等の資料を確認の上、お支払いする保険金の額を決定します。

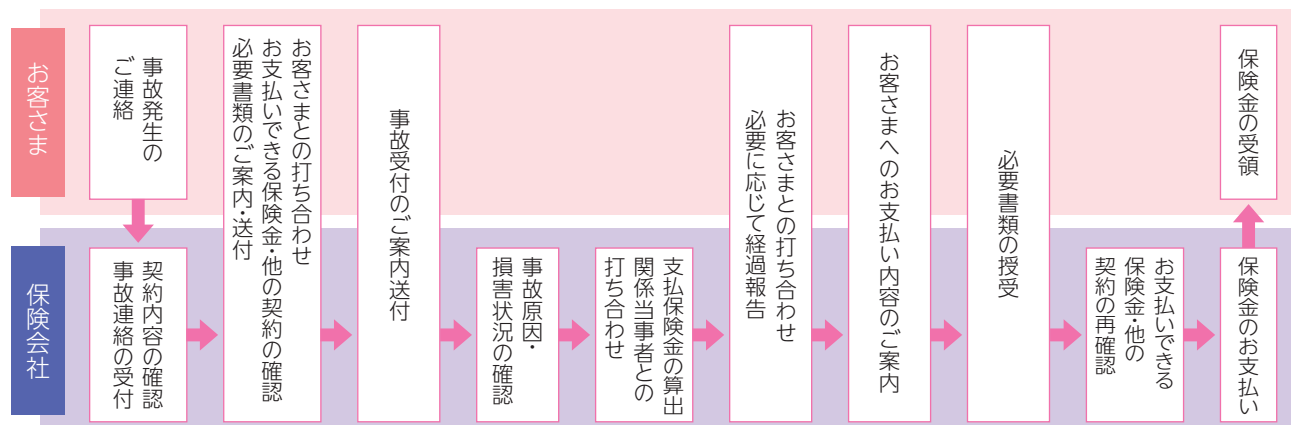
6. 保険金のお受け取り

保険金のお受け取りは、銀行等の金融機関への口座振込をご指定いただきます。

〔保険金のお支払いに必要な書類の例〕

- ・ 保険金請求書
- ・ 修理見積書
- ・ 事故車両の写真

■ 事故発生から保険金お受け取りまでの流れの図



再保険

当社では、経営の健全性の確保のため、引き受けた保険責任の一部をほかの保険会社と契約を結び移転しています。

このような保険会社間の保険取引を「再保険」といい、ほかの保険会社に保険金支払責任を転嫁することを「出再」、引き受けることを「受再」といいます。また、再保険手配後に自ら保険責任を負担することを「保有」といいます。

当社が引き受けるリスクの内容や特性、収支状況、再保険市場の動向等をふまえ、事業成績が単年度で大きく変動することがないように保有・出再方針を定めています。

その方針に従って適切に再保険を手配しリスク転嫁を図るよう努めています。

個人向け保険商品

当社は、お客さまのニーズにあったさまざまな商品をご用意しています。

商品ラインナップ(主要商品一覧)

くるまの保険

自動車保険の確かな実績と全国に張り巡らせたサービス網で、カーライフに安心をお届けします。

●ユーサイド(新総合自動車保険)

ご自身や相手の方のケガやお車への補償等、自動車保険に必要な基本補償でお客さまをお守りします。さらに充実した特約で、より安心なカーライフを提供します。



●アサnte

お車の事故の際、当社が指定する優良工場でリサイクル部品を使用して修理していただくことで、車両保険料を約10%割引く環境配慮型自動車保険です。当社の指定工場で修理していただきますので、質の高い修理とご満足いただけるサービスを提供できます。



※アサnteは、ユーサイド(新総合自動車保険)に「リサイクル部品使用特約」および「指定修理工場入庫条件付車両保険特約」をセットした商品のことをいいます。

●自賠責保険(自動車損害賠償責任保険)

住宅・家財の保険

事故や災害からお客さまの財産を守り、暮らしの安心をお約束します。

●住宅安心保険

火災、風水災、盗難・水ぬれ等による建物や家財の損害を、幅広く補償します。



●住自在(すまいの保険)

住宅ローン等のご利用者さま向けの保険です。自由自在に補償が選べる合理的な保険設計により家計の負担を減らします。インターネットでのお申込みも可能です。



●お部屋を借りるときの保険(賃貸家財総合保険)

インターネット申込専用の賃貸入居者向け家財保険です。火災、盗難等による家財の損害のほか、家主やその他の第三者に対して賠償責任を負った場合の補償をセットしています。また、予期せぬ被害事故に遭った場合の弁護士への相談費用等も補償し、賃貸住宅での暮らしをサポートします。



- LプランSupport(住宅安心保険:賃貸住宅ご入居用プラン)
- マンションドクター火災保険(マンション管理組合特約付すまいの保険)
- 地震保険

からだの保険

お客さまご自身やご家族等の予測できない事故によるケガに対して、確かな補償をお届けします。
お客さまのニーズにあわせて、充実の補償をお選びいただけます。

●日常生活傷害補償保険

日常生活で偶然に起きた事故によるケガ・熱中症を補償します。



●日常生活傷害補償保険 (キズいえ〜)

死亡補償が不要な方向けの傷害保険です。



●所得補償保険

病気やケガで就業不能となった場合の損失を補償します。

●ジョイエ傷害保険

個人のお客さま向けの積立保険（貯蓄型保険）です。
日常生活で偶然に起きた事故によるケガ・熱中症や第三者に対する賠償責任を補償します。契約の満期時には、満期返れい金をお支払いします。



旅行・レジャーの保険

旅行やレジャーを楽しまれる方へ安心をお届けします。

●海外旅行保険

旅先でのケガや病気による治療費・入院費や第三者に対する賠償責任、身の回り品の損害、救援を要した場合の費用等、海外旅行中のさまざまなリスクを補償します。



●国内旅行傷害保険

旅先でのケガや第三者に対する賠償責任等、国内旅行中のさまざまなリスクを補償します。



●ゴルファー保険

プレー中のケガや第三者に対する賠償責任、ゴルフ用品の破損等、ゴルフ中のさまざまなリスクを補償します。



個人向けサービス

事故時のサービス

万一の事故の際、お客さまに安心と満足を実感いただける損害サービスの提供は、損害保険会社の重要な役割です。

当社では、全国のサービス支店等で専門スタッフがお客さまに寄り添い、不安を取り除き、要望・期待に応えるためきめ細やかな損害サービスの提供をしています。また、「サービス24」をはじめ、次のとおり多様なサービスを展開しています。

サービス24

24時間・365日、お客さまからの事故のご連絡の受付および事故相談等、さまざまなサービスを提供しています。

フリーダイヤル 0120-25-7474



安心初期対応センター

夜間・休日等、当社の営業時間外にご連絡をいただいた自動車事故について、事故に遭われたお客さまや被害者の方へのご連絡をはじめ、事故後のアドバイスやお支払いする保険金のご案内、修理工場や病院との打ち合わせ、代車の手配等を行います。



各種サポート24

24時間・365日、以下のサポートサービスを提供しています。

フリーダイヤル 0120-097-365

■ ドライビングサポート24

自動車保険をご契約のお客さまを対象として、ロードサービス(レッカー急行、けん引、緊急軽修理、高速・有料道路または一般道路上でのガス欠時給油、脱輪・落輪引き上げ等)を実施しています。

ロードサービスの対象契約・車両は下記のとおりです。

※ 2019年1月1日以降の保険始期契約

- ・自動車保険に「ロードサービス費用補償特約」がセットされた契約車両

※ 2018年12月31日以前の保険始期契約

- ・人身傷害補償保険(実損払)がセットされた契約車両
- ・「アサnte」の契約車両
- ・フリートの契約車両
- ・二輪盗難危険補償特約がセットされた契約車両

■ すまいのサポート24

住宅安心保険・住自在(すまいの保険※)・お部屋を借りるときの保険をご契約のお客さまを対象として、トイレ・台所等の給排水管の詰まりによる応急処置や、鍵の破損・紛失等による建物の鍵開けサービスを実施しています。

※ すまいの保険は2015年10月1日以降の保険始期契約が対象です。



その他のサービス

■ ご安心4コール

お客さまにご安心いただき、何でもご相談いただけるよう、事故の発生から解決に至るまでの節目節目に、お電話による経過等のご連絡を行っています。

①ご安心コール

事故受付後、直ちにお客さま(契約者・当事者)とご連絡をとり、事故状況を確認し、当面の対応から解決までの流れをご説明します。お客さまに担当者の連絡先をご案内し、事故処理に関する不明な部分をご説明することによってお客さまの不安を取り除きます。

②リターンコール

ご安心コール後の、相手の方・修理業者・病院等との打ち合わせ内容をご報告します。

③経過コール

進捗状況を節目節目にご報告します。

④解決コール

事故が解決(示談完了)したことを、いち早くお客さまにご報告します。

■ 事故受付通知・途中経過報告サービス

訪問・電話・はがき・メール等により、お客さまおよび関係者の方に事故解決までの進捗状況を随時お知らせしています。

■ 安心工場紹介サービス

事故によりお車の修理を希望されるお客さま等に当社が提携している優良な修理工場を紹介します。

〈主なサービス〉

- ・お車の引取・納車無料サービス
- ・お車をお預りしている期間の代車無料サービス

海外旅行サポートサービス

海外旅行保険をご契約のお客さまが、海外で病気やケガ等のトラブルに見舞われたときのために、日本語受付の日新火災海外総合サポートデスクを設置し、24時間体制でアシスタンスサービスを提供しています。

■ 病院紹介サービス

病気やケガをされた場合に、お客さまのご希望・状態に応じて最寄りの適切な病院をご紹介します。

■ キャッシュレス医療サービス

病気やケガをされ、当社提携病院で治療を受けられる場合、その費用をお客さまに代わり当社提携病院へお支払いします。

■ 保険金請求に関する相談サービス

ご加入いただいている保険の契約内容や保険金の請求方法に関するご相談に、日本語で対応します。

■ その他のアシスタンスサービス

- ・通訳の手配
- ・弁護士の手配
- ・緊急帰国のための航空券の手配 等

企業向け保険商品

当社は、企業を取り巻くさまざまなリスクに対応した商品をご用意しています。

リスク		対 象	主な保険商品
■火 災 ■爆 発 ■破 裂 ■機械設備の損傷 ■電気的事故 ■自然災害 落 雷 風水災 地 震 ■盗 難 ■役員・従業員の死亡・ 傷病・死亡退職金・弔 慰金等のお支払い ■賠償責任	財 物	建物 機械設備 什器・備品 原材料・仕掛品 商品・製品	ビジネスプロパティ(企業財産総合保険) Mono保険(財産補償保険)
		工事の目的物	工事の保険 (工事の保険特約付帯建設工事保険)
		自動車(車両)	ユーサイド(新総合自動車保険)
	営業利益等	生産中止・休業	ビジネスプロパティ(企業財産総合保険)
	役員・従業員	従業員福利厚生 経営者保障(補償)	労災あんしん保険(業務災害総合保険) 労働災害総合保険 日常生活傷害補償保険 ユーサイド(新総合自動車保険)
	損害賠償	第三者賠償(除く自動車)	ビジサポ(統合賠償責任保険) ビジネスプロパティ(企業財産総合保険)
		第三者賠償(自動車)	ユーサイド(新総合自動車保険)

企業向けサービス

企業を取り巻くさまざまなリスクに対し、各リスクの特性やお客さま固有のリスクを見極めた上で適切な対策をご提案しています。このサービスは、子会社のユニバーサルリスクソリューション株式会社と連携しご提供しています。

自動車事故防止支援サービス

■運転適性診断サービス

診断機器を搭載した安全サービスカーがお客さまの指定場所までお伺いします。その場で受診された方に診断結果をご提供し、安全運転に関するアドバイスをを行います。なお、管理者の方には「適性診断結果報告書」をご提供します。



安全サービスカー以外にも、室内設置用の運転適性診断機器もご用意しています。

■ドライブレコーダーコンサルティング

ドライブレコーダーを貸出し、記録したデータ・映像をもとに、危険挙動等を分析し、レポートを作成します。レポートを社内で共有していただくことにより、安全運転の教育指導にご活用いただけます。



■安全運転講習会への講師派遣

お客さま固有の事故の特徴を分析した上で、事故防止のポイント、事故事例に基づいた危険予知訓練等の講習会を行っています。



建物・機械等調査サービス

■火災保険物件調査サービス

ビル・工場および商業施設等について、建物・機械等を調査・評価し、火災保険の適切な保険金額を算定しています。

神社や寺院の建築物は、「特別な技術が多用されている」「建築後の年数がかなり経過している」等の理由により、適切な評価額の算出が困難なケースもあり、神社・仏閣に造詣が深い鑑定人によるサービスもご提供しています。



リスクマネジメント情報の提供

■「Safety Information」の発行

社会環境の変化や情報ネットワークの高度化、さらに法改正や税制改正により企業を取り巻くリスクは多種多様化しています。リスクマネジメントジャーナル「Safety Information」は、そのリスクから企業をどう守っていくのか、そのヒントとなる最新情報を取り上げてお届けしています。



■事故事例等の防災資料の提供

火災・爆発、交通事故、労働災害、賠償事故等の各種リスクに関する事故事例や、防災対策に関する資料を、お客さまのご要望に応じて作成し、ご提供しています。

マンションの防火対策支援

■防火管理者受託型コンサルティングサービス

安心・安全なマンションの環境づくりをお手伝いするため、消防法に定められた防火管理業務を受託し、定期巡回点検や防災訓練を行うほか、防火管理者の成り手不足の問題を解決しています。

新商品の開発状況および約款・料率の改定

新商品の開発状況

2017年	1月	・業務災害総合保険「労災あんしん保険」発売 ・企業財産総合保険「ビジネスプロパティ」発売
	7月	・積立傷害保険「ジョイエ傷害保険 NEWキッズプラン」発売
	10月	・企業財産総合保険「ビジネスプロパティ 神社仏閣プラン」発売
2018年	1月	・財産補償保険「Mono保険」発売
2019年	10月	・日常生活傷害補償保険「キズいえ〜る」プラン発売

約款・料率等の改定

2017年	1月	・地震保険の改定(損害区分の細分化、料率改定等) ・マンション共用部分用火災保険「マンションドクター火災保険」の改定(特約の新設、保険の対象の拡大等) ・ゴルフ保険の料率改定等
	7月	・統合賠償責任保険「ビジサポ」の改定(補償範囲の拡大等)
2018年	1月	・新総合自動車保険「ユーサイド」の改定(「人身傷害補償保険における傷害一時金2倍特約」の新設、「ASV割引」の導入等) ・新総合自動車保険「ユーサイド」の料率改定等 ・火災保険の改定(「示談代行サービス」の対象拡大、割引新設等) ・マンション共用部分用火災保険「マンションドクター火災保険」の改定(特約新設・料率改定等)
	7月	・海外旅行保険・国内旅行傷害保険の改定(料率改定・インターネットによる販売開始等) ・工事の保険特約付帯建設工事保険「工事の保険」の改定(補償範囲の拡大等)
2019年	1月	・統合賠償責任保険「ビジサポ」の改定(補償範囲の拡大等) ・新総合自動車保険「ユーサイド」の改定(「ロードサービス費用補償特約」「レンタカー費用補償特約(15日限度)」等) ・新総合自動車保険「ユーサイド」の料率改定等 ・企業財産総合保険「ビジネスプロパティ」の改定(補償範囲の拡大等) ・地震保険の改定(料率改定等)
	10月	・火災保険の改定(料率改定・補償範囲の拡大・インターネットによる販売開始等) ・普通傷害保険、家族傷害保険等の改定(日常生活傷害補償保険に統合)
2020年	1月	・新総合自動車保険「ユーサイド」の改定(型式別料率クラス制度の改定、対人・対物賠償の補償拡大、日常生活賠償責任補償特約の補償拡大等) ・統合賠償責任保険「ビジサポ」の改定(「セキュリティトラブル対応費用補償特約」の新設)

業績データ

事業の状況	70
経理の状況	82

事業の状況

主要な経営指標等の推移

(単位:百万円)

項目 \ 年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
正味収入保険料 (対前期増減(△)率)	138,671 (1.49%)	140,118 (1.04%)	141,820 (1.21%)	143,798 (1.39%)	148,850 (3.51%)
経常収益 (対前期増減(△)率)	152,255 (△5.56%)	149,163 (△2.03%)	149,452 (0.19%)	161,189 (7.85%)	161,323 (0.08%)
保険引受利益 (対前期増減(△)率)	7,875 (△46.60%)	8,121 (3.12%)	5,314 (△34.56%)	1,509 (△71.60%)	2,789 (84.81%)
経常利益 (対前期増減(△)率)	9,715 (△45.03%)	9,019 (△7.16%)	7,574 (△16.02%)	5,069 (△33.07%)	5,785 (14.14%)
当期純利益 (対前期増減(△)率)	6,147 (△51.19%)	6,579 (7.04%)	5,346 (△18.74%)	4,403 (△17.64%)	3,757 (△14.66%)
正味損害率	61.64%	59.04%	59.70%	69.54%	64.82%
正味事業費率	32.72%	33.08%	33.52%	34.15%	33.41%
利息及び配当金収入 (対前期増減(△)率)	4,787 (△2.10%)	4,322 (△9.71%)	4,526 (4.72%)	4,466 (△1.34%)	4,701 (5.26%)
運用資産利回り (インカム利回り)	1.41%	1.31%	1.39%	1.48%	1.57%
資産運用利回り (実現利回り)	1.28%	1.17%	1.49%	2.02%	1.89%
時価総合利回り	1.24%	1.02%	2.36%	△0.09%	△2.81%
資本金の額 (発行済株式総数)	20,389 (210,320千株)	20,389 (210,320千株)	20,389 (210,320千株)	20,389 (210,320千株)	20,389 (210,320千株)
純資産額	105,263	103,808	101,020	90,517	74,362
総資産額	421,690	417,919	414,872	396,474	381,758
積立勘定として経理された資産額	27,594	20,572	15,748	11,868	9,208
責任準備金残高	247,941	245,549	245,090	236,398	238,541
貸付金残高	317	275	234	213	179
有価証券残高	324,135	310,291	285,985	275,440	248,914
単体ソルベンシー・マージン比率	1,127.7%	1,325.5%	1,321.2%	1,219.9%	1,115.3%
連結ソルベンシー・マージン比率	1,105.5%	1,307.9%	1,304.7%	1,209.7%	1,102.5%
自己資本比率	24.96%	24.84%	24.35%	22.83%	19.48%
配当性向	133.61%	165.70%	185.21%	197.42%	—
従業員数	2,333名	2,292名	2,260名	2,223名	2,215名

(注) 1. 正味損害率 = (正味支払保険金 + 損害調査費) ÷ 正味収入保険料

2. 正味事業費率 = (諸手数料及び集金費 + 保険引受に係る営業費及び一般管理費) ÷ 正味収入保険料

3. 単体ソルベンシー・マージン比率および連結ソルベンシー・マージン比率の算出方法については、P.80「単体ソルベンシー・マージン比率」およびP.81「連結ソルベンシー・マージン比率」をご参照ください。

保険事業の状況

元受正味保険料(含む収入積立保険料)及び従業員1人当たり保険料

(単位:百万円)

年度 種目	2017年度			2018年度			2019年度		
	金 額	構成比	増収率	金 額	構成比	増収率	金 額	構成比	増収率
火災	27,418	18.0%	8.4%	30,914	19.7%	12.8%	33,614	20.9%	8.7%
海上	—	—	—	—	—	—	—	—	—
傷害	9,278	6.1	△14.4	8,714	5.6	△6.1	8,074	5.0	△7.3
自動車	85,329	55.9	△0.2	85,398	54.4	0.1	86,379	53.7	1.1
自動車損害賠償責任	18,625	12.2	△8.2	18,154	11.6	△2.5	17,287	10.7	△4.8
その他	11,995	7.9	21.9	13,792	8.8	15.0	15,467	9.6	12.1
(うち賠償責任)	(6,643)	(4.4)	(4.6)	(7,163)	(4.6)	(7.8)	(7,905)	(4.9)	(10.3)
合計	152,647	100.0	0.6	156,974	100.0	2.8	160,823	100.0	2.5
従業員1人当たり 元受正味保険料(含む収入積立保険料)	67		2.0	70		4.5	72		2.8

(注) 1. 元受正味保険料(含む収入積立保険料)とは、元受保険料から元受解約返戻金および元受その他返戻金を控除したものをいいます。

2. 従業員1人当たり元受正味保険料(含む収入積立保険料) = 元受正味保険料(含む収入積立保険料) ÷ 従業員数

3. 海上保険は2009年度より販売を行っていません。

正味収入保険料

(単位:百万円)

年度 種目	2017年度			2018年度			2019年度		
	金 額	構成比	増収率	金 額	構成比	増収率	金 額	構成比	増収率
火災	18,907	13.3%	12.9%	21,042	14.6%	11.3%	24,019	16.1%	14.1%
海上	2	0.0	△48.5	0	0.0	△72.0	0	0.0	△68.7
傷害	7,346	5.2	△16.1	6,910	4.8	△5.9	6,522	4.4	△5.6
自動車	85,141	60.0	△0.3	85,169	59.2	0.0	86,156	57.9	1.2
自動車損害賠償責任	18,723	13.2	△5.1	17,295	12.0	△7.6	17,051	11.5	△1.4
その他	11,698	8.2	22.8	13,378	9.3	14.4	15,100	10.1	12.9
(うち賠償責任)	(6,578)	(4.6)	(4.7)	(7,098)	(4.9)	(7.9)	(7,839)	(5.3)	(10.4)
合計	141,820	100.0	1.2	143,798	100.0	1.4	148,850	100.0	3.5

(注)正味収入保険料とは、元受および受再契約の収入保険料から出再契約の再保険料を控除したものをいいます。

受再正味保険料及び支払再保険料

(単位:百万円)

年度 種目	2017年度		2018年度		2019年度	
	受再正味保険料	支払再保険料	受再正味保険料	支払再保険料	受再正味保険料	支払再保険料
火災	80	8,571	76	9,946	54	9,648
海上	2	0	0	0	0	0
傷害	—	82	—	66	—	62
自動車	32	220	29	258	7	230
自動車損害賠償責任	13,373	13,275	12,075	12,933	12,054	12,290
その他	139	439	128	534	165	533
(うち賠償責任)	(0)	(65)	(0)	(65)	(0)	(66)
合計	13,628	22,588	12,310	23,739	12,282	22,765

(注) 1. 受再正味保険料とは、受再契約に係る収入保険料から受再解約返戻金および受再その他返戻金を控除したものをいいます。

2. 支払再保険料とは、出再契約に係る支払保険料から出再保険返戻金およびその他の再保険収入を控除したものをいいます。

事業の状況

解約返戻金

(単位:百万円)

種目 \ 年度	2017年度	2018年度	2019年度
火災	1,083	1,099	1,337
海上	1	0	0
傷害	362	248	312
自動車	1,127	1,152	1,269
自動車損害賠償責任	884	829	782
その他	193	207	164
(うち賠償責任)	(51)	(59)	(42)
合計	3,652	3,536	3,866

(注)解約返戻金とは、元受解約返戻金、受再解約返戻金および積立解約返戻金の合計額をいいます。

保険引受利益

(単位:百万円)

種目 \ 年度	2017年度	2018年度	2019年度
火災	△1,630	△4,822	△7,580
海上	3	△6	2,433
傷害	△258	652	224
自動車	8,231	6,341	6,608
自動車損害賠償責任	—	—	—
その他	△1,031	△654	1,103
(うち賠償責任)	(△447)	(△87)	(217)
合計	5,314	1,509	2,789

元受正味保険金

(単位:百万円)

種目 \ 年度	2017年度		2018年度		2019年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
火災	12,686	16.4 %	45,957	40.4 %	32,878	32.5 %
海上	△0	△0.0	—	—	—	—
傷害	3,797	4.9	3,471	3.1	3,279	3.2
自動車	41,173	53.3	43,122	37.9	43,591	43.1
自動車損害賠償責任	15,248	19.7	14,651	12.9	13,771	13.6
その他	4,312	5.6	6,575	5.8	7,576	7.5
(うち賠償責任)	(2,905)	(3.8)	(3,399)	(3.0)	(3,725)	(3.7)
合計	77,218	100.0	113,778	100.0	101,097	100.0

(注)元受正味保険金とは、元受契約に係る支払保険金から元受契約に係る求償等による回収金を控除したものをいいます。

正味支払保険金

(単位:百万円)

年度 種目	2017年度			2018年度			2019年度		
	金 額	構成比	正味損害率	金 額	構成比	正味損害率	金 額	構成比	正味損害率
火災	11,541	15.4%	64.0%	24,437	27.1%	119.4%	20,794	24.0%	89.1%
海上	10	0.0	433.5	2	0.0	1,072.5	1	0.0	1,550.8
傷害	3,794	5.0	56.2	3,468	3.8	55.5	3,276	3.8	56.0
自動車	41,088	54.6	56.4	42,324	46.9	57.9	42,947	49.5	57.9
自動車損害賠償責任	14,236	18.9	82.5	13,545	15.0	85.5	12,276	14.2	78.9
その他	4,515	6.0	42.5	6,382	7.1	51.5	7,407	8.5	53.5
(うち賠償責任)	(3,082)	(4.1)	(51.7)	(3,399)	(3.8)	(52.0)	(3,725)	(4.3)	(52.1)
合計	75,185	100.0	59.7	90,161	100.0	69.5	86,704	100.0	64.8

(注) 1. 正味支払保険金とは、元受および受再契約の支払保険金から出再契約に係る回収再保険金を控除したものをいいます。

2. 正味損害率=(正味支払保険金+損害調査費)÷正味収入保険料

受再正味保険金及び回収再保険金

(単位:百万円)

年度 種目	2017年度		2018年度		2019年度	
	受再正味保険金	回収再保険金	受再正味保険金	回収再保険金	受再正味保険金	回収再保険金
火災	44	1,190	475	21,996	0	12,083
海上	11	0	2	0	1	0
傷害	0	3	—	3	—	2
自動車	22	107	20	818	20	663
自動車損害賠償責任	14,236	15,248	13,545	14,651	12,276	13,771
その他	210	7	138	330	25	195
(うち賠償責任)	(176)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
合計	14,525	16,558	14,183	37,800	12,324	26,717

(注) 1. 受再正味保険金とは、受再契約に係る支払保険金から受再契約に係る求償等による回収金を控除したものをいいます。

2. 回収再保険金とは、出再契約に係る回収保険金から出再契約に係る返還金を控除したものをいいます。

正味損害率、正味事業費率及びその合算率

(単位:%)

年度 種目	2017年度			2018年度			2019年度		
	正味損害率	正味事業費率	合算率	正味損害率	正味事業費率	合算率	正味損害率	正味事業費率	合算率
火災	64.0	39.5	103.5	119.4	39.7	159.0	89.1	38.8	127.9
海上	433.5	70.2	503.7	1,072.5	596.2	1,668.7	1,550.8	382.2	1,933.1
傷害	56.2	50.9	107.1	55.5	43.1	98.6	56.0	45.1	101.1
自動車	56.4	30.7	87.1	57.9	32.9	90.8	57.9	31.8	89.7
自動車損害賠償責任	82.5	24.1	106.6	85.5	26.0	111.6	78.9	25.4	104.2
その他	42.5	48.4	90.8	51.5	39.6	91.1	53.5	38.0	91.4
(うち賠償責任)	(51.7)	(48.5)	(100.2)	(52.0)	(38.1)	(90.1)	(52.1)	(36.3)	(88.4)
合計	59.7	33.5	93.2	69.5	34.2	103.7	64.8	33.4	98.2

(注) 1. 正味損害率=(正味支払保険金+損害調査費)÷正味収入保険料

2. 正味事業費率=(諸手数料及び集金費+保険引受に係る営業費及び一般管理費)÷正味収入保険料

3. 合算率=正味損害率+正味事業費率

事業の状況

出再控除前の発生損害率、事業費率及びその合算率

(単位:%)

種目	2017年度			2018年度			2019年度		
	発生損害率	事業費率	合算率	発生損害率	事業費率	合算率	発生損害率	事業費率	合算率
火災	67.3	33.6	100.9	217.0	35.3	252.3	126.3	40.1	166.4
海上	△6.9	56.0	49.1	493.3	429.0	922.3	597.2	256.8	854.0
傷害	49.6	48.2	97.8	44.9	41.9	86.8	49.2	43.5	92.7
（医療）	(28.0)			(26.0)			(28.1)		
（がん）	(52.9)			(65.0)			(69.8)		
自動車	55.4	30.6	86.0	59.7	32.8	92.5	55.9	31.8	87.7
その他	50.5	48.7	99.2	59.9	38.9	98.8	55.6	37.6	93.2
（うち賠償責任）	(52.3)	(48.4)	(100.7)	(57.2)	(38.1)	(95.3)	(54.1)	(36.7)	(90.8)
合計	56.7	33.8	90.5	87.6	34.4	122.0	68.0	34.5	102.5

- (注) 1. 地震保険および自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しています。
 2. 発生損害率 = (出再控除前の発生損害額 + 損害調査費) ÷ 出再控除前の既経過保険料
 3. 事業費率 = (支払諸手数料及び集金費 + 保険引受に係る営業費及び一般管理費) ÷ 出再控除前の既経過保険料
 4. 合算率 = 発生損害率 + 事業費率
 5. 出再控除前の発生損害額 = 支払保険金 + 出再控除前の支払備金積増額
 6. 出再控除前の既経過保険料 = 収入保険料 - 出再控除前の未経過保険料積増額
 7. 傷害保険のうち介護保険は取り扱いがないため記載を省略しています。
 8. 介護費用保険は新規の販売を行っていないため「その他」に含めています。

国内契約・海外契約別の収入保険料の割合

(単位:%)

区分	2017年度	2018年度	2019年度
国内契約	100.0	100.0	100.0
海外契約	0.0	—	—

(注) 収入保険料 (元受正味保険料 (除く収入積立保険料) と受再正味保険料の合計) について国内契約および海外契約の割合を記載しています。

出再先保険会社数と出再保険料上位5社の割合

	出再先保険会社の数	出再保険料のうち上位5社の出再先に集中している割合
2018年度	4 (—)	99.83% (—)
2019年度	3 (—)	99.85% (—)

(注) 1. 出再先保険会社数は、特約再保険を1,000万円以上出再している再保険者（プール出再を含む）を対象にしています。

2. ()内は、第三分野保険に関する数値を表しています。(ただし、保険業法施行規則第71条に基づいて、保険料積立金を積み立てないとした保険契約に限ります。)

出再保険料の格付区分別構成割合

格付区分	A-以上	BBB+～BBB-	その他 (BB+以下・格付無)	合計
2018年度	100.0% (— %)	0.0% (— %)	0.0% (— %)	100.0% (— %)
2019年度	100.0% (— %)	0.0% (— %)	0.0% (— %)	100.0% (— %)

(注) 1. 特約再保険を出再している再保険者を対象としています。ただし、再保険プールを含んでいません。

格付区分は、スタンダード・アンド・プアーズ社の格付を使用しています。

2. ()内は、第三分野保険に関する数値を表しています。(ただし、保険業法施行規則第71条に基づいて、保険料積立金を積み立てないとした保険契約に限ります。)

事業の状況

未収再保険金の推移

(単位:百万円)

区分		年度	2017年度	2018年度	2019年度
1	年度開始時の未収再保険金		738 (—)	420 (—)	7,482 (—)
2	当該年度に回収できる事由が発生した額		969 (—)	19,338 (—)	12,244 (—)
3	当該年度回収等		1,287 (—)	12,276 (—)	15,135 (—)
4	1+2-3=年度末の未収再保険金		420 (—)	7,482 (—)	4,591 (—)

(注) 1. 地震保険および自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しています。

2. ()内は、第三分野保険に関する数値を表しています。(ただし、保険業法施行規則第71条に基づいて、保険料積立金を積み立てないとした保険契約に限ります。)

契約者配当金

積立保険(貯蓄型保険)では、保険期間が終了し満期を迎えたご契約者に対して、満期返戻金をお支払いするとともに、保険期間中の運用利回りが予定利回りを上回った場合には、毎月の満期契約ごとに契約者配当金を計算してお支払いします。(運用利回りが予定利回りを超えなかった場合、契約者配当金はお支払いできません。)

したがって、契約者配当金は毎月変動しますが、昨年6月および本年6月に満期を迎えた積立普通傷害保険のご契約に対しては、運用利回りが予定利回りを超えなかったため、契約者配当金はお支払いしておりません。

資産運用等の状況

運用資産の推移

(単位:百万円)

区分	年度	2017年度末		2018年度末		2019年度末	
		構成比	増減率	構成比	増減率	構成比	増減率
総資産		414,872	100.0%	396,474	100.0%	381,758	100.0%
運用資産		373,552	90.0%	342,093	86.3%	325,959	85.4%
運用資産内訳							
預貯金		59,540	14.4%	38,879	9.8%	49,049	12.8%
有価証券		285,985	68.9%	275,440	69.5%	248,914	65.2%
(うち株式)		(54,915)	(13.2%)	(50,582)	(12.8%)	(37,179)	(9.7%)
貸付金		234	0.1%	213	0.1%	179	0.0%
土地・建物		27,791	6.7%	27,559	7.0%	27,816	7.3%

利息及び配当金収入・運用資産利回り(インカム利回り)

(単位:百万円)

区分	年度	2017年度		2018年度		2019年度	
			利回り		利回り		利回り
預貯金		2	0.01%	0	0.00%	0	0.00%
有価証券		4,253	1.69	4,194	1.79	4,434	1.93
(公社債)		(2,396)	(1.17)	(2,246)	(1.25)	2,151	1.31
(株式)		(881)	(3.27)	(991)	(3.77)	944	3.81
(外国証券)		(820)	(4.59)	(789)	(2.86)	1,338	3.33
(その他の証券)		(155)	(10.08)	(168)	(17.48)	—	—
貸付金		11	4.37	9	4.37	8	4.46
土地・建物		256	0.91	260	0.94	256	0.92
小計		4,523	1.39	4,465	1.48	4,700	1.57
その他		3		1		1	
合計		4,526		4,466		4,701	

(注) 運用資産利回り(インカム利回り)は、運用資産に係る成果を、インカム収入(利息及び配当金収入)の観点から示す指標です。分子は運用資産に係る利息及び配当金収入、分母は取得原価または償却原価をベースとした利回りです。

事業の状況

運用資産利回り(インカム利回り)のみでは、運用の実態を必ずしも適切に反映できないため、以下二つの利回りを開示しています。

資産運用利回り(実現利回り)

(単位:百万円)

区分 \ 年度	2017年度			2018年度			2019年度		
	資産運用損益 (実現ベース)	平均運用額 (取得原価ベース)	利回り	資産運用損益 (実現ベース)	平均運用額 (取得原価ベース)	利回り	資産運用損益 (実現ベース)	平均運用額 (取得原価ベース)	利回り
預貯金	35	44,691	0.08%	0	39,435	0.00%	0	41,178	0.00%
有価証券	4,780	251,288	1.90	6,467	234,399	2.76	6,320	229,548	2.75
(公社債)	(2,488)	(204,931)	(1.21)	(2,299)	(179,539)	(1.28)	(2,294)	(164,512)	(1.39)
(株式)	(1,155)	(26,925)	(4.29)	(942)	(26,323)	(3.58)	(2,478)	(24,799)	(9.99)
(外国証券)	(782)	(17,886)	(4.37)	(1,422)	(27,574)	(5.16)	(1,547)	(40,236)	(3.85)
(その他の証券)	(354)	(1,544)	(22.93)	(1,803)	(961)	(187.49)	(—)	(—)	(—)
貸付金	11	253	4.37	9	223	4.37	8	198	4.46
土地・建物	256	28,034	0.91	260	27,774	0.94	256	27,756	0.92
金融派生商品	△262	—	—	△642	—	—	△938	—	—
その他	△5	—	—	△6	—	—	△6	—	—
合計	4,815	324,268	1.49	6,088	301,833	2.02	5,642	298,682	1.89

(注)資産運用利回り(実現利回り)は、資産運用に係る成果を、当期の期間損益への寄与の観点から示す指標です。

・資産運用損益(実現ベース)=資産運用収益+積立保険料等運用益-資産運用費用

・平均運用額(取得原価ベース)=取得原価または償却原価による平均残高(原則として各月末残高の平均に基づいて算出しています。)

(参考)時価総合利回り

(単位:百万円)

区分 \ 年度	2017年度			2018年度			2019年度		
	資産運用損益等 (時価ベース)	平均運用額 (時価ベース)	利回り	資産運用損益等 (時価ベース)	平均運用額 (時価ベース)	利回り	資産運用損益等 (時価ベース)	平均運用額 (時価ベース)	利回り
預貯金	35	44,691	0.08%	0	39,435	0.00%	0	41,178	0.00%
有価証券	8,755	299,752	2.92	45	286,838	0.02	△9,023	275,565	△3.27
(公社債)	(1,552)	(224,919)	(0.69)	(2,471)	(198,591)	(1.24)	(△501)	(183,736)	(△0.27)
(株式)	(6,163)	(50,495)	(12.21)	(△3,310)	(54,900)	(△6.03)	(△6,432)	(49,123)	(△13.09)
(外国証券)	(513)	(21,036)	(2.44)	(1,010)	(30,455)	(3.32)	(△2,089)	(42,705)	(△4.89)
(その他の証券)	(525)	(3,302)	(15.92)	(△125)	(2,890)	(△4.34)	(—)	(—)	(—)
貸付金	11	253	4.37	9	223	4.37	8	198	4.46
土地・建物	256	28,034	0.91	260	27,774	0.94	256	27,756	0.92
金融派生商品	△262	—	—	△642	—	—	△938	—	—
その他	△5	—	—	△6	—	—	△6	—	—
合計	8,790	372,731	2.36	△333	354,273	△0.09	△9,702	344,698	△2.81

(注)時価総合利回りは、時価ベースでの運用効率を示す指標です。分子は実現損益に加えて時価評価差額の増減を反映させ、分母は時価をベースとした利回りです。

・資産運用損益等(時価ベース)=(資産運用収益+積立保険料等運用益-資産運用費用)+(当期末評価差額*)-前期末評価差額*)+繰延ヘッジ損益増減*)

・平均運用額(時価ベース)=取得原価または償却原価による平均残高+その他有価証券に係る前期末評価差額*)+売買目的有価証券に係る前期末評価損益

(*)税効果控除前の金額によっています。

海外投融資

(単位:百万円)

区分		2017年度末		2018年度末		2019年度末	
			構成比		構成比		構成比
外 貨 建	外国公社債	12,929	67.8 %	11,273	31.9 %	8,886	20.3 %
	その他	742	3.9	19,792	56.0	32,771	74.8
	計	13,671	71.7	31,065	88.0	41,657	95.0
円 貨 建	外国公社債	3,560	18.7	3,316	9.4	1,267	2.9
	その他	1,846	9.7	935	2.7	907	2.1
	計	5,407	28.3	4,252	12.0	2,174	5.0
合計		19,078	100.0	35,318	100.0	43,831	100.0
インカム利回り		4.22%		2.86%		3.33%	
実現利回り		4.19%		5.16%		3.85%	
(参考)時価総合利回り		2.42%		3.32%		△4.89%	

(注) 1. 外貨建および円貨建の「その他」には外国投資信託を含みます。

2. 「インカム利回り」は、海外投融資に係る利息及び配当金収入を当該資産の平均運用額(取得原価ベース)で除した比率です。

3. 「実現利回り」は、海外投融資に係る資産についてP.78「資産運用利回り(実現利回り)」と同様の方法により算出したものです。

4. 「(参考)時価総合利回り」は、海外投融資に係る資産についてP.78「(参考)時価総合利回り」と同様の方法により算出したものです。

公共関係投融資の推移(新規引受ベース)

(単位:百万円)

区分		2017年度末		2018年度末		2019年度末	
			構成比		構成比		構成比
公 社 債	国債	—	— %	—	— %	—	— %
	地方債	—	—	—	—	—	—
	公社・公団債	2	100.0	1	100.0	0	100.0
	計	2	100.0	1	100.0	0	100.0
貸 付	公共団体	—	—	—	—	—	—
	公社・公団	—	—	—	—	—	—
	計	—	—	—	—	—	—
合計		2	100.0	1	100.0	0	100.0

事業の状況

単体ソルベンシー・マージン比率

(単位：百万円)

区分	年度	2018年度 (2019年3月31日現在)	2019年度 (2020年3月31日現在)
(A) 単体ソルベンシー・マージン総額		155,193	144,640
資本金等		48,241	51,999
価格変動準備金		1,516	1,732
危険準備金		—	—
異常危険準備金		60,962	57,981
一般貸倒引当金		3	51
その他有価証券評価差額金・繰延ヘッジ損益 (税効果控除前)		41,414	27,604
土地の含み損益		1,150	1,902
払戻積立金超過額		—	—
負債性資本調達手段等		—	—
払戻積立金超過額及び負債性資本調達手段等のうち、 マージンに算入されない額		—	—
控除項目		—	—
その他		1,903	3,368
(B) 単体リスクの合計額 $\sqrt{(R_1+R_2)^2+(R_3+R_4)^2+R_5+R_6}$		25,443	25,936
一般保険リスク(R_1)		12,807	13,598
第三分野保険の保険リスク(R_2)		—	—
予定利率リスク(R_3)		928	874
資産運用リスク(R_4)		12,488	10,371
経営管理リスク(R_5)		649	649
巨大災害リスク(R_6)		6,245	7,640
(C) 単体ソルベンシー・マージン比率 $[(A)/(B) \times 1/2] \times 100$		1,219.9%	1,115.3%

(注) 上記の金額および数値は、保険業法施行規則第86条および第87条ならびに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しています。

〈単体ソルベンシー・マージン比率〉

- 損害保険会社は、保険事故発生の際の保険金支払や積立保険の満期返戻金支払等に備えて準備金を積み立てていますが、巨大災害の発生や、損害保険会社が保有する資産の大幅な価格下落等、「通常の予測を超える危険」が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。
- こうした「通常の予測を超える危険」を示す「単体リスクの合計額」(上表の(B))に対する「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」(すなわち単体ソルベンシー・マージン総額: 上表の(A))の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたものが、「単体ソルベンシー・マージン比率」(上表の(C))です。
- 「通常の予測を超える危険」とは、次に示す各種の危険の総額をいいます。
 - ①保険引受上の危険(一般保険リスク・第三分野保険の保険リスク):
保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険(巨大災害に係る危険を除く)
 - ②予定利率上の危険(予定利率リスク):
実際の運用利回りが保険料算出時に予定した利回りを下回ることにより発生し得る危険
 - ③資産運用上の危険(資産運用リスク):
保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る危険等
 - ④経営管理上の危険(経営管理リスク):
業務の運営上、通常の予測を超えて発生し得る危険で上記①～③および⑤以外のもの
 - ⑤巨大災害に係る危険(巨大災害リスク):
通常の予測を超える巨大災害(関東大震災や伊勢湾台風相当)により発生し得る危険
- 「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」(単体ソルベンシー・マージン総額)とは、損害保険会社の純資産(社外流出予定額等を除く)、諸準備金(価格変動準備金・異常危険準備金等)、土地の含み損益の一部等の総額です。
- 単体ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に活用する客観的な判断指標のひとつですが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。

連結ソルベンシー・マージン比率

(単位：百万円)

区分	年度	2018年度 (2019年3月31日現在)	2019年度 (2020年3月31日現在)
(A)連結ソルベンシー・マージン総額		153,929	142,993
資本金等		48,817	52,576
価格変動準備金		1,516	1,732
危険準備金		—	—
異常危険準備金		60,962	57,981
一般貸倒引当金		3	51
その他有価証券評価差額金・繰延ヘッジ損益 (税効果控除前)		41,414	27,604
土地の含み損益		1,150	1,902
未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の 合計額(税効果控除前)		△1,840	△2,224
保険料積立金等余剰部分		—	—
負債性資本調達手段等		—	—
保険料積立金等余剰部分及び負債性資本調達手段等の うち、マージンに算入されない額		—	—
少額短期保険業者に係るマージン総額		—	—
控除項目		—	—
その他		1,903	3,368
(B)連結リスクの合計額		25,447	25,939
$\sqrt{(\sqrt{(R_1^2+R_2^2)+R_3+R_4})^2+(R_5+R_6+R_7)^2+R_8+R_9}$			
損害保険契約の一般保険リスク(R ₁)		12,807	13,598
生命保険契約の保険リスク(R ₂)		—	—
第三分野保険の保険リスク(R ₃)		—	—
少額短期保険業者の保険リスク(R ₄)		—	—
予定利率リスク(R ₅)		928	874
生命保険契約の最低保証リスク(R ₆)		—	—
資産運用リスク(R ₇)		12,494	10,377
経営管理リスク(R ₈)		649	649
損害保険契約の巨大災害リスク(R ₉)		6,245	7,640
(C)連結ソルベンシー・マージン比率 [(A)/{(B)×1/2}]×100		1,209.7%	1,102.5%

(注)「連結ソルベンシー・マージン比率」とは、保険業法施行規則第86条の2および第88条ならびに平成23年金融庁告示第23号の規定に基づいて算出された比率です。

〈連結ソルベンシー・マージン比率〉

- 当社は損害保険事業を営むとともに、子会社において保険代理業等を営んでいます。
- 損害保険会社グループは、保険事故発生の際の保険金支払や積立保険の満期返戻金支払等に備えて準備金を積み立てていますが、巨大災害の発生や、保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。
- こうした「通常の予測を超える危険」を示す「連結リスクの合計額」(上表の(B))に対する「損害保険会社グループが保有している資本金・準備金等の支払余力」(すなわち連結ソルベンシー・マージン総額:上表の(A))の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたものが、「連結ソルベンシー・マージン比率」(上表の(C))です。
- 「通常の予測を超える危険」とは、次に示す各種の危険の総額をいいます。
 - ①保険引受上の危険(損害保険契約の一般保険リスク・生命保険契約の保険リスク・第三分野保険の保険リスク・少額短期保険業者の保険リスク): 保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険(巨大災害に係る危険を除く)
 - ②予定利率上の危険(予定利率リスク): 実際の運用利回りが保険料算出時に予定した利回りを下回ることにより発生し得る危険
 - ③最低保証上の危険(生命保険契約の最低保証リスク): 変額保険、変額年金保険の保険金等の最低保証に関する危険
 - ④資産運用上の危険(資産運用リスク): 保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る危険等
 - ⑤経営管理上の危険(経営管理リスク): 業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険で上記①～④および⑥以外のもの
 - ⑥巨大災害に係る危険(損害保険契約の巨大災害リスク): 通常の予測を超える損害保険契約の巨大災害(関東大震災、伊勢湾台風相当や外国で発生する巨大災害)により発生し得る危険
- 連結ソルベンシー・マージン比率の計算対象となる範囲は、保険業法上の子会社(議決権が50%超の子会社)について計算対象に含めています。
- 「損害保険会社グループが保有している資本金・準備金等の支払余力」(連結ソルベンシー・マージン総額)とは、当社およびその子会社等の純資産(剰余金処分額を除く)、諸準備金(価格変動準備金・異常危険準備金等)、土地の含み益の一部等の総額です。
- 連結ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社グループを監督する際に活用する客観的な判断指標のひとつですが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。

経理の状況

当社は、保険業法第111条第1項の規定により公衆の縦覧に供する書類のうち、貸借対照表、損益計算書および株主資本等変動計算書等について、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、PwCあらた有限責任監査法人による監査を受け、監査報告書を受領しています。

計算書類

貸借対照表

(単位:百万円)

科目	年度	2018年度 (2019年3月31日現在)		2019年度 (2020年3月31日現在)		比較増減
		金 額	構成比	金 額	構成比	
			%		%	
(資産の部)						
現金及び預貯金		38,881	9.81	49,049	12.85	10,168
現金		1		—		△1
預貯金		38,879		49,049		10,170
有価証券		275,440	69.47	248,914	65.20	△26,526
国債		125,751		118,098		△7,652
地方債		4,723		3,171		△1,551
社債		59,065		46,632		△12,433
株式		50,582		37,179		△13,402
外国証券		35,318		43,831		8,513
貸付金		213	0.05	179	0.05	△34
保険約款貸付		213		179		△34
有形固定資産		28,914	7.29	29,041	7.61	126
土地		18,607		18,596		△11
建物		8,951		9,219		268
その他の有形固定資産		1,355		1,225		△130
無形固定資産		91	0.02	91	0.02	0
その他資産		38,371	9.68	35,585	9.32	△2,785
未収保険料		86		69		△17
代理店貸		13,378		14,132		753
共同保険貸		387		321		△66
再保険貸		12,595		9,545		△3,049
外国再保険貸		114		66		△48
未収金		4,955		4,200		△754
未収収益		490		423		△67
預託金		878		851		△26
地震保険預託金		638		669		31
仮払金		4,806		5,008		201
金融派生商品		38		296		258
前払年金費用		1,540	0.39	1,601	0.42	60
繰延税金資産		13,249	3.34	17,584	4.61	4,335
貸倒引当金		△228	△0.06	△289	△0.08	△60
資産の部合計		396,474	100.00	381,758	100.00	△14,716

(単位：百万円)

科目	年度	2018年度 (2019年3月31日現在)		2019年度 (2020年3月31日現在)		比較増減
		金 額	構成比	金 額	構成比	
(負債の部)			%		%	
保険契約準備金		285,395	71.98	284,589	74.55	△805
支払備金		48,996		46,048		△2,948
責任準備金		236,398		238,541		2,143
その他負債		15,400	3.88	16,764	4.39	1,364
共同保険借		307		304		△3
再保険借		5,036		4,521		△514
外国再保険借		17		10		△7
未払法人税等		406		2,195		1,789
預り金		236		241		4
前受収益		8		7		△0
未払金		2,351		2,512		160
仮受金		6,891		6,665		△225
金融派生商品		130		292		162
資産除去債務		11		10		△0
その他の負債		2		2		—
退職給付引当金		3,110	0.78	3,782	0.99	671
賞与引当金		534	0.13	526	0.14	△7
特別法上の準備金		1,516	0.38	1,732	0.45	216
価格変動準備金		1,516		1,732		216
負債の部合計		305,957	77.17	307,396	80.52	1,438
(純資産の部)						
資本金		20,389	5.14	20,389	5.34	—
資本剰余金		15,518	3.91	15,518	4.07	—
資本準備金		12,620		12,620		—
その他資本剰余金		2,898		2,898		—
利益剰余金		21,023	5.30	16,091	4.21	△4,932
利益準備金		7,769		7,769		—
その他利益剰余金		13,254		8,321		△4,932
不動産圧縮積立金		1,678		1,670		△8
繰越利益剰余金		11,575		6,651		△4,923
株主資本合計		56,932	14.36	51,999	13.62	△4,932
其他有価証券評価差額金		33,585	8.47	22,362	5.86	△11,222
評価・換算差額等合計		33,585	8.47	22,362	5.86	△11,222
純資産の部合計		90,517	22.83	74,362	19.48	△16,154
負債及び純資産の部合計		396,474	100.00	381,758	100.00	△14,716

経理の状況

〈2019年度の注記事項〉

- 有価証券の評価基準および評価方法は次のとおりとしています。
 - 満期保有目的の債券の評価は、移動平均法に基づく償却原価法(定額法)によっています。
 - 子会社株式の評価は、移動平均法に基づく原価法によっています。
 - その他有価証券のうち時価のあるものの評価は、期末日の市場価格等に基づく時価法によっています。

なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、また、売却原価の算定は移動平均法に基づいています。
 - その他有価証券のうち時価を把握することが極めて困難と認められるものの評価は、移動平均法に基づく原価法によっています。
- デリバティブ取引の評価は、時価法によっています。
- 有形固定資産の減価償却は、定額法によっています。
- 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算は外貨建取引等会計処理基準に基づき行っています。
- 貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準および償却引当基準に基づき、次のとおり計上しています。破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者に対する債権および実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収が可能と認められる額等を控除し、その残額を計上しています。

今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しています。また、すべての債権は資産の自己査定基準に基づき、各資産の主管部および審査所管理部が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の計上を行っています。
- 退職給付引当金は、従業員の退職給付に充てるため、当期末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当期末に発生していると認められる額を計上しています。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(12年)による定額法により費用処理しています。数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(12年)による定額法により、発生翌期から費用処理しています。
- 賞与引当金は、従業員賞与に充てるため、支給見込額を基準に計上しています。
- 価格変動準備金は、株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき計上しています。
- 外貨建債券に係る将来の為替相場の変動リスクを軽減する目的で実施している為替予約取引については、時価ヘッジを適用しています。

なお、ヘッジ手段とヘッジ対象の重要な条件が同一であり、ヘッジに高い有効性があるため、ヘッジ有効性の評価を省略しています。
- 消費税等の会計処理は税抜方式によっています。ただし、損害調査費、営業費及び一般管理費等の費用は税込方式によっています。

なお、資産に係る控除対象外消費税等は仮払金に計上し、5年間で均等償却を行っています。
- 金融商品の状況に関する事項および金融商品の時価等に関する事項については次のとおりです。

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社の資産運用は、安全性、収益性および保険金等のお支払いに備えた流動性のみならず、社会・公共性に資するような資産運用を行っています。

そのため、資産・負債総合管理(ALM: Asset Liability Management)を軸として、保険商品の特性を踏まえた適切なリスクコントロールのもと、長期・安定的な収益確保および効率的な流動性管理を目指した取り組みを行っています。

お客さまに保険金をお支払いする商品の運用については、保険負債対応資産として、保険商品の持つ負債特性や、将来の保険金を確保にお支払いするための収益性・流動性などを踏まえ、中長期的に目指すポートフォリオを軸とした運用を行っています。具体的には、高格付債券を中心とした金利資産を保有することで、保険負債が抱える金利リスクを適切にコントロールしつつ、一定の信用リスクをとる運用を行っています。また、外国証券投資等も活用しながら、国内外でのリスク分散と運用手法の多様化を図ることで、中長期的な収益確保を目指しています。

満期返れい金という形でお客さまにお支払いする商品については、その積立資産を積立勘定資産として他の資産と区分し、厳格なALM運用により金利リスクを円金利資産で適切にコントロールし、安定的な剰余の価値(運用資産価値ー保険負債価値)の拡大を目指しています。その他の資産の運用については、運用収益を安定的に拡大し、財務基盤の健全性確保を図りつつ、総合的に当社の企業価値の向上に資することを目指しています。特に、取引関係の強化を図る目的で保有している政策株式については、保険取引面も含めた経済合理性およびグループ資本への影響などを踏まえ、総量削減に努めています。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含まれていません((注2)参照)。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
①現金及び預貯金	49,049	49,049	—
②有価証券			
満期保有目的の債券	1,210	1,532	321
その他有価証券	244,760	244,760	—
資産計	295,020	295,342	321
③デリバティブ取引(*)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	—	—	—
ヘッジ会計が適用されているもの	3	3	—
デリバティブ取引計	3	3	—

(*)その他資産およびその他負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しています。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

①現金及び預貯金

預金は短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していると考えられることから、当該帳簿価額としています。

②有価証券

有価証券のうち、株式は取引所の価格によっており、債券は店頭取引による価格または取引金融機関から提示された価格等としています。また、投資信託については、公表されている基準価格等としています。

③デリバティブ取引

為替予約取引の時価の算定方法は先物為替相場によります。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は、次のとおりです。

非上場株式および非上場株式中心に資産が構成されている組合出資金等(貸借対照表計上額2,943百万円)は、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もることができないことから、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象とはしていません。

なお、貸付金(貸借対照表計上額179百万円)は全額約款貸付です。約款貸付は保険契約に基づいた融資制度で、解約返戻金の範囲内で返済期限を定めずに実行しており、将来キャッシュ・フローを見積もることができないことから、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価の開示対象とはしていません。

12. 貸付金のうち、破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額および貸付条件緩和債権額はありません。

- (1) 破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまで(貸倒引当金勘定への繰入限度額)に掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸付金です。
- (2) 延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金です。
- (3) 3カ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸付金で、破綻先債権および延滞債権に該当しないものです。
- (4) 貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権および3カ月以上延滞債権に該当しないものです。

13. 有形固定資産の減価償却累計額は22,807百万円、圧縮記帳額は4,776百万円です。

14. 関係会社に対する金銭債権総額は2百万円、金銭債務総額は519百万円です。

15. 繰延税金資産の総額は28,147百万円、繰延税金負債の総額は9,066百万円です。また、評価性引当額として繰延税金資産から控除した額は1,495百万円です。

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳は、責任準備金21,130百万円、退職給付引当金2,035百万円、ソフトウェア1,313百万円、有価証券評価損1,278百万円および支払備金865百万円です。

繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、その他有価証券に係る評価差額金8,308百万円です。

16. 関係会社株式の額は43百万円です。

17. 支払備金の内訳は次のとおりです。

支払備金(出再支払備金控除前、(ロ)に掲げる保険を除く)	47,964百万円
同上に係る出再支払備金	6,291百万円
差 引 (イ)	41,673百万円
地震保険および自動車損害賠償責任保険に係る支払備金(ロ)	4,374百万円
計 (イ+ロ)	46,048百万円

18. 責任準備金の内訳は次のとおりです。

普通責任準備金(出再責任準備金控除前)	124,806百万円
同上に係る出再責任準備金	2,244百万円
差 引 (イ)	122,562百万円
その他の責任準備金(ロ)	115,979百万円
計 (イ+ロ)	238,541百万円

19. 1株当たりの純資産額は353円56銭です。

算定上の基礎である純資産額は74,362百万円、このうち普通株式に帰属しないものはありません。また、普通株式の当期末発行済株式数は210,320千株です。

20. 退職給付に関する事項は次のとおりです。

- (1) 退職給付債務およびその内訳

イ.退職給付債務	△20,195百万円
ロ.年金資産	10,774百万円
ハ.退職給付信託	5,016百万円
二.未積立退職給付債務(イ+ロ+ハ)	△4,404百万円
ホ.未認識数理計算上の差異	2,203百万円
ヘ.未認識過去勤務費用	20百万円
ト.貸借対照表計上額の純額(二+ホ+ヘ)	△2,180百万円
チ.前払年金費用	1,601百万円
リ.退職給付引当金(トーチ)	△3,782百万円

- (2) 退職給付債務等の計算基礎

退職給付見込額の期間配分方法	給付算定式基準
割引率	0.0%
長期期待運用収益率	1.20%
過去勤務費用の額の処理年数	12年
数理計算上の差異の処理年数	12年

- (3) 退職一時金制度、確定給付企業年金制度および自社年金制度に基づく退職給付引当金の当期末残高(年金資産のうち、退職給付信託に係る退職給付引当金に相当する金額を含む。)の内訳は、次のとおりです。

	退職一時金 百万円	確定給付企業年金 百万円	自社年金 百万円	合計 百万円
退職給付引当金(年金資産控除前)	△3,307	1,618	△5,567	△7,256
退職給付信託の年金資産	384	△17	4,708	5,075
退職給付引当金(純額)	△2,922	—	△859	△3,782
前払年金費用(純額)	—	1,601	—	1,601

21. 上記における子会社および関係会社の定義は、会社計算規則第2条に基づいています。

22. 重要な後発事象に関する事項は次のとおりです。

当期末日後に、翌期以降の財産または損益に重要な影響を及ぼす事象は生じていません。

23. ストック・オプションに関する事項は次のとおりです。

- (1) ストック・オプションに係る当期における費用計上額および科目名

営業費及び一般管理費 100百万円

- (2) 当期に付与したストック・オプションの内容

当社の親会社である東京海上ホールディングス株式会社より、当社の取締役および執行役員に対して株式報酬型ストック・オプションが付与されており、当社は自社負担額のうち当期末までに発生した額を報酬費用として計上しています。

24. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しています。

経理の状況

損益計算書

(単位:百万円)

科目	年度	2018年度 (2018年4月1日から 2019年3月31日まで)	2019年度 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)	比較増減
		金 額	金 額	
経常収益		161,189	161,323	134
保険引受収益		156,023	154,945	△1,077
正味収入保険料		143,798	148,850	5,052
収入積立保険料		1,746	1,489	△257
積立保険料等運用益		1,778	1,641	△137
支払備金戻入額		—	2,948	2,948
責任準備金戻入額		8,691	—	△8,691
為替差益		2	—	△2
その他保険引受収益		5	16	10
資産運用収益		5,074	6,273	1,198
利息及び配当金収入		4,466	4,701	235
有価証券売却益		1,385	3,120	1,735
有価証券償還益		996	90	△906
その他運用収益		4	1	△2
積立保険料等運用益振替		△1,778	△1,641	137
その他経常収益		90	103	13
経常費用		156,119	155,537	△582
保険引受費用		130,815	129,374	△1,441
正味支払保険金		90,161	86,704	△3,456
損害調査費		9,839	9,774	△65
諸手数料及び集金費		25,068	26,339	1,270
満期返戻金		5,374	4,207	△1,167
契約者配当金		24	14	△9
支払備金繰入額		123	—	△123
責任準備金繰入額		—	2,143	2,143
為替差損		—	0	0
その他保険引受費用		223	189	△33
資産運用費用		764	2,272	1,507
有価証券売却損		15	16	1
有価証券評価損		64	1,296	1,232
金融派生商品費用		642	938	295
為替差損		20	12	△7
その他運用費用		21	8	△12
営業費及び一般管理費		24,345	23,683	△662
その他経常費用		195	208	12
貸倒引当金繰入額		121	75	△45
その他の経常費用		73	132	58
経常利益		5,069	5,785	716
特別利益		942	202	△740
固定資産処分益		738	202	△535
移転補償金		204	—	△204
特別損失		388	268	△120
固定資産処分損		105	51	△53
減損損失		58	—	△58
特別法上の準備金繰入額		224	216	△8
価格変動準備金		224	216	△8
税引前当期純利益		5,624	5,720	96
法人税及び住民税		573	2,175	1,601
法人税等調整額		647	△212	△859
法人税等合計		1,221	1,962	741
当期純利益		4,403	3,757	△645

(2019年度の注記事項)

1. 関係会社との取引による収益総額は142百万円、費用総額は3,070百万円です。

2. (1) 正味収入保険料の内訳は次のとおりです。

収入保険料	171,616百万円
支払再保険料	22,765百万円
差 引	148,850百万円

(2) 正味支払保険金の内訳は次のとおりです。

支払保険金	113,421百万円
回収再保険金	26,717百万円
差 引	86,704百万円

(3) 諸手数料及び集金費の内訳は次のとおりです。

支払諸手数料及び集金費	27,600百万円
出再保険手数料	1,260百万円
差 引	26,339百万円

(4) 支払備金繰入額(△は支払備金戻入額)の内訳は次のとおりです。

支払備金繰入額(出再支払備金控除前、(口)に掲げる保険を除く)	△5,901百万円
同上に係る出再支払備金繰入額	△3,402百万円
差 引 (イ)	△2,498百万円
地震保険および自動車損害賠償責任保険に係る支払備金繰入額(口)	△450百万円
計 (イ+口)	△2,948百万円

(5) 責任準備金繰入額(△は責任準備金戻入額)の内訳は次のとおりです。

普通責任準備金繰入額(出再責任準備金控除前)	△5,794百万円
同上に係る出再責任準備金繰入額	△254百万円
差 引 (イ)	6,048百万円
その他の責任準備金繰入額(口)	△3,905百万円
計 (イ+口)	2,143百万円

(6) 利息及び配当金収入の内訳は次のとおりです。

預貯金利息	0百万円
有価証券利息・配当金	4,434百万円
貸付金利息	8百万円
不動産賃貸料	256百万円
その他利息・配当金	0百万円
計	4,701百万円

3. 金融派生商品費用中の評価損益は501百万円の益です。

4. 1株当たりの当期純利益金額は17円86銭です。算定上の基礎である当期純利益は3,757百万円、このうち普通株式に帰属しないものはありません。また、普通株式の期中平均株式数は210,320千株です。

潜在株式調整後1株当たりの当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

5. 損害調査費、営業費及び一般管理費に計上した退職給付費用は1,572百万円であり、その内訳は次のとおりです。

勤務費用	854百万円
期待運用収益	△130百万円
数理計算上の差異の費用処理額	839百万円
過去勤務費用の費用処理額	8百万円
計	1,572百万円

6. 当期における法定実効税率は28.0%、税効果会計適用後の法人税等の負担率は34.3%であり、この差異の主要な内訳は、評価性引当額5.9%、受取配当等の益金不算入額△2.2%、住民税均等割1.8%、交際費等の損金不算入額0.8%です。

7. 関連当事者との取引については以下の通りです。

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)の割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社の子会社	東京海上日動火災保険株式会社	なし	再保険取引先	出再取引保険料 保険金 手数料	3,335 12,171 30	再保険貸 再保険借	4,510 180

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注)上記取引は、市場実勢を勘案して、毎期価格交渉の上、取引条件を決定しています。

8. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しています。

経理の状況

キャッシュ・フロー計算書

(単位:百万円)

科目	年度	2018年度 (2018年4月1日から 2019年3月31日まで)	2019年度 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)	比較増減
		金 額	金 額	
営業活動によるキャッシュ・フロー				
税引前当期純利益		5,624	5,720	96
減価償却費		688	763	74
減損損失		58	—	△58
支払備金の増減額(△は減少)		123	△2,948	△3,072
責任準備金の増減額(△は減少)		△8,691	2,143	10,834
貸倒引当金の増減額(△は減少)		121	60	△60
退職給付引当金の増減額(△は減少)		770	671	△98
賞与引当金の増減額(△は減少)		△24	△7	16
価格変動準備金の増減額(△は減少)		224	216	△8
利息及び配当金収入		△4,466	△4,701	△235
有価証券関係損益(△は益)		△2,280	△1,897	382
為替差損益(△は益)		19	12	△7
有形固定資産関係損益(△は益)		△633	△150	482
その他資産(除く投資活動関連、財務活動関連)の増減額(△は増加)		△12,785	2,528	15,314
その他負債(除く投資活動関連、財務活動関連)の増減額(△は減少)		2,054	△177	△2,231
その他		—	△0	△0
小計		△19,197	2,232	21,429
利息及び配当金の受取額		4,409	4,969	560
法人税等の支払額		△2,364	459	2,824
営業活動によるキャッシュ・フロー		△17,152	7,662	24,814
投資活動によるキャッシュ・フロー				
預貯金の純増減額(△は増加)		△8	349	357
有価証券の取得による支出		△22,215	△23,105	△889
有価証券の売却・償還による収入		28,584	35,007	6,422
貸付けによる支出		△125	△120	4
貸付金の回収による収入		145	155	9
資産運用活動計		6,381	12,285	5,903
営業活動及び資産運用活動計		△10,771	19,947	30,718
有形固定資産の取得による支出		△885	△943	△57
有形固定資産の売却による収入		886	204	△682
その他		—	△0	△0
投資活動によるキャッシュ・フロー		6,383	11,545	5,162
財務活動によるキャッシュ・フロー				
配当金の支払額		△9,901	△8,690	1,211
財務活動によるキャッシュ・フロー		△9,901	△8,690	1,211
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)		△20,671	10,517	31,189
現金及び現金同等物期首残高		56,436	35,765	△20,671
現金及び現金同等物期末残高		35,765	46,282	10,517

〈2019年度の注記事項〉

1. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、要求払預金および取得日から満期日または償還日までの期間が3カ月以内の定期預金等の短期投資から構成されています。

2. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

(2020年3月31日現在)

現金及び預貯金	49,049百万円
預入期間が3カ月を超える定期預金	△2,767百万円
現金及び現金同等物	46,282百万円

3. 投資活動によるキャッシュ・フローには、保険事業に係る資産運用業務から生じるキャッシュ・フローを含んでいます。

経理の状況

株主資本等変動計算書

2018年度(2018年4月1日から2019年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				株主資本 合計
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	利益 準備金	その他利益剰余金			
					特別 準備金	不動産 圧縮 積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	20,389	12,620	2,898	7,769	8,840	1,745	8,167	62,430
当期変動額								
特別準備金の取崩					△8,840		8,840	—
不動産圧縮積立金の取崩						△66	66	—
剰余金の配当							△9,901	△9,901
当期純利益							4,403	4,403
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	—	—	—	—	△8,840	△66	3,407	△5,498
当期末残高	20,389	12,620	2,898	7,769	—	1,678	11,575	56,932

(単位：百万円)

	評価・ 換算 差額等	純資産 合計
	その他 有価証券 評価 差額金	
当期首残高	38,589	101,020
当期変動額		
特別準備金の取崩		—
不動産圧縮積立金の取崩		—
剰余金の配当		△9,901
当期純利益		4,403
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△5,004	△5,004
当期変動額合計	△5,004	△10,503
当期末残高	33,585	90,517

2019年度(2019年4月1日から2020年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本						株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	利益 準備金	その他利益剰余金		
					不動産 圧縮 積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	20,389	12,620	2,898	7,769	1,678	11,575	56,932
当期変動額							
不動産圧縮積立金の取崩					△8	8	—
剰余金の配当						△8,690	△8,690
当期純利益						3,757	3,757
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	—	—	—	—	△8	△4,923	△4,932
当期末残高	20,389	12,620	2,898	7,769	1,670	6,651	51,999

(単位：百万円)

	評価・ 換算 差額等	純資産 合計
	その他 有価証券 評価 差額金	
当期首残高	33,585	90,517
当期変動額		
不動産圧縮積立金の取崩		—
剰余金の配当		△8,690
当期純利益		3,757
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△11,222	△11,222
当期変動額合計	△11,222	△16,154
当期末残高	22,362	74,362

経理の状況

〈2019年度の注記事項〉

1. 発行済株式の種類および総数ならびに自己株式の種類および株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(千株)	当事業年度 増加株式数(千株)	当事業年度 減少株式数(千株)	当事業年度末 株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	210,320	—	—	210,320
合計	210,320	—	—	210,320

(注)自己株式については、該当ありません。

2. 新株予約権および自己新株予約権に関する事項

該当ありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2019年5月16日 取締役会	普通株式	8,690百万円	41円32銭	2019年 3月31日	2019年 5月21日

(2) 基準日が2019年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が2020年度となるもの

該当ありません。

4. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しています。

貸借対照表(主要項目)の推移

(単位：百万円)

科目	年度	2017年度	2018年度	2019年度
(資産の部)				
現金及び預貯金		59,544	38,881	49,049
有価証券		285,985	275,440	248,914
貸付金		234	213	179
有形固定資産		29,029	28,914	29,041
無形固定資産		91	91	91
その他資産		26,104	38,371	35,585
前払年金費用		1,510	1,540	1,601
繰延税金資産		12,478	13,249	17,584
貸倒引当金		△107	△228	△289
資産の部合計		414,872	396,474	381,758
(負債の部)				
保険契約準備金		293,963	285,395	284,589
その他負債		15,696	15,400	16,764
退職給付引当金		2,339	3,110	3,782
賞与引当金		559	534	526
特別法上の準備金		1,292	1,516	1,732
価格変動準備金		(1,292)	(1,516)	(1,732)
負債の部合計		313,851	305,957	307,396
(純資産の部)				
資本金		20,389	20,389	20,389
資本剰余金		15,518	15,518	15,518
利益剰余金		26,522	21,023	16,091
株主資本合計		62,430	56,932	51,999
その他有価証券評価差額金		38,589	33,585	22,362
評価・換算差額等合計		38,589	33,585	22,362
純資産の部合計		101,020	90,517	74,362
負債及び純資産の部合計		414,872	396,474	381,758

経理の状況

損益計算書(主要項目)の推移

(単位：百万円)

科目	年度	2017年度 (2017年4月1日から 2018年3月31日まで)	2018年度 (2018年4月1日から 2019年3月31日まで)	2019年度 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)
経常収益		149,452	161,189	161,323
保険引受収益		145,945	156,023	154,945
正味収入保険料		141,820	143,798	148,850
収入積立保険料		1,866	1,746	1,489
積立保険料等運用益		1,790	1,778	1,641
支払備金戻入額		—	—	2,948
責任準備金戻入額		458	8,691	—
その他の保険引受収益		9	8	16
資産運用収益		3,418	5,074	6,273
利息及び配当金収入		4,526	4,466	4,701
有価証券売却益等		666	2,381	3,211
その他の運用収益		15	4	1
積立保険料等運用益振替		△1,790	△1,778	△1,641
その他経常収益		87	90	103
経常費用		141,877	156,119	155,537
保険引受費用		117,552	130,815	129,374
正味支払保険金		75,185	90,161	86,704
損害調査費		9,484	9,839	9,774
諸手数料及び集金費		24,041	25,068	26,339
満期返戻金		6,705	5,374	4,207
契約者配当金		36	24	14
支払備金繰入額		1,958	123	—
その他の保険引受費用		140	223	190
資産運用費用		393	764	2,272
有価証券売却損等		381	658	954
有価証券評価損		—	64	1,296
その他の運用費用		11	41	20
営業費及び一般管理費		23,841	24,345	23,683
その他経常費用		90	195	208
経常利益		7,574	5,069	5,785
特別利益		16	942	202
固定資産処分益		16	738	202
移転補償金		—	204	—
特別損失		286	388	268
固定資産処分損		8	105	51
減損損失		89	58	—
特別法上の準備金繰入額		188	224	216
価格変動準備金		(188)	(224)	(216)
税引前当期純利益		7,303	5,624	5,720
法人税及び住民税		2,742	573	2,175
法人税等調整額		△784	647	△212
法人税等合計		1,957	1,221	1,962
当期純利益		5,346	4,403	3,757

1株当たり配当等の推移

項目 \ 年度	2017年度	2018年度	2019年度
1株当たり配当額	47円08銭	41円32銭	—
1株当たり当期純利益金額	25円42銭	20円93銭	17円86銭
配当性向	185.21%	197.42%	—
1株当たり純資産額	480円31銭	430円37銭	353円56銭
従業員1人当たり総資産	183百万円	178百万円	172百万円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないので記載していません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

項目 \ 年度	2017年度	2018年度	2019年度
当期純利益(百万円)	5,346	4,403	3,757
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—	—
普通株式に係る当期純利益(百万円)	5,346	4,403	3,757
普通株式の期中平均株式(千株)	210,320	210,320	210,320

経理の状況

資産・負債の明細

現金及び預貯金

(単位：百万円)

区分 \ 年度	2017年度末	2018年度末	2019年度末
現金	4	1	—
預貯金	59,540	38,879	49,049
（郵便振替・郵便貯金）	(612)	(745)	(895)
（当座預金）	(107)	(3)	(11)
（普通預金）	(55,412)	(34,714)	(45,375)
（通知預金）	(300)	(300)	(—)
（定期預金）	(3,108)	(3,116)	(2,767)
合計	59,544	38,881	49,049

商品有価証券・同平均残高・同売買高

該当ありません。

保有有価証券の内訳と推移

(単位：百万円)

区分 \ 年度	2017年度末		2018年度末		2019年度末	
		構成比 %		構成比 %		構成比 %
国債	127,344	44.5	125,751	45.7	118,098	47.4
地方債	5,140	1.8	4,723	1.7	3,171	1.3
社債	76,139	26.6	59,065	21.4	46,632	18.7
株式	54,915	19.2	50,582	18.4	37,179	14.9
外国証券	19,078	6.7	35,318	12.8	43,831	17.6
その他の証券	3,366	1.2	—	—	—	—
合計	285,985	100.0	275,440	100.0	248,914	100.0

保有有価証券利回りの内訳と推移

区分 \ 年度		2017年度	2018年度	2019年度
インカム利回り	公社債	1.17%	1.25%	1.31%
	株式	3.27	3.77	3.81
	外国証券	4.59	2.86	3.33
	その他	10.08	17.48	—
	合計	1.69	1.79	1.93
実現利回り	公社債	1.21%	1.28%	1.39%
	株式	4.29	3.58	9.99
	外国証券	4.37	5.16	3.85
	その他	22.93	187.49	—
	合計	1.90	2.76	2.75
時価総合利回り	公社債	0.69%	1.24%	△0.27%
	株式	12.21	△6.03	△13.09
	外国証券	2.44	3.32	△4.89
	その他	15.92	△4.34	—
	合計	2.92	0.02	△3.27

(注) 1. 「インカム利回り」は、利息及び配当金収入を当該資産の平均運用額(取得原価ベース)で除した比率です。

2. 「実現利回り」は、P.78「資産運用利回り(実現利回り)」と同様の方法により算出したものです。

3. 「時価総合利回り」は、P.78「(参考)時価総合利回り」と同様の方法により算出したものです。

有価証券残存期間別残高

(単位:百万円)

区分 \ 残存期間		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定めのないものを含む)	合計
2018年度末	国債	4,000	17,100	16,000	17,700	17,900	35,300	108,000
	地方債	1,500	1,300	—	—	1,000	500	4,300
	社債	17,500	16,822	5,184	5,000	3,600	7,700	55,806
	株式	—	—	—	—	—	50,582	50,582
	外国証券	4,381	1,773	7,158	1,054	600	20,012	34,980
	その他の証券	—	—	—	—	—	—	—
	合計	27,381	36,996	28,342	23,754	23,100	114,095	253,670
2019年度末	国債	9,100	14,400	16,350	14,250	15,100	33,700	102,900
	地方債	1,200	100	—	—	1,000	500	2,800
	社債	16,121	5,000	3,584	8,600	3,900	6,700	43,905
	株式	—	—	—	—	—	37,179	37,179
	外国証券	1,012	1,088	6,475	1,100	—	33,427	43,103
	その他の証券	—	—	—	—	—	—	—
	合計	27,434	20,588	26,409	23,950	20,000	111,507	229,889

(注) 「元本額(額面金額)」を表示しています。

経理の状況

業種別保有株式

(単位:千株、百万円)

区分	2017年度末			2018年度末			2019年度末		
	株 数	金 額	構成比	株 数	金 額	構成比	株 数	金 額	構成比
陸運業	3,990	9,924	18.1%	3,622	11,609	23.0%	3,512	10,171	27.4%
金融保険業	12,966	9,636	17.5	12,867	8,274	16.4	9,720	4,834	13.0
食料品	2,507	5,380	9.8	2,496	5,670	11.2	2,480	4,086	11.0
建設業	5,646	4,954	9.0	4,076	3,611	7.1	4,050	3,200	8.6
商業	3,322	3,123	5.7	3,282	3,324	6.6	3,184	3,017	8.1
サービス業	555	2,351	4.3	555	2,674	5.3	408	2,382	6.4
機械	3,513	4,497	8.2	1,331	3,433	6.8	1,331	2,163	5.8
その他製品	1,157	5,024	9.1	1,157	3,820	7.6	791	1,862	5.0
化学	2,484	2,338	4.3	1,861	1,948	3.9	1,801	1,833	4.9
電気機器	1,752	2,108	3.8	1,752	1,741	3.4	1,590	1,120	3.0
その他	4,436	5,575	10.2	3,789	4,475	8.8	3,127	2,507	6.7
合計	42,334	54,915	100.0	36,792	50,582	100.0	31,997	37,179	100.0

(注) 1. 業種区分は証券取引所の業種分類に準じています。

2. 陸運業は空運業を、化学は医薬品を含んでいます。また、卸売業および小売業は商業として、銀行業、保険業およびその他金融業は金融保険業として記載しています。

貸付金の残存期間別残高

2018年度末

(単位:百万円)

区 分		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定めの ないものを含む)	合 計
国内企業向け	固定金利	—	—	—	—	—	—	—
	変動金利	—	—	—	—	—	—	—
	計	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他	固定金利	—	—	—	—	—	—	—
	変動金利	—	—	—	—	—	—	—
	計	—	—	—	—	—	—	—
合 計	固定金利	—	—	—	—	—	—	—
	変動金利	—	—	—	—	—	—	—
	計	—	—	—	—	—	—	—

(注) 約款貸付は、含みません。

2019年度末

(単位:百万円)

区 分		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定めの ないものを含む)	合 計
国内企業向け	固定金利	—	—	—	—	—	—	—
	変動金利	—	—	—	—	—	—	—
	計	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他	固定金利	—	—	—	—	—	—	—
	変動金利	—	—	—	—	—	—	—
	計	—	—	—	—	—	—	—
合 計	固定金利	—	—	—	—	—	—	—
	変動金利	—	—	—	—	—	—	—
	計	—	—	—	—	—	—	—

(注) 約款貸付は、含みません。

貸付金担保別内訳

(単位:百万円)

区分	年度	2017年度末		2018年度末		2019年度末	
			構成比		構成比		構成比
担保貸付		—	— %	—	— %	—	— %
保証貸付		—	—	—	—	—	—
信用貸付		—	—	—	—	—	—
その他		—	—	—	—	—	—
一般貸付計		—	—	—	—	—	—
約款貸付		234	100.0	213	100.0	179	100.0
合計		234	100.0	213	100.0	179	100.0
(うち劣後特約貸付)		(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)

貸付金使途別内訳

(単位:百万円)

区分	年度	2017年度末		2018年度末		2019年度末	
			構成比		構成比		構成比
設備資金		—	— %	—	— %	—	— %
運転資金		234	100.0	213	100.0	179	100.0
合計		234	100.0	213	100.0	179	100.0

貸付金の業種別内訳と推移

(単位:百万円)

区分	年度	2017年度末		2018年度末		2019年度末	
			構成比		構成比		構成比
農林・水産業		—	— %	—	— %	—	— %
鉱業・採石業・砂利採取業		—	—	—	—	—	—
建設業		—	—	—	—	—	—
製造業		—	—	—	—	—	—
卸売業・小売業		—	—	—	—	—	—
金融業・保険業		—	—	—	—	—	—
不動産業・物品賃貸業		—	—	—	—	—	—
情報通信業		—	—	—	—	—	—
運輸業・郵便業		—	—	—	—	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業		—	—	—	—	—	—
サービス業等		—	—	—	—	—	—
その他		—	—	—	—	—	—
(うち個人住宅・消費者ローン)		(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
計		—	—	—	—	—	—
公共団体		—	—	—	—	—	—
公社・公団		—	—	—	—	—	—
約款貸付		234	100.0	213	100.0	179	100.0
合計		234	100.0	213	100.0	179	100.0

(注) 業種別区分は、日本標準産業分類の大分類に準じています。

経理の状況

貸付金企業規模別内訳

(単位:百万円)

区分	年度	2017年度末		2018年度末		2019年度末	
			構成比		構成比		構成比
大企業		—	— %	—	— %	—	— %
中堅企業		—	—	—	—	—	—
中小企業		—	—	—	—	—	—
その他		—	—	—	—	—	—
一般貸付計		—	—	—	—	—	—

(注) 1. 大企業とは資本金10億円以上の企業をいいます。
 2. 中堅企業とは(注)1の「大企業」および(注)3の「中小企業」以外の企業をいいます。
 3. 中小企業とは資本金3億円以下の企業をいいます。(ただし、卸売業は資本金1億円以下、小売業、飲食業、サービス業は資本金5千万円以下の企業をいいます。)
 4. その他とは個人ローン等です。

貸付金地域別内訳

(単位:百万円)

区分	年度	2017年度末		2018年度末		2019年度末	
			構成比		構成比		構成比
国内	首都圏	—	— %	—	— %	—	— %
	その他の地域	—	—	—	—	—	—
	国内計	—	—	—	—	—	—
海外計		—	—	—	—	—	—
合計		—	—	—	—	—	—

(注) 1. 個人ローン・約款貸付等は含みません。
 2. 国内の区分は、当社取扱部店所在地による分類です。

有形固定資産及び有形固定資産合計の残高

(単位:百万円)

区分	年度	2017年度末	2018年度末	2019年度末
土地		18,727	18,607	18,596
営業用		17,821	17,731	17,729
賃貸用		905	876	866
建物		9,064	8,951	9,219
営業用		8,261	8,207	8,455
賃貸用		802	743	764
土地・建物合計		27,791	27,559	27,816
営業用		26,083	25,938	26,184
賃貸用		1,708	1,620	1,631
建設仮勘定		—	—	—
営業用		—	—	—
賃貸用		—	—	—
合計		27,791	27,559	27,816
営業用		26,083	25,938	26,184
賃貸用		1,708	1,620	1,631
リース資産		—	—	—
その他の有形固定資産		1,237	1,355	1,225
有形固定資産合計		29,029	28,914	29,041

支払承諾の残高内訳

該当ありません。

支払承諾見返の担保別内訳

該当ありません。

長期性資産

(単位:百万円)

区分 \ 年度	2017年度末	2018年度末	2019年度末
長期性資産	26,329	23,475	21,494

(注)長期性資産は、積立保険の払戻積立金・契約者配当準備金の合計額を表示しています。

住宅関連融資

(単位:百万円)

区分 \ 年度	2017年度末		2018年度末		2019年度末	
		構成比 %		構成比 %		構成比 %
個人向けローン	—	—	—	—	—	—
住宅金融会社貸付	—	—	—	—	—	—
地方住宅供給公社貸付	—	—	—	—	—	—
合計	(—)	—	(—)	—	(—)	—
総貸付残高	234		213		179	

(注)合計欄の()内は総貸付残高に対する比率です。

経理の状況

リスク管理債権

破綻先債権、延滞債権、3ヵ月以上延滞債権、貸付条件緩和債権はありません。

元本補填契約のある信託に係る貸出金の状況

該当ありません。

債務者区分に基づいて区分された債権

(単位：百万円)

区分 \ 年度	2017年度	2018年度	2019年度
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	—	—	—
危険債権	—	—	—
要管理債権	—	—	—
正常債権	238	217	182
合計	238	217	182

(注)上記の表は、貸付金・貸付有価証券およびそれらに準ずる未収利息・仮払金を基礎として区分しています。

- 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始または再生手続開始の申し立て等により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権であり、実質破綻先に対する債権および破綻先に対する債権です。
- 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受け取りができない可能性の高い債権であり、破綻懸念先に対する債権です。
- 要管理債権とは、要注意先に対する債権のうち3ヵ月以上延滞貸付金(元本または利息の支払いが、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸付金)および条件緩和貸付金(債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸付金)です。ただし前記1.2.に掲げる貸付金を除きます。
- 正常債権とは、債務者の財政状態および経営成績に特に問題がないものとして、前記1.2.3.およびこれらに準ずる債権以外のものに区分される債権であり、国、地方公共団体および被管理金融機関に対する債権、正常先に対する債権および要注意先に対する債権のうち要管理債権に該当する債権以外の債権です。

自己査定結果

2018年度

(単位：百万円)

区 分	Ⅰ分類資産	分 類 資 産				合 計
		Ⅱ分類	Ⅲ分類	Ⅳ分類	計	
貸付金	213	—	—	—	—	213
有価証券	275,253	187	—	—	187	275,440
有形固定資産	28,903	11	—	—	11	28,914
その他	91,811	98	224	0	323	92,134
合計	396,181	296	224	0	522	396,703

2019年度

(単位：百万円)

区 分	Ⅰ分類資産	分 類 資 産				合 計
		Ⅱ分類	Ⅲ分類	Ⅳ分類	計	
貸付金	179	—	—	—	—	179
有価証券	248,726	187	—	5	192	248,919
有形固定資産	29,041	—	—	—	—	29,041
その他	103,599	76	237	0	314	103,913
合計	381,546	263	237	6	507	382,054

(注) 1. その他とは、預貯金、保険料債権、預託金等です。

資産査定における分類区分。

Ⅳ分類…査定基準日において、「回収不可能または無価値と判定される資産」を指します。

Ⅲ分類…査定基準日において、「最終の回収または価値について重大な懸念が存し、したがって損失の発生の可能性が高いが、その損失額について合理的な推計が困難な資産」を指します。

Ⅱ分類…査定基準日において、「債権確保上の諸条件が満足に充たされないため、あるいは、信用上疑義が存するなどの理由により、その回収について通常の度合を超える危険を含むと認められる債権等の資産」を指します。

Ⅰ分類…査定基準日において、「Ⅱ分類、Ⅲ分類及びⅣ分類としない資産」で、回収の危険性または価値の毀損の可能性について問題のない資産」を指します。

なお、上記の金額は自己査定による償却前であり、合計は貸借対照表計上額よりも大きくなっています。

経理の状況

支払備金

(単位：百万円)

種目 \ 年度	2017年度末	2018年度末	2019年度末
火災	5,559	5,068	5,035
海上	6	3	2
傷害	3,069	2,419	2,086
自動車	30,204	30,956	28,718
自動車損害賠償責任	5,336	4,825	4,374
その他	4,697	5,724	5,831
(うち賠償責任)	(2,071)	(2,443)	(2,560)
合計	48,873	48,996	46,048

期首時点支払備金(見積り額)の当期末状況(ラン・オフ・リザルト)

(単位：百万円)

会 計 年 度	期 首 支 払 備 金	前期以前発生事故に係る 当期支払保険金	前期以前発生事故に係る 当期末支払備金	当期把握 見積り差額
2015年度	42,737	22,921	19,526	289
2016年度	41,519	21,356	19,281	881
2017年度	41,675	21,946	19,158	571
2018年度	43,843	25,131	20,145	△ 1,433
2019年度	53,494	30,208	21,045	2,240

(注)1. 国内元受契約に係る出再控除前の金額です。

2. 地震保険および自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しています。

3. 当期把握見積り差額=期首支払備金-(前期以前発生事故に係る当期支払保険金+前期以前発生事故に係る当期末支払備金)

事故発生からの期間経過に伴う最終損害見積り額の推移表

自動車保険

(単位:百万円)

事故発生年度		2015年度			2016年度			2017年度			2018年度			2019年度		
		金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動
累計 保険金 + 支払 備金	事故発生年度末	41,918			42,663			42,490			44,585			42,603		
	1年後	41,238	0.984	△680	41,215	0.966	△1,448	42,097	0.991	△393	44,152	0.990	△433			
	2年後	40,861	0.991	△377	41,510	1.007	295	41,866	0.995	△231						
	3年後	40,810	0.999	△51	41,157	0.991	△353									
	4年後	40,723	0.998	△87												
最終損害見積り額		40,723			41,157			41,866			44,152			42,603		
累計保険金		39,716			39,280			38,085			37,401			28,949		
支払備金		1,007			1,877			3,781			6,751			13,654		

傷害保険

(単位:百万円)

事故発生年度		2015年度			2016年度			2017年度			2018年度			2019年度		
		金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動
累計 保険金 + 支払 備金	事故発生年度末	4,134			3,640			3,461			2,841			2,747		
	1年後	4,055	0.981	△79	3,658	1.005	18	3,385	0.978	△76	3,075	1.082	234			
	2年後	4,057	1.000	2	3,619	0.989	△39	3,374	0.997	△11						
	3年後	4,055	1.000	△2	3,574	0.988	△45									
	4年後	4,029	0.994	△26												
最終損害見積り額		4,029			3,574			3,374			3,075			2,747		
累計保険金		3,944			3,491			3,253			2,798			1,384		
支払備金		85			83			121			277			1,363		

賠償責任保険

(単位:百万円)

事故発生年度		2015年度			2016年度			2017年度			2018年度			2019年度		
		金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動
累計 保険金 + 支払 備金	事故発生年度末	2,273			2,629			3,062			3,693			3,699		
	1年後	2,194	0.965	△79	2,769	1.053	140	3,065	1.001	3	3,828	1.037	135			
	2年後	2,221	1.012	27	2,851	1.030	82	3,066	1.000	1						
	3年後	2,268	1.021	47	2,859	1.003	8									
	4年後	2,239	0.987	△29												
最終損害見積り額		2,239			2,859			3,066			3,828			3,699		
累計保険金		2,159			2,785			2,922			3,334			2,007		
支払備金		80			74			144			494			1,692		

(注) 1. 国内元受契約に係る出再控除前の金額です。

2. 「比率」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度1年間で変動した倍率を記載しています。

3. 「変動」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度1年間で変動した額を記載しています。

経理の状況

責任準備金

(単位:百万円)

種目	年度	2017年度末	2018年度末	2019年度末
火災		96,948	89,513	90,420
海上		2,438	2,436	0
傷害		33,437	31,054	29,176
自動車		50,191	50,926	55,409
自動車損害賠償責任		35,782	35,402	36,457
その他		26,291	27,064	27,077
(うち賠償責任)		(7,025)	(7,445)	(8,018)
合計		245,090	236,398	238,541

責任準備金積立水準

区分	年度	2018年度末	2019年度末
積立方式	標準責任準備金対象契約	標準責任準備金	標準責任準備金
	標準責任準備金対象外契約	平準純保険料式又は全期チルメル式	平準純保険料式又は全期チルメル式
積立率		100.0%	100.0%

- (注) 1. 積立方式および積立率は、保険業法第3条第5項第1号に掲げる保険に係る保険契約および保険業法第3条第5項第1号に掲げる保険を主たる保険としている保険契約を除いています。
2. 保険料積立金および積立保険に係る払戻積立金以外について積立方式という概念がないため、積立方式は保険料積立金および積立保険に係る払戻積立金について記載しています。
3. 積立率=(実際に積み立てている普通責任準備金+払戻積立金)÷(下記(1)～(3)の合計額)
- (1) 標準責任準備金対象契約に係る、平成8年大蔵省告示第48号に定める方式により計算した保険料積立金および払戻積立金(保険業法施行規則第68条第2項に定める保険契約に限る)
- (2) 標準責任準備金対象外契約に係る、平準純保険料式により計算した2001年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る保険料積立金、保険業法施行規則第68条第2項に定める保険契約以外の保険契約で2001年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る払戻積立金ならびに2001年7月1日前に保険期間が開始する保険契約に係る普通責任準備金および払戻積立金
- (3) 2001年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る未経過保険料

責任準備金の残高内訳

(単位:百万円)

区分	普通責任準備金	異常危険準備金	危険準備金	払戻積立金	契約者配当準備金	合計
2018年度末	火災	76,508	13,005	—	—	89,513
	海上	0	2,436	—	—	2,436
	傷害	2,647	6,478	—	130	31,054
	自動車	25,496	25,429	—	—	50,926
	自動車損害賠償責任	35,402	—	—	—	35,402
	その他	12,685	12,787	—	15	27,064
	(うち賠償責任)	(2,157)	(5,288)	(—)	(—)	(7,445)
	合計	152,740	60,137	—	23,374	236,398
2019年度末	火災	80,128	10,292	—	—	90,420
	海上	0	0	—	—	0
	傷害	2,474	6,685	—	118	29,176
	自動車	27,217	28,191	—	—	55,409
	自動車損害賠償責任	36,457	—	—	—	36,457
	その他	13,589	11,964	—	15	27,077
	(うち賠償責任)	(2,573)	(5,445)	(—)	(—)	(8,018)
	合計	159,867	57,133	—	21,407	238,541

(注) 地震保険と自動車損害賠償責任保険の責任準備金については、普通責任準備金として記載しています。

引当金明細表

2018年度

(単位：百万円)

区 分		2017年度末 残高	2018年度 増加額	2018年度減少額		2018年度末 残高	摘要
				目的使用	その他		
貸倒引当金	一般貸倒引当金	2	3	—	2※	3	※洗替による取崩額
	個別貸倒引当金	105	120	—	0※	225	※回収等による取崩額
	計	107	124	—	3	228	
賞与引当金		559	534	559	—	534	
価格変動準備金		1,292	224	—	—	1,516	

2019年度

(単位：百万円)

区 分		2018年度末 残高	2019年度 増加額	2019年度減少額		2019年度末 残高	摘要
				目的使用	その他		
貸倒引当金	一般貸倒引当金	3	51	—	3※	51	※洗替による取崩額
	個別貸倒引当金	225	49	14	21※	238	※回収等による取崩額
	計	228	100	14	24	289	
賞与引当金		534	526	534	—	526	
価格変動準備金		1,516	216	—	—	1,732	

(注)退職給付引当金に関する事項はP.85に記載しています。

貸付金償却の額

該当ありません。

資本金等明細表

純資産の変動については、P.90、91「株主資本等変動計算書」をご参照ください。

特別勘定資産・同残高・同運用収支

該当ありません。

経理の状況

損益の明細

有価証券売却損益および評価損明細表

(単位：百万円)

区分 \ 年度	2017年度			2018年度			2019年度		
	売却益	売却損	評価損	売却益	売却損	評価損	売却益	売却損	評価損
国債等	92	0	—	1,166	14	—	143	0	—
株式	371	96	—	15	0	64	2,833	2	1,296
外国証券	0	—	—	202	—	—	143	14	—
合計	464	97	—	1,385	15	64	3,120	16	1,296

(注)国債等には、国内公社債およびその他の証券を含みます。

固定資産処分損益明細表

(単位：百万円)

区分 \ 年度	2017年度		2018年度		2019年度	
	処分益	処分損	処分益	処分損	処分益	処分損
土地・建物	13	0	735	93	201	41
その他の有形固定資産	2	8	2	11	1	10
小計	16	8	738	105	202	51
無形固定資産	—	—	—	—	—	—
合計	16	8	738	105	202	51

事業費(含む損害調査費)

(単位：百万円)

区分 \ 年度	2017年度	2018年度	2019年度
人件費	18,589	18,921	18,676
物件費	13,419	13,901	13,369
税金	1,316	1,361	1,411
拠出金	0	0	0
負担金	—	—	—
諸手数料及び集金費	24,041	25,068	26,339
合計	57,366	59,253	59,797

(注)1.金額は、損益計算書における損害調査費、営業費及び一般管理費ならびに諸手数料及び集金費の合計額です。

2.拠出金は、火災予防拠出金および交通事故予防拠出金です。

3.負担金は、保険業法第265条の33の規定に基づく保険契約者保護機構負担金です。

減価償却費及び賃貸用不動産等減価償却明細表

2018年度

(単位：百万円)

資産の種類	取得原価	2018年度償却額	償却累計額	2018年度末残高	償却累計率
建物	27,669	369	18,718	8,951	67.65%
営業用	25,087	338	16,880	8,207	67.29%
賃貸用	2,582	30	1,838	743	71.19%
リース資産	—	—	—	—	—%
その他の有形固定資産	5,396	319	4,040	1,355	74.88%
合 計	33,065	688	22,759	10,306	

2019年度

(単位：百万円)

資産の種類	取得原価	2019年度償却額	償却累計額	2019年度末残高	償却累計率
建物	28,107	395	18,887	9,219	67.20%
営業用	25,488	361	17,033	8,455	66.83%
賃貸用	2,618	33	1,853	764	70.80%
リース資産	—	—	—	—	—%
その他の有形固定資産	5,145	367	3,920	1,225	76.19%
合 計	33,252	763	22,807	10,444	

(注)1.取得原価は、減損評価損控除後としています。

2.社宅用・厚生用の建物は、営業用を含めて表示しています。

3.賃貸割合に応じて営業用・賃貸用に区分し表示しています。

売買目的有価証券運用損益明細表

該当ありません。

リース取引

(通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引)

該当ありません。

(オペレーティング・リース取引)

該当ありません。

損害率感応度

損害率の上昇に対する経常利益又は経常損失の変動

損害率の上昇シナリオ	地震保険と自動車損害賠償責任保険を除く、すべての保険種目について、均等に発生損害率が1%上昇すると仮定します。
計 算 方 法	● 増加する発生損害額＝既経過保険料×1% ● 増加する発生損害額のうち、正味支払保険金、支払備金積増額の内訳については、当年度発生事故におけるそれぞれの割合により按分しています。 ● 増加する異常危険準備金取崩額＝正味支払保険金の増加を考慮した取崩額－決算時取崩額 ● 経常利益の減少額＝増加する発生損害額－増加する異常危険準備金取崩額
経 常 利 益 の 減 少 額	2019年度： 748百万円 (注)異常危険準備金残高の取崩額 529百万円 2018年度： 871百万円 (注)異常危険準備金残高の取崩額 386百万円

経理の状況

金融商品関係

金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含まれていません((注)2をご参照ください)。

2018年度

(単位：百万円)

	2018年度末		
	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1)現金及び預貯金	38,881	38,881	—
(2)有価証券			
満期保有目的の債券	1,211	1,514	303
その他有価証券	270,798	270,798	—
資産計	310,890	311,193	303
(3)デリバティブ取引(*)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	—	—	—
ヘッジ会計が適用されているもの	△92	△92	—
デリバティブ取引計	△92	△92	—

(*) その他資産およびその他負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しています。

2019年度

(単位：百万円)

	2019年度末		
	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1)現金及び預貯金	49,049	49,049	—
(2)有価証券			
満期保有目的の債券	1,210	1,532	321
その他有価証券	244,760	244,760	—
資産計	295,020	295,342	321
(3)デリバティブ取引(*)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	—	—	—
ヘッジ会計が適用されているもの	3	3	—
デリバティブ取引計	3	3	—

(*) その他資産およびその他負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しています。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

(1) 現金及び預貯金

預金は短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していると考えられることから、当該帳簿価額としています。

(2) 有価証券

有価証券のうち、株式は取引所の価格によっており、債券は店頭取引による価格または取引金融機関から提示された価格等としています。また、投資信託については、公表されている基準価格等としています。

(3) デリバティブ取引

P.114、P.115「デリバティブ取引関係」をご参照ください。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は、次のとおりです。

(単位：百万円)

	2018年度 [2019年3月31日現在]	2019年度 [2020年3月31日現在]
非上場株式および組合出資金等	3,431	2,943
約款貸付	213	179
合計	3,645	3,122

非上場株式および非上場株式中心に資産が構成されている組合出資金等は、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もることができないことから、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象とはしていません。

なお、貸付金は全額約款貸付です。約款貸付は保険契約に基づいた融資制度で、解約返戻金の範囲内で返済期限を定めずに実行しており、将来キャッシュ・フローを見積もることができないことから、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価の開示対象とはしていません。

経理の状況

有価証券関係

2018年度

①売買目的有価証券

該当ありません。

②満期保有目的の債券

(単位：百万円)

種 類		2018年度末		
		貸借対照表 計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	公 社 債	1,211	1,514	303
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	公 社 債	—	—	—
合 計		1,211	1,514	303

③子会社株式及び関連会社株式

子会社株式(貸借対照表計上額 子会社株式43百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものです。

④その他有価証券

(単位：百万円)

種 類		2018年度末		
		取得原価	貸借対照表 計上額	差 額
貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えるもの	公 社 債	149,371	168,603	19,231
	株 式	21,449	46,126	24,676
	外国証券	32,643	34,602	1,958
	そ の 他	—	—	—
	小 計	203,465	249,331	45,866
貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えないもの	公 社 債	19,733	19,725	△7
	株 式	2,093	1,741	△352
	外国証券	—	—	—
	そ の 他	—	—	—
	小 計	21,826	21,466	△359
合 計		225,291	270,798	45,506

(注)1.時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券は上表に含めていません。

2.過年度の貸借対照表において、現金及び預貯金として処理されていた譲渡性預金、CP等をその他に含めておりましたが、2018年度は該当ありません。

⑤売却したその他有価証券

(単位：百万円)

種 類	2018年度		
	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
公 社 債	7,382	68	14
株 式	31	15	0
外 国 証 券	2,246	202	—
そ の 他	2,051	1,098	—
合 計	11,711	1,385	15

⑥保有目的の変更

該当ありません。

⑦減損処理を行った有価証券

その他有価証券について64百万円の減損処理を行っています。

2019年度

①売買目的有価証券

該当ありません。

②満期保有目的の債券

(単位：百万円)

種 類		2019年度末		
		貸借対照表 計 上 額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	公 社 債	1,210	1,532	321
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	公 社 債	—	—	—
合 計		1,210	1,532	321

③子会社株式及び関連会社株式

子会社株式(貸借対照表計上額 子会社株式43百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものです。

④その他有価証券

(単位：百万円)

種 類		2019年度末		
		取得原価	貸借対照表 計 上 額	差 額
貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えるもの	公 社 債	127,655	144,148	16,492
	株 式	11,574	27,811	16,237
	外国証券	9,169	11,060	1,891
	そ の 他	—	—	—
	小 計	148,399	183,021	34,621
貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えないもの	公 社 債	22,609	22,543	△66
	株 式	7,498	6,675	△823
	外国証券	36,517	32,520	△3,996
	そ の 他	—	—	—
	小 計	66,625	61,739	△4,886
合 計		215,025	244,760	29,735

(注)1.時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券は上表に含めていません。

2.過年度の貸借対照表において、現金及び預貯金として処理されていた譲渡性預金、CP等をその他に含めておりましたが、2019年度は該当ありません。

⑤売却したその他有価証券

(単位：百万円)

種 類		2019年度		
		売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
公 社 債		2,255	143	0
株 式		6,032	2,833	2
外 国 証 券		1,524	143	14
そ の 他		—	—	—
合 計		9,812	3,120	16

⑥保有目的の変更

該当ありません。

⑦減損処理を行った有価証券

その他有価証券について1,296百万円の減損処理を行っています。

経理の状況

金銭の信託関係

該当ありません。

デリバティブ取引関係

2018年度

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当ありません。

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

a. 通貨関連

(単位：百万円)

ヘッジ会計 の 方 法	取引の種類	主なヘッジ対象	2018年度末		
			契 約 額 等		時 価
				うち1年超	
時価ヘッジ	為替予約取引 売 建 米 ド ル ユ ー ロ	その他有価証券	28,728	—	△104
			1,055	—	11
			合 計	—	△92

(注) 時価の算定方法
為替予約取引…先物為替相場によっています。

b. 金利関連

該当ありません。

c. 株式関連

該当ありません。

d. 債券関連

該当ありません。

e. その他

該当ありません。

2019年度

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当ありません。

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

a. 通貨関連

(単位：百万円)

ヘッジ会計 の 方 法	取引の種類	主なヘッジ対象	2019年度末		
			契 約 額 等		時 価
				うち1年超	
時価ヘッジ	為 替 予 約 取 引 売 建 米 ド ル ユ ー ロ	その他有価証券			
			38,326	—	△53
			7,744	—	57
合 計			46,071	—	3

(注) 時価の算定方法

為替予約取引…先物為替相場によっています。

b. 金利関連

該当ありません。

c. 株式関連

該当ありません。

d. 債券関連

該当ありません。

e. その他

該当ありません。

コーポレート データ

沿革	118
株式の状況	119
会社の組織	121
役員の状況	122
従業員の状況	125
健康経営の取り組み	126
企業集団の状況	127
設備の状況	128

沿革

日新火災のあゆみ

年 月	事 項
1908年(明治41年) 6月	帝国帆船海上保険株式会社として東京に設立
1910年(明治43年) 8月	社名を東洋海上保険株式会社と改称
1925年(大正14年) 10月	社名を東洋海上火災保険株式会社と改称
1942年(昭和17年) 4月	東明火災海上保険株式会社を合併
1943年(昭和18年) 7月	豊国火災保険株式会社と福寿火災保険株式会社の両社と合併し、現在の日新火災海上保険株式会社と改称
1949年(昭和24年) 5月	東京証券取引所に株式を上場
1957年(昭和32年) 7月	日新実業株式会社(現 日新火災インシュアランスサービス株式会社)を設立
1970年(昭和45年) 4月	株式会社日新査定センター(後の日新火災損害調査株式会社)を設立
1978年(昭和53年) 7月	TALKクラブ(当社専業代理店ならびに代理店会による連合組織)発足
1983年(昭和58年) 2月	トークビルサービス株式会社(現 日新火災総合サービス株式会社)を設立
1988年(昭和63年) 11月	日新情報システム開発株式会社を設立
1991年(平成 3年) 4月	日新総合サービス株式会社(現 日新火災総合サービス株式会社)を設立
1992年(平成 4年) 2月	東京本社・浦和本社(現 さいたま本社)の2本社体制スタート
1999年(平成11年) 12月	東京本社を千代田区神田駿河台に移転
2000年(平成12年) 4月	ユニバーサルリスクソリューション株式会社を設立
2003年(平成15年) 3月	東京海上火災保険株式会社(現 東京海上日動火災保険株式会社)と業務提携・資本提携
2006年(平成18年) 9月	株式会社ミレアホールディングス(現 東京海上ホールディングス株式会社)との経営統合による完全子会社化(株式上場廃止)
2007年(平成19年) 6月	日新総合サービス株式会社とトークビルサービス株式会社が合併し、日新火災総合サービス株式会社と改称
2011年(平成23年) 4月	日新火災損害調査株式会社を吸収合併

株式の状況

株主及び株式の状況

2020年3月31日現在、当社の発行可能株式総数は389,957千株、発行済株式総数は210,320千株です。なお、当社は、株式交換により2006年9月30日付で東京海上ホールディングス株式会社の完全子会社となっています。

基本事項

決算期日	毎年3月31日
定時株主総会	毎年4月1日から4ヵ月以内に開催
期末配当の基準日	毎年3月31日
公告掲載方法	電子公告の方法により行います。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告をすることができない場合は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載します。 (注)公告を掲載する当社ホームページ https://www.nisshinfire.co.jp/
1単元の株式数	1,000株
株主名簿管理人	なし
上場証券取引所	なし

臨時株主総会

2020年4月1日付の臨時株主総会の決議事項は以下のとおりです。

決議事項	取締役7名選任の件 本件は、原案どおり承認可決されました。
------	----------------------------------

第113期定時株主総会

第113期定時株主総会の報告事項および決議事項は以下のとおりです。(決議日: 2020年6月25日)

報告事項	2019年度(2019年4月1日から2020年3月31日まで)事業報告、計算書類ならびに会計監査人および監査役会の計算書類監査結果報告の件 上記について報告しました。
決議事項	監査役2名選任の件 本件は、原案どおり承認可決されました。

株式の状況

大株主

(2020年3月31日現在)

氏名または名称	所 在 地	所有株式数	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合
東京海上ホールディングス株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号	210,320 ^{千株}	100.0 [%]
合 計		210,320	100.0

(注)1,000株未満は切り捨てて表示しています。

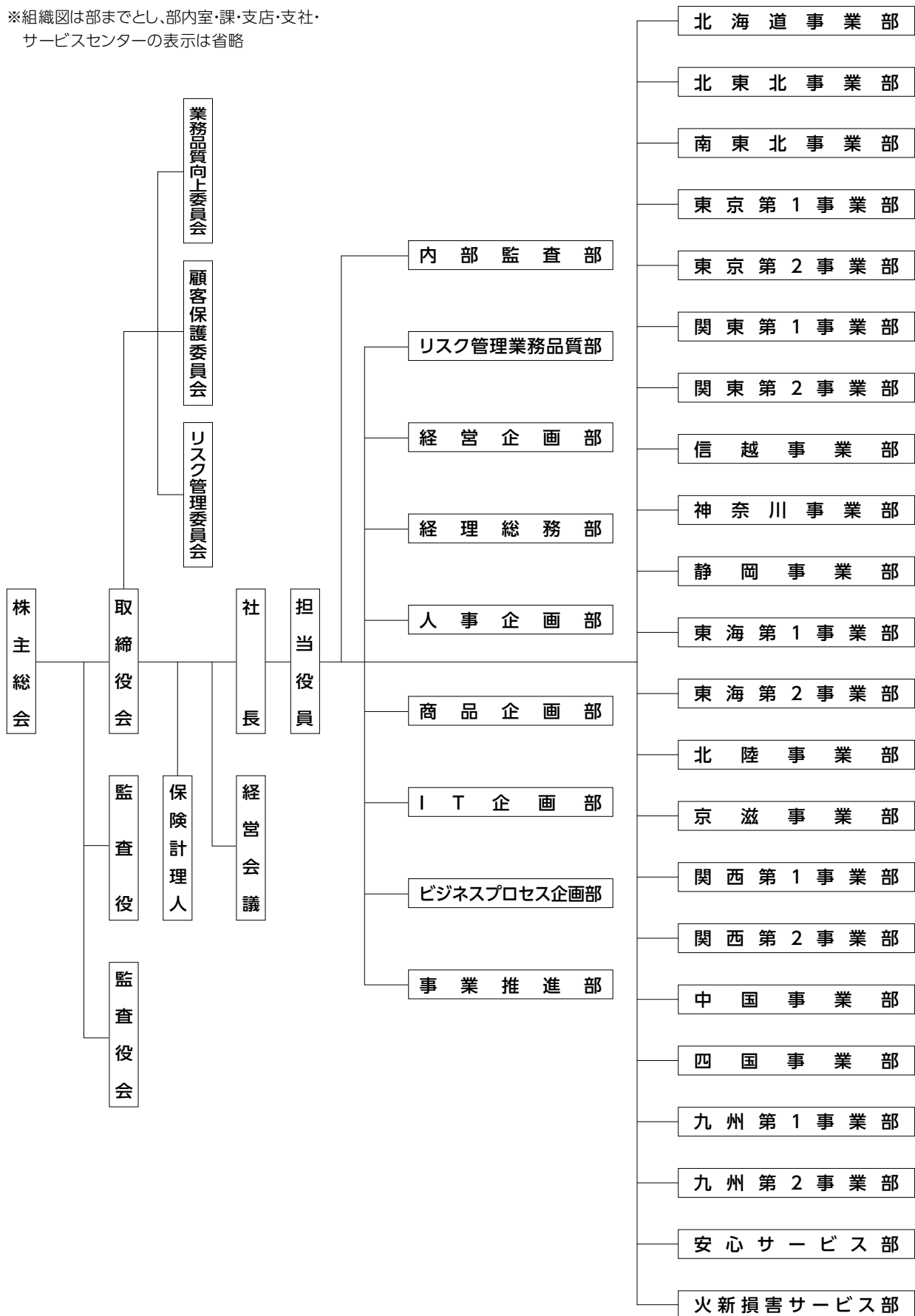
発行済株式総数及び資本金の額の推移

年 月 日	発行済株式総数		資本金の額		摘 要
	増 減 数	残 高	増 減 数	残 高	
2001年3月31日	△1,942 ^{千株}	194,805 ^{千株}	— ^{千円}	15,634,652 ^{千円}	利益による株式の消却 (2000年4月1日～2001年3月31日)
2002年3月31日	△5,648	189,157	—	15,634,652	利益による株式の消却 (2001年4月1日～2002年3月31日)
2005年3月31日	2	189,159	499	15,635,152	転換社債の株式への転換 (2004年4月1日～2005年3月31日)
2006年3月31日	23,537	212,696	4,754,488	20,389,640	転換社債の株式への転換 (2005年4月1日～2006年3月31日)
2007年3月31日	△2,376	210,320	—	20,389,640	自己株式の消却 (2006年4月1日～2007年3月31日)
2020年3月31日	—	210,320	—	20,389,640	

会社の組織

組織図(2020年7月1日現在)

※組織図は部までとし、部内室・課・支店・支社・サービスセンターの表示は省略



役員の状況

取締役

(2020年7月1日現在)

役 名	氏 名 (生年月日)	略 歴
取締役社長 (代表取締役)	おり やま しん 織 山 晋 (1966年1月29日生)	1990年 4月 当社入社 以後 経営企画部長を経て、 2017年 4月 執行役員経営企画部長 2018年 4月 取締役執行役員 2019年 4月 取締役常務執行役員 2020年 4月 取締役社長(代表取締役)(現職)
取締役	い が ら し い つ ろう 五十嵐逸郎 (1961年7月4日生)	1984年 4月 東京海上火災保険株式会社入社 2008年 7月 東京海上日動火災保険株式会社個人商品業務部長 2013年 6月 同社個人商品業務部長 2015年 4月 同社理事個人商品業務部長 2016年 4月 同社執行役員個人商品業務部長 2017年 4月 同社執行役員IT企画部長 2018年 4月 同社常務執行役員 東京海上ホールディングス株式会社常務執行役員 2019年 4月 当社取締役専務執行役員(現職)
取締役 (代表取締役)	さか ちと あらた 坂 本 新 (1962年3月3日生)	1985年 4月 当社入社 以後 経理部長を経て、 2016年 4月 取締役執行役員経理部長 2017年 4月 取締役執行役員人事総務部長 2018年 4月 取締役常務執行役員 2019年 4月 取締役(代表取締役)常務執行役員(現職)
取締役	もり ひろ ひこ 森 博彦 (1963年9月25日生)	1986年 4月 当社入社 以後 西日本損害サービス業務部長を経て、 2015年 4月 執行役員商品サービス部長 2017年 4月 執行役員 2018年 4月 執行役員経営企画部長 2019年 4月 取締役常務執行役員(現職)
取締役	よこ やま なお ゆき 横 山 尚之 (1965年5月28日生)	1989年 4月 当社入社 以後 東海第1事業部長を経て、 2019年 4月 執行役員事業推進部長 2020年 4月 取締役執行役員事業推進部長(現職)
取締役	いわ ちと こう じ 岩 本 光 司 (1968年2月15日生)	1991年 4月 東京海上火災保険株式会社入社 2017年 4月 東京海上日動ベターライフサービス株式会社参与(部長待遇) 2018年 4月 東京海上ホールディングス株式会社事業戦略部部長(現職) 2019年 4月 東京海上日動火災保険株式会社経営企画部部長(現職) 2020年 4月 当社取締役(現職)
取締役 (社外取締役)	うるし し ほ こ 漆 紫穂子 (1961年4月4日生)	1986年 4月 都内私立女子一貫校勤務 1989年 4月 学校法人品川女子学院勤務 2006年 4月 学校法人品川女子学院校長 2014年 9月 教育再生実行会議委員(内閣府)(現職) 2016年 2月 キュービー株式会社社外取締役(現職) 2017年 4月 学校法人品川女子学院理事長(現職) 学校法人品川女子学院中等部校長 2018年 4月 カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社社外取締役(現職) 2019年 6月 当社取締役(現職)

監査役

(2020年7月1日現在)

役 名	氏 名 (生年月日)	略 歴
監査役 (常勤)	岡 本 隆 裕 (1962年7月4日生)	1985年 4月 当社入社 以後 経営企画部長を経て、 2013年 6月 執行役員経営企画部長 2015年 4月 執行役員人事総務部長 2016年 4月 取締役常務執行役員人事総務部長 2017年 4月 取締役常務執行役員 2018年 4月 取締役(代表取締役) 常務執行役員 2019年 4月 常務執行役員 2020年 6月 監査役(常勤)(現職)
監査役 (常勤)	伊 藤 武 志 (1959年4月16日生)	1982年 4月 当社入社 以後 業務品質部推進役を経て、 2017年 6月 監査役(常勤)(現職)
監査役 (社外監査役)	坂 本 佳 観 (1953年9月5日生)	1977年 4月 株式会社静岡銀行入行 2003年 6月 同社コンプライアンス・リスク統括部長 2005年 6月 同社理事浜松中央支店長 2007年 4月 同社執行役員浜松営業部長 2010年 4月 同社常務執行役員西部カンパニー長 2013年 6月 静岡保険総合サービス株式会社代表取締役副社長 2014年 4月 同社代表取締役社長 2017年 6月 当社監査役(現職)
監査役 (社外監査役)	大 場 肇 (1960年1月1日生)	1982年 4月 東京海上火災保険株式会社入社 2012年 6月 東京海上日動火災保険株式会社理事人事企画部長 東京海上ホールディングス株式会社人事部長 2014年 4月 東京海上日動火災保険株式会社執行役員人事企画部長 東京海上ホールディングス株式会社執行役員人事部長 2015年 4月 東京海上日動火災保険株式会社常務取締役 東京海上ホールディングス株式会社常務執行役員 2018年 4月 東京海上日動火災保険株式会社専務取締役 2019年 4月 同社取締役副社長 2020年 4月 同社顧問 同年 6月 同社監査役(常勤)(現職) 当社監査役(常勤)(現職)

役員の状況

執行役員

(2020年7月1日現在)

役 名	氏 名 (生年月日)	略 歴	担 当
社長	織山 晋 おり やま しん	「取締役」の欄をご参照ください。	
専務執行役員	五十嵐逸郎 い が ら し い つ ろう	「取締役」の欄をご参照ください。	内部監査部、商品企画部、経理総務部、関東第2事業部
常務執行役員	坂本 新 さか もと あらた	「取締役」の欄をご参照ください。	リスク管理業務品質部、ビジネスプロセス企画部、信越事業部、神奈川事業部、(内部監査部)
常務執行役員	山本 育生 (1962年2月25日生) やま もと いく お	1987年 5月 当社入社 以後 関東第2事業部長を経て、 2016年 4月 執行役員北海道事業部長 2017年 4月 執行役員IT企画部長 2018年 4月 常務執行役員IT企画部長 2019年 4月 常務執行役員 2020年 4月 常務執行役員人事企画部長(現職)	人事企画部、IT企画部、北陸事業部
常務執行役員	森 博彦 もり ひろ ひこ	「取締役」の欄をご参照ください。	経営企画部、安心サービス部、火新損害サービス部、(事業推進部)
常務執行役員	真原 樹彦 (1961年6月19日生) ま はら きみ ひこ	1984年 4月 当社入社 以後 北海道事業部長を経て、 2016年 4月 執行役員静岡事業部長 2018年 4月 執行役員 2019年 4月 常務執行役員(現職)	北海道事業部、北東北事業部、南東北事業部、東海第1事業部、東海第2事業部
執行役員	大田 紀之 (1961年5月9日生) おお た のり ひさ	1986年 4月 当社入社 以後 南東北事業部長を経て、 2015年 4月 執行役員営業企画部長 2018年 4月 執行役員事業推進部長 2019年 4月 執行役員(現職)	
執行役員	権平 憲昭 (1962年6月13日生) ごん たいら のり おき	1986年 4月 当社入社 以後 東京事業部長を経て、 2015年 4月 執行役員東京事業部長 2016年 4月 執行役員 2017年 4月 執行役員事業推進本部副本部長 2018年 4月 執行役員(現職)	
執行役員	松岡 正人 (1965年4月13日生) まつ おか まさ と	1990年 4月 東京海上火災保険株式会社入社 2014年 4月 当社商品開発部担当部長 2017年 4月 当社執行役員商品企画部長 2019年 4月 当社執行役員経営企画部長(現職)	
執行役員	久保田かおり (1962年8月5日生) く ぼ た かおり	1981年 4月 当社入社 以後 安心サービス部長を経て、 2018年 4月 執行役員安心サービス部長(現職)	
執行役員	板東 和彦 (1962年5月21日生) ばん どう かず ひこ	1987年 4月 当社入社 以後 九州第1事業部長を経て、 2018年 4月 執行役員東京第2事業部長 2019年 4月 執行役員(現職)	東京第1事業部、東京第2事業部、関東第1事業部、静岡事業部
執行役員	天野 正和 (1963年4月24日生) あま の まさ かず	1987年 4月 当社入社 以後 中国事業部長を経て、 2018年 4月 執行役員人事企画部長 2020年 4月 執行役員(現職)	京滋事業部、関西第1事業部、関西第2事業部、中国事業部、四国事業部
執行役員	横山 尚之 よこ やま なお ひさ	「取締役」の欄をご参照ください。	事業推進部
執行役員	松尾 靖 (1964年9月2日生) まつ お せい	1988年 4月 当社入社 以後 九州第1事業部長を経て、 2020年 4月 執行役員九州第1事業部長(現職)	九州第1事業部、九州第2事業部
執行役員	郡司源太郎 (1965年9月26日生) ぐん し げん た ろう	1989年 4月 当社入社 以後 ビジネスプロセス企画部長を経て、 2020年 4月 執行役員ビジネスプロセス企画部長(現職)	
執行役員	森澤 泰治 (1961年7月7日生) もり さわ たい じ	1984年 4月 東京海上火災保険株式会社入社 2016年 4月 東京海上日動火災保険株式会社理事名古屋営業第一部長 2017年 4月 同社執行役員名古屋営業第一部長 2018年 4月 同社執行役員業務品質部長 2020年 4月 当社執行役員内部監査部長(現職)	

(注)担当欄の()は副担当です。

従業員の状況

従業員数等

(2020年3月31日現在)

従業員数	2,215名
平均年齢	45.0歳
平均勤務年数	15.7年
平均年間給与	5,872,592円

(注) 1. 従業員数については、就業人員数を記載しています。
2. 平均年間給与は、賞与および基準外賃金を含んでいます。

新規採用数の推移

(各年度とも4月1日現在)

年度	社員(全国型・広域型)	社員(地域型)	合計
2016年度	24名	24名	48名
2017年度	32名	15名	47名
2018年度	26名	20名	46名
2019年度	33名	23名	56名
2020年度	33名	16名	49名

(注) 職種転換者および関連会社からの移籍者は除いています。

社員の採用と教育

採用方針

お客さまに最も身近で信頼されるリテール損害保険会社の実現を目指す当社では、地域に密着した代理店とともに高品質なサービスを提供する独自のビジネスモデルを実践することができる人材を求め、積極的な採用活動を行っています。具体的には、コミュニケーション力とリーダーシップを基盤に、「人に優しく向上心のある人材」を求めています。

採用にあたっては、基本的人権の尊重および就職の機会均等をすべての応募者に保障し、就職差別のない公平・明白な採用選考を行うという観点から、「公正採用基本方針」を策定し、面接者への教育を実施しています。また、面接を重視し、一人ひとりの適性・能力および意欲を見極めた採用を行っています。

社員育成体制

目指す人材像を「人に優しくコミュニケーション力の高い人材」「損害保険サービスのプロとなる人材」「牽引力あるリーダー人材」と定め、真のお客さま本位を自らの業務を通じて実践できる社員の教育・研修・育成を体系的なプログラムに基づき実施しています。新入社員に対しては、入社後2年以内に損害保険会社の社員として十分な技量を身につけることを目標に、教育・研修を実施しています。

また、階層別、部門別等の集合研修のほか、OJTや自己啓発等、全社員に共通するプログラムを提供し、個々に必要な知識や能力等に応じた教育・研修を実施しています。

また、教育や研修だけでなく、採用・配置(人事異動)・評価(昇格)のすべてを人材育成の機会と位置付けて、人材育成の取り組みを推進しています。

福利厚生制度

法律で定められている社会保険等の福利厚生制度のほか、以下の諸制度を実施しています。

・財形貯蓄制度 ・持株会制度 ・共済会 ・各種保養施設 ほか

人権啓発への取り組み

当社では「人権啓発推進委員会」を設置し、全社員を対象とした人権啓発研修を実施することによって、人権を尊重する企業風土の醸成に取り組んでいます。また、セクシュアルハラスメントやパワーハラスメント等のハラスメントを防止するため「ハラスメント防止規程」を定めています。社員からの相談に対応するためにハラスメント等相談窓口を設置し、迅速かつ適切に対応することによって、働きやすい職場環境の確立に取り組んでいます。

健康経営の取り組み

当社は、経営理念である「最も身近で信頼されるリテール損害保険会社」を実現するためには、社員とその家族の健康の充実が重要であるとの考えに基づき「日新火災健康宣言」を掲げ、健康経営に取り組んでいます。当社の健康経営の取り組みは「東京海上グループ健康憲章」に則っています。

日新火災健康宣言

当社は、経営理念である「最も身近で信頼されるリテール損害保険会社」を実現するためには、「社員が心身ともに健康であり、個々の持てる能力を存分に発揮すること」が不可欠と考えます。

社員とその家族の健康が、社員自身の幸せと同時にお客さまの幸せおよび社会への貢献にも繋がる大事な礎と考え、社員がやりがいを感じいきいきと働き続けることのできる環境づくりを推進します。

健康経営推進体制

当社の健康経営は、会社と健康保険組合が一体となって取り組む「コラボヘルス」によって推進しています。社員の健康課題の把握や対策の立案、実施、評価および改善は健康管理推進委員会が中心となってPDCAを実践しています。健康管理推進委員会では主任健康管理者である常務執行役員が委員長となって、人事企画部、労働組合、産業医・保健師、健康保険組合が参加して議案を審議し、各地区の健康経営推進担当者を通じて健康増進に向けた取り組みを実施しています。また、年度計画や取組状況については、定期的に経営会議に報告しています。

具体的には、BMI、血糖、血圧、脂質、肝機能等の検査結果や、喫煙率、運動習慣、朝食摂取率、飲酒頻度等の問診結果から生活習慣病リスクを把握し、社員の健康増進に向けた対策を立案、推進しています。特に、メンタル不調者対策、生活習慣病対策、喫煙対策を重点施策として掲げ、「経営者トップを責任者とするトップダウンの推進」、「ライン管理職による職場の環境改善・快適化の推進」、「日新火災健康保険組合との連携による推進」、「働く社員自らの健康意識向上による推進」を基本方針として、各種取り組みを実施しています。

中期経営計画においても「社員の心身の健康と充実が、当社ならではの価値提供の第一歩」であるとしており、これからも社員全員の健康増進に積極的に取り組んでいきます。



企業集団の状況

主要な事業の内容および組織の構成

当社グループは、持株会社である東京海上ホールディングス株式会社のもと、当社および子会社4社で構成され、損害保険事業を営んでいます。2020年3月31日現在の事業系統図は以下のとおりです。

(1) 損害保険事業および保険関連事業

損害保険事業を営んでいる会社は、当社です。

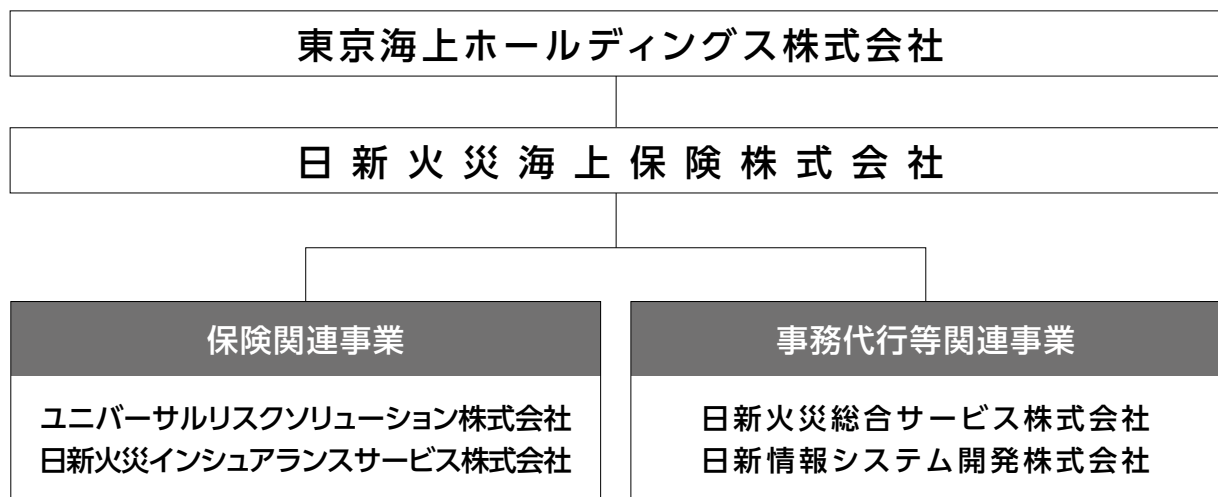
保険関連事業を営んでいる会社は、子会社であるユニバーサルリスクソリューション株式会社および日新火災インシュアランスサービス株式会社であり、それぞれリスクコンサルタント業務、保険募集代理業務等を主要事業としています。

(2) 事務代行等関連事業

事務代行等関連事業を営んでいる会社は、子会社である日新火災総合サービス株式会社および日新情報システム開発株式会社であり、それぞれ物流関係業務、システム開発業務等を主要事業としています。

〔事業系統図〕

(2020年3月31日現在)



子会社

(2020年3月31日現在)

会社名	設立年月日	資本金	当社の議決権の所有割合	本社所在地	主な事業内容
日新火災総合サービス株式会社	1983. 2. 1	百万円 10	100 %	東京都千代田区 神田駿河台2-3	荷造・印刷・製本・集配業務、 付随設備保守管理業務等
日新情報システム開発株式会社	1988. 11. 1	20	100	埼玉県さいたま市 浦和区上木崎2-7-5	プログラム作成、ソフトウェア開発
ユニバーサルリスクソリューション株式会社	2000. 4. 11	10	100	東京都千代田区 神田駿河台2-3	リスクコンサルタント業務
日新火災インシュアランスサービス株式会社	1957. 7. 24	20	100	東京都千代田区 神田駿河台2-3	保険募集代理業

連結財務諸表

当社では、連結財務諸表を作成していません。

設備の状況

設備投資等の概要

当期の設備投資は、主として、営業店舗の建物・設備等の維持改善を目的に実施しました。当期中の投資総額は9億43百万円でした。

主要な設備の状況

(2020年3月31日現在)

店 名	所 属 出 先 機 関	帳 簿 価 額 (百万円)				従業員数
		土地(面積 m ²)	建 物	動 産	リース資産	
東 京 本 社※1	9 店	10,530(3,285)	3,450	201	—	572 人
さいたま本社※2	5	3,086(9,524)	1,528	515	—	214
信 越 事 業 部	6	281(1,826)	170	8	—	89
神 奈 川 事 業 部	3	0(207)	192	7	—	73
北 海 道 事 業 部	6	—(—)	—	22	—	87
北 東 北 事 業 部	12	1,003(2,537)	607	24	—	211
南 東 北 事 業 部						
静 岡 事 業 部	4	4(158)	79	9	—	76
東 海 第 1 事 業 部	8	464(2,183)	830	54	—	208
東 海 第 2 事 業 部						
北 陸 事 業 部	3	27(121)	169	6	—	66
京 滋 事 業 部	20	295(1,231)	369	63	—	418
関 西 第 1 事 業 部						
関 西 第 2 事 業 部						
中 国 事 業 部						
四 国 事 業 部	11	288(1,417)	118	33	—	201
九 州 第 1 事 業 部						
九 州 第 2 事 業 部						

※1 東京第1事業部、東京第2事業部、関東第1事業部を含む。

※2 関東第2事業部を含む。

(注)1. 上記「店名」は、本社または事業部ごとの区分によって記載し、「所属出先機関」以下の各計数は、同一の本社または事業部に属する支店、支社および営業所等出先機関の合計を記載しています。各本社・事業部の所在地については、P130「店舗の一覧」をご参照ください。

2. 上記はすべて営業用設備です。

3. 上記のほか、主要な賃貸用設備として以下のものがあります。

(単位：百万円)

設 備 名	帳 簿 価 額	
	土地(面積 m ²)	建 物
名古屋ビル (名古屋市中区)	1 (211)	203

4. 前記のほか、主要な社宅用・厚生用設備として以下のものがあります。

(単位：百万円)

設 備 名	帳 簿 価 額	
	土地(面積 m ²)	建 物
トークハイム日進 (さいたま市北区)	804 (3,529)	371

5. 主要な設備のうち、リース契約によるものについては該当ありません。

店舗の一覧

東京本社（本店）	〒101-8329	東京都千代田区神田駿河台2-3	(03) 3292-8000
さいたま本社	〒330-9311	埼玉県さいたま市浦和区上木崎2-7-5	

- 主な店舗を掲載しています。
- 各店舗の営業時間は、9:00～17:00（土日祝日除く）です。
- 電話番号横に記載している〈営〉、〈損〉の文字は、それぞれ「営業担当」、「損害サービス担当」を表しています。

（2020年7月1日現在）

北海道事業部	〒060-0003	北海道札幌市中央区北三条西1-1-1（札幌ブリックキューブ4F）	(011) 241-1311
札幌サービス支店	〒060-0003	北海道札幌市中央区北三条西1-1-1（札幌ブリックキューブ4F）	〈営〉 (011) 241-1315 〈損〉 (011) 241-1313
南北海道サービス支店	〒053-0022	北海道苫小牧市表町2-1-14（王子不動産第3ビル3F）	〈営〉 (0144) 34-8191 〈損〉 (0144) 30-9022
旭川サービス支店	〒070-0034	北海道旭川市4条通9-1704-12（朝日生命旭川ビル3F）	〈営〉 (0166) 26-4431 〈損〉 (0166) 23-2732
道東サービス支店	〒085-0015	北海道釧路市北大通12-1-4（明治安田生命釧路第2ビル5F）	〈営〉 (0154) 23-8251 〈損〉 (0154) 23-8260

北東北事業部	〒020-0034	岩手県盛岡市盛岡駅前通15-19（フコク生命ビル2F）	(019) 623-4330
盛岡サービス支店	〒020-0034	岩手県盛岡市盛岡駅前通15-19（フコク生命ビル2F）	〈営〉 (019) 623-4316 〈損〉 (019) 623-4368
岩手南サービス支店	〒024-0032	岩手県北上市川岸3-10-2（東北永愛友商事ビル2F）	〈営〉 (0197) 65-3821 〈損〉 (0197) 65-3833
青森サービス支店	〒030-0861	青森県青森市長島2-10-3（青森フコク生命ビル6F）	〈営〉 (017) 775-1461 〈損〉 (017) 775-1465
八戸サービス支店	〒031-0072	青森県八戸市城下4-5-9（日新火災八戸ビル2F）	〈営〉 (0178) 43-1567 〈損〉 (0178) 44-5309
秋田サービス支店	〒010-0001	秋田県秋田市中通4-5-2（明治安田生命秋田第二ビル4F）	〈営〉 (018) 837-5255 〈損〉 (018) 837-5254

南東北事業部	〒980-0804	宮城県仙台市青葉区大町1-4-7（日新火災仙台ビル5F）	(022) 227-3153
仙台サービス支店	〒980-0804	宮城県仙台市青葉区大町1-4-7（日新火災仙台ビル2F）	〈営〉 (022) 263-5465 〈損〉 (022) 227-2133
山形サービス支店	〒990-0023	山形県山形市松波1-8-14（日新火災山形ビル2F）	〈営〉 (023) 622-4006 〈損〉 (023) 624-2900
酒田サービス支社	〒998-0853	山形県酒田市みずほ2-19-1	〈営〉 (0234) 23-5106 〈損〉 (0234) 23-5968
郡山サービス支店	〒963-8871	福島県郡山市本町2-1-12（日新火災郡山ビル2F）	〈営〉 (024) 932-2266 〈損〉 (024) 932-2280
福島サービス支店	〒960-8035	福島県福島市本町5-5（殖産銀行フコク生命ビル7F）	〈営〉 (024) 526-0205 〈損〉 (024) 522-9831
いわきサービス支店	〒970-8026	福島県いわき市平字大町7-1（平セントラルビル7F）	〈営〉 (0246) 22-1881 〈損〉 (0246) 22-1951
会津若松サービス支店	〒965-0042	福島県会津若松市大町2-14-24（山本中央ビル2F）	〈営〉 (0242) 24-5661 〈損〉 (0242) 24-5797

東京第1事業部	〒101-8329	東京都千代田区神田駿河台2-3	(03) 5282-5540
東京東サービス支店	〒101-8329	東京都千代田区神田駿河台2-3	〈営〉 (03) 5282-5655 〈損〉 (03) 5282-5560
東京西サービス支店	〒101-8329	東京都千代田区神田駿河台2-3	〈営〉 (03) 5282-5656 〈損〉 (03) 5282-5668
多摩サービス支店	〒190-0012	東京都立川市曙町2-22-22（TBK立川ビル5F）	〈営〉 (042) 527-7771 〈損〉 (042) 524-0711
山梨サービス支店	〒400-0031	山梨県甲府市丸の内1-17-10（東武穴水ビル9F）	〈営〉 (055) 228-1277 〈損〉 (055) 228-1218

東京第2事業部	〒101-8329	東京都千代田区神田駿河台2-3	(03)5282-5555
公務金融サービス支店	〒101-8329	東京都千代田区神田駿河台2-3	〈営〉 (03)5282-5547 〈損〉 (03)5282-5546
東京中央サービス支店	〒101-8329	東京都千代田区神田駿河台2-3	〈営〉 (03)5282-5550 〈損〉 (03)5282-5611
東京南サービス支店	〒101-8329	東京都千代田区神田駿河台2-3	〈営〉 (03)5282-5657 〈損〉 (03)5282-5612

関東第1事業部	〒101-8329	東京都千代田区神田駿河台2-3	(03)5282-5639
水戸サービス支店	〒310-0805	茨城県水戸市中央1-1-7(日新火災水戸ビル2F)	〈営〉 (029)221-9125 〈損〉 (029)224-0823
つくばサービス支店	〒305-0031	茨城県つくば市吾妻1-12-9(セントラルビルつくば301)	〈営〉 (029)844-9125 〈損〉 (029)844-9130
千葉北サービス支店	〒277-0005	千葉県柏市柏4-8-1(柏東口金子ビル6F)	〈営〉 (04)7163-7443 〈損〉 (04)7163-8256
千葉サービス支店	〒260-0028	千葉県千葉市中央区新町24-9(千葉ウエストビル7F)	〈営〉 (043)244-0521 〈損〉 (043)244-3130
宇都宮サービス支店	〒320-0815	栃木県宇都宮市中河原町1-24(日新火災宇都宮ビル2F)	〈営〉 (028)635-1571 〈損〉 (028)635-1183

関東第2事業部	〒330-9311	埼玉県さいたま市浦和区上木崎2-7-5	(048)834-1498
埼玉新都心サービス支店	〒330-9311	埼玉県さいたま市浦和区上木崎2-7-5	〈営〉 (048)834-2295 〈損〉 (048)834-1834
埼玉東サービス支店	〒344-0067	埼玉県春日部市中央1-13-6(春日部フコク生命ビル3F)	〈営〉 (048)761-6181 〈損〉 (048)755-2836
埼玉北サービス支店	〒360-0042	埼玉県熊谷市本町2-48(熊谷第一生命ビル7F)	〈営〉 (048)523-1313 〈損〉 (048)523-1215
埼玉西サービス支店	〒350-1123	埼玉県川越市脇田本町1-2(山崎ビル8F)	〈営〉 (049)249-5117 〈損〉 (049)249-5125
群馬サービス支店	〒371-0023	群馬県前橋市本町2-4-3(日新火災前橋ビル3F)	〈営〉 (027)224-3622 〈損〉 (027)224-5021
太田サービス支店	〒373-0851	群馬県太田市飯田町945(日新火災太田ビル2F)	〈営〉 (0276)45-4691 〈損〉 (0276)45-4702

信越事業部	〒330-9311	埼玉県さいたま市浦和区上木崎2-7-5	(048)834-1479
長野サービス支店	〒380-0824	長野県長野市南石堂町1293(長栄南石堂ビル2F)	〈営〉 (026)225-7980 〈損〉 (026)225-7982
松本サービス支店	〒390-0874	長野県松本市大手2-10-3(日新火災松本ビル2F)	〈営〉 (0263)33-3210 〈損〉 (0263)33-9700
新潟サービス支店	〒950-0087	新潟県新潟市中央区東大通1-3-8(明治安田生命新潟駅前ビル2F)	〈営〉 (025)245-0324 〈損〉 (025)245-0345
長岡サービス支店	〒940-0052	新潟県長岡市神田町2-1-6(日新火災長岡ビル2F)	〈営〉 (0258)32-2285 〈損〉 (0258)32-2293
三条サービス支店	〒959-1232	新潟県燕市井土巻3-11(スギコビル6F)	〈営〉 (0256)66-0560 〈損〉 (0256)66-0561

神奈川事業部	〒231-0007	神奈川県横浜市中区弁天通5-72(日新火災横浜ビル8F)	(045)633-5280
横浜サービス支店	〒221-0052	神奈川県横浜市中区栄町8-1(ポートサイドビル1F)	〈営〉 (045)461-2223 〈損〉 (045)461-2521
横浜中央サービス支店	〒231-0007	神奈川県横浜市中区弁天通5-72(日新火災横浜ビル4F)	〈営〉 (045)633-5291 〈損〉 (045)633-5295
神奈川県央サービス支店	〒252-0303	神奈川県相模原市南区相模大野7-1-6(相模大野第一生命ビル6F)	〈営〉 (042)749-1912 〈損〉 (042)749-1921
湘南サービス支店	〒254-0034	神奈川県平塚市宝町3-1(平塚MNビル9F)	〈営〉 (0463)21-2176 〈損〉 (0463)21-6651

店舗の一覧

静岡事業部	〒420-0031	静岡県静岡市葵区呉服町1-1-2(静岡呉服町スクエア9F)	(054)253-3105
静岡サービス支店	〒420-0031	静岡県静岡市葵区呉服町1-1-2(静岡呉服町スクエア9F)	〈営〉 (054)254-8861 〈損〉 (054)254-8896
藤枝サービス支店	〒426-0034	静岡県藤枝市駅前1-15-1(マークス・ザ・タワー藤枝101)	〈営〉 (054)645-2200 〈損〉 (054)333-9292
沼津サービス支店	〒410-0801	静岡県沼津市大手町4-3-45(アグラ沼津6F)	〈営〉 (055)962-1311 〈損〉 (055)962-7086
富士サービス支店	〒417-0045	静岡県富士市錦町1-2-1(シンセアビル錦町6F)	〈営〉 (0545)52-1532 〈損〉 (0545)51-9731
浜松サービス支店	〒430-0928	静岡県浜松市中区板屋町527(静岡不動産ビル4F)	〈営〉 (053)455-4311 〈損〉 (053)455-4395

東海第1事業部	〒460-0003	愛知県名古屋市中区錦2-4-11(日新火災名古屋ビル2F)	(052)231-7676
名古屋第1サービス支店	〒460-0003	愛知県名古屋市中区錦2-4-11(日新火災名古屋ビル3F)	〈営〉 (052)231-1112 〈損〉 (052)231-1113
名古屋第2サービス支店	〒460-0003	愛知県名古屋市中区錦2-4-11(日新火災名古屋ビル3F)	〈営〉 (052)231-7882 〈損〉 (052)231-9226
三河サービス支店	〒444-0044	愛知県岡崎市康生通南2-5(日新火災岡崎ビル2F)	〈営〉 (0564)21-1601 〈損〉 (0564)21-1576
愛知北サービス支店	〒486-0844	愛知県春日井市鳥居松町2-268(日新火災春日井ビル2F)	〈営〉 (0568)81-8400 〈損〉 (0568)81-6911
一宮サービス支店	〒491-0042	愛知県一宮市松降1-2-18(松降ビル2F)	〈営〉 (0586)72-0178 〈損〉 (0586)72-0511

東海第2事業部	〒460-0003	愛知県名古屋市中区錦2-4-11(日新火災名古屋ビル2F)	(052)231-7531
岐阜サービス支店	〒500-8069	岐阜県岐阜市今小町28(日新火災岐阜ビル2F)	〈営〉 (058)264-7261 〈損〉 (058)264-8231
高山サービス支社	〒506-0025	岐阜県高山市天満町4-64-8(第一ビル2F)	〈営〉 (0577)32-1277 〈損〉 (0577)32-5508
多治見サービス支店	〒507-0034	岐阜県多治見市豊岡町2-57-2(日新火災多治見ビル2F)	〈営〉 (0572)22-7268 〈損〉 (0572)25-8661
三重サービス支店	〒510-0068	三重県四日市市三栄町2-17(日新火災四日市ビル2F)	〈営〉 (059)351-2477 〈損〉 (059)351-2977
三重中央サービス支店	〒514-0028	三重県津市東丸之内22-14(津フコク生命ビル3F)	〈営〉 (059)227-5185 〈損〉 (059)227-6231

北陸事業部	〒920-0981	石川県金沢市片町1-3-27(日新火災金沢ビル3F)	(076)203-9005
金沢サービス支店	〒920-0981	石川県金沢市片町1-3-27(日新火災金沢ビル4F)	〈営〉 (076)263-2150 〈損〉 (076)263-2180
福井サービス支店	〒910-0005	福井県福井市大手3-14-9(商工中金E・S福井ビル4F)	〈営〉 (0776)21-0401 〈損〉 (0776)27-2851
富山サービス支店	〒930-0004	富山県富山市桜橋通り6-11(富山フコク生命第2ビル3F)	〈営〉 (076)433-3545 〈損〉 (076)433-3557

京滋事業部	〒600-8004	京都府京都市下京区四条通寺町西入ル奈良物町358(日新火災京都ビル8F)	(075)211-4591
京都サービス支店	〒600-8004	京都府京都市下京区四条通寺町西入ル奈良物町358(日新火災京都ビル7F)	〈営〉 (075)211-4592 〈損〉 (075)211-4594
福知山サービス支社	〒620-0059	京都府福知山市厚東町208(FM-Eビル2F)	〈営〉 (0773)22-6327 〈損〉 (0773)24-6390
大津サービス支店	〒520-0806	滋賀県大津市打出浜13-49(日新火災大津ビル2F)	〈営〉 (077)522-4077 〈損〉 (077)522-4179
彦根サービス支店	〒522-0073	滋賀県彦根市旭町1-24(田中ビル2nd5F)	〈営〉 (0749)22-1826 〈損〉 (0749)23-1960

関西第1事業部	〒530-0017	大阪府大阪市北区角田町8-1(梅田阪急ビルオフィスタワー19F)	(06)6312-9820
大阪中央サービス支店	〒530-0017	大阪府大阪市北区角田町8-1(梅田阪急ビルオフィスタワー19F)	〈営〉(06)6312-9825 〈損〉(06)6312-9838
大阪北サービス支店	〒530-0017	大阪府大阪市北区角田町8-1(梅田阪急ビルオフィスタワー19F)	〈営〉(06)6312-9821 〈損〉(06)6312-9807
神戸サービス支店	〒651-0086	兵庫県神戸市中央区磯上通7-1-30(三宮フコク生命ビル2F)	〈営〉(078)242-4911 〈損〉(078)242-4930
姫路サービス支店	〒670-0965	兵庫県姫路市東延末1-1(姫路NKビル10F)	〈営〉(079)288-5580 〈損〉(079)288-5376

関西第2事業部	〒530-0017	大阪府大阪市北区角田町8-1(梅田阪急ビルオフィスタワー19F)	(06)6312-9805
大阪東サービス支店	〒530-0017	大阪府大阪市北区角田町8-1(梅田阪急ビルオフィスタワー19F)	〈営〉(06)6312-9835 〈損〉(06)6312-9846
南大阪サービス支店	〒590-0063	大阪府堺市堺区中安井町3-2-13(堺フコク生命ビル3F)	〈営〉(072)238-1985 〈損〉(072)222-3873
和歌山サービス支店	〒640-8045	和歌山県和歌山市ト半町31(日新火災和歌山ビル2F)	〈営〉(073)422-1131 〈損〉(073)422-1134
田辺サービス支店	〒646-0026	和歌山県田辺市宝来町24-26(ダイエー田辺ショッピングセンター3F)	〈営〉(0739)24-1621 〈損〉(0739)24-1671
奈良サービス支店	〒634-0078	奈良県橿原市八木町1-6-1(草葉ビル6F)	〈営〉(0744)23-3650 〈損〉(0744)23-3982

中国事業部	〒700-0904	岡山県岡山市北区柳町2-10-22(日新火災岡山ビル2F)	(086)235-1575
広島サービス支店	〒730-0036	広島県広島市中区袋町3-17(シシンヨービル6F)	〈営〉(082)247-9262 〈損〉(082)247-9265
福山サービス支店	〒720-0064	広島県福山市延広町1-25(明治安田生命福山駅前ビル6F)	〈営〉(084)922-2129 〈損〉(084)923-4108
山口サービス支店	〒747-0809	山口県防府市寿町2-11(吉幸ビル1F)	〈営〉(0835)25-1711 〈損〉(0835)38-6250
岡山サービス支店	〒700-0904	岡山県岡山市北区柳町2-10-22(日新火災岡山ビル2F)	〈営〉(086)225-0541 〈損〉(086)224-7976
島根サービス支店	〒690-0887	島根県松江市殿町516(山陰鴻池ビル4F)	〈営〉(0852)22-3525 〈損〉(0852)22-3575
鳥取サービス支社	〒680-0846	鳥取県鳥取市扇町7(鳥取フコク生命駅前ビル3F)	〈営〉(0857)23-4651 〈損〉(0857)21-7415

四国事業部	〒760-0025	香川県高松市古新町8-1(高松スクエアビル8F)	(087)851-0026
高松サービス支店	〒760-0025	香川県高松市古新町8-1(高松スクエアビル8F)	〈営〉(087)851-0030 〈損〉(087)851-0032
松山サービス支社	〒790-0002	愛媛県松山市二番町4-5-2(R-2番町ビル5F)	〈営〉(089)941-8298 〈損〉(089)931-6113
四国中央サービス支店	〒799-0411	愛媛県四国中央市下柏町75-1(ロイヤルマンション柏1F)	〈営〉(0896)24-5306 〈損〉(0896)24-5324
徳島サービス支社	〒770-0831	徳島県徳島市寺島本町西1-7-1(徳島駅前171ビル4F)	〈営〉(088)622-3711 〈損〉(088)622-3716
高知サービス支店	〒780-0834	高知県高知市堺町2-26(高知中央ビジネススクエア9F)	〈営〉(088)823-4488 〈損〉(088)823-4469

店舗の一覧

九州第1事業部	〒812-0025	福岡県福岡市博多区店屋町8-30(博多フコク生命ビル7F)	(092)281-8162
福岡サービス支店	〒812-0025	福岡県福岡市博多区店屋町8-30(博多フコク生命ビル8F)	〈営〉 (092)281-8161 〈損〉 (092)281-8164
久留米サービス支店	〒830-0032	福岡県久留米市東町38-44(朝日生命久留米東町ビル4F)	〈営〉 (0942)35-2819 〈損〉 (0942)33-4450
佐賀サービス支社	〒840-0801	佐賀県佐賀市駅前中央1-10-37(佐賀駅前センタービル8F)	〈営〉 (0952)22-4711 〈損〉 (0952)22-4181
北九州サービス支店	〒802-0066	福岡県北九州市小倉北区荻崎町1-4(日新火災小倉ビル1F)	〈営〉 (093)923-1581 〈損〉 (093)923-1591
大分サービス支店	〒870-0026	大分県大分市金池町2-6-15(EME大分駅前ビル3F)	〈営〉 (097)535-2143 〈損〉 (097)535-2141

九州第2事業部	〒812-0025	福岡県福岡市博多区店屋町8-30(博多フコク生命ビル7F)	(092)281-8171
熊本サービス支店	〒860-0844	熊本県熊本市中央区水道町14-27(KADビル8F)	〈営〉 (096)325-7211 〈損〉 (096)325-7115
鹿児島サービス支店	〒890-0063	鹿児島県鹿児島市鴨池2-10-20(日新火災鹿児島ビル2F)	〈営〉 (099)254-1115 〈損〉 (099)254-2440
宮崎サービス支店	〒880-0805	宮崎県宮崎市橘通東1-7-4(第1宮銀ビル5F)	〈営〉 (0985)24-3833 〈損〉 (0985)24-3883
長崎サービス支店	〒850-0032	長崎県長崎市興善町6-5(興善町イーストビル1F)	〈営〉 (095)825-4131 〈損〉 (095)825-4135
佐世保サービス支店	〒857-0805	長崎県佐世保市光月町4-14(日新火災佐世保ビル2F)	〈営〉 (0956)23-3171 〈損〉 (0956)23-3230

安心サービス部	〒330-9311	埼玉県さいたま市浦和区上木崎2-7-5	(048)834-1539
安心初期対応センター	〒330-9311	埼玉県さいたま市浦和区上木崎2-7-5	(048)834-1539
安心お支払センター(ロードサービス担当)	〒330-9311	埼玉県さいたま市浦和区上木崎2-7-5	(048)834-2731
安心お支払センター(車物・人傷・債権管理・書類管理担当)	〒330-9311	埼玉県さいたま市浦和区上木崎2-7-5	(048)834-1776
自賠責損害サービスセンター	〒330-9311	埼玉県さいたま市浦和区上木崎2-7-5	(048)834-2577
カスタマーセンター(事故受付チーム)	〒330-9311	埼玉県さいたま市浦和区上木崎2-7-5	(048)834-1348

火新損害サービス部	〒101-8329	東京都千代田区神田駿河台2-3	(03)5282-5557
損害サービス課	〒101-8329	東京都千代田区神田駿河台2-3	(03)5282-5557
医療保険サービスセンター	〒101-8329	東京都千代田区神田駿河台2-3	(03)5282-5647
北海道火新サービスセンター	〒060-0003	北海道札幌市中央区北三条西1-1-1(札幌ブリックキューブ4F)	(011)241-1314
東北火新サービスセンター	〒980-0804	宮城県仙台市青葉区大町1-4-7(日新火災仙台ビル5F)	(022)227-2135
傷害サービスセンター(第1G)	〒330-9311	埼玉県さいたま市浦和区上木崎2-7-5	(048)834-1124
傷害サービスセンター(第2G)	〒330-9311	埼玉県さいたま市浦和区上木崎2-7-5	(048)834-1192
傷害サービスセンター(第3G)	〒330-9311	埼玉県さいたま市浦和区上木崎2-7-5	(048)834-2371
首都圏火新サービスセンター	〒101-8329	東京都千代田区神田駿河台2-3	(03)5282-5558
東海火新サービスセンター	〒460-0003	愛知県名古屋市中区錦2-4-11(日新火災名古屋ビル2F)	(052)231-9225
西日本火新サービスセンター	〒530-0017	大阪府大阪市北区角田町8-1(梅田阪急ビルオフィスタワー19F)	(06)6312-9850
九州火新サービスセンター	〒812-0025	福岡県福岡市博多区店屋町8-30(博多フコク生命ビル7F)	(092)281-8136

サービス24 (受付時間 24時間365日)
事故受付、ロードサービスへの取り次ぎ等

0120-25-7474

日新火災テレホンサービスセンター (受付時間 平日 9:00~20:00 土日祝日 9:00~17:00)
自動車保険(ユーサイド)の契約内容変更、各種相談・問い合わせ等

0120-616-898

店舗ネットワーク

部※1	22
サービス支店・支社※2	95
支社	11
損害サービスセンター	11
事務所	2

北海道

部	1
サービス支店・支社	4
支社	3
損害サービスセンター	1

東北

部	2
サービス支店・支社	12
支社	2
損害サービスセンター	1

中国・四国

部	2
サービス支店・支社	11
支社	1
事務所	1

関東・甲信越

部	8
サービス支店・支社	27
支社	3
損害サービスセンター	6

関西

部	3
サービス支店・支社	13
損害サービスセンター	1

東海・北陸

部	4
サービス支店・支社	18
支社	1
損害サービスセンター	1

九州・沖縄

部	2
サービス支店・支社	10
支社	1
事務所	1
損害サービスセンター	1

主な店舗の一覧についてはP.130をご参照ください。

※1 部には、「事業部、安心サービス部、火新損害サービス部」の合計部数を表示しています。

※2 当社では、各地のサービス支店・支社において、営業と損害サービスを一体化したサービスをお届けしています。

日新火災海上保険株式会社

〒101-8329 東京都千代田区神田駿河台2-3

TEL.03-3292-8000(大代表)

<https://www.nisshinfire.co.jp/>

日新火災は、東京海上日動と同じグループの会社です。
日新火災は、東京2020オリンピック・パラリンピックを応援しています。



東京2020 ゴールドパートナー（損害保険）

